

第三期

徳島県廃棄物処理計画



平成23年3月

徳島県

< 目次 >

第1章 計画の意義

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	3
第3節	計画の期間	4

第2章 廃棄物処理の現状

第1節	一般廃棄物(ごみ)の現状(20年度実績)	5
第2節	一般廃棄物(生活排水)の現状(20年度実績)	15
第3節	産業廃棄物の現状(20年度実績)	19
第4節	その他の現状	29

第3章 第二期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

第1節	一般廃棄物の目標達成に関する点検評価	31
第2節	産業廃棄物の目標達成に関する点検評価	44

第4章 排出量及び処理量の見込み

第1節	一般廃棄物(ごみ)の将来予測	55
第2節	産業廃棄物の将来予測	58

第5章 廃棄物の減量等目標値

第1節	一般廃棄物(ごみ)の目標値	61
第2節	産業廃棄物の目標値	69

第6章 基本施策

第1節	減量化目標のための取り組み	73
第2節	適正処理のための取り組み	77
第3節	処理施設の確保	80
第4節	循環型社会構築のための取り組み	81
第5節	関係者の役割	83

第7章 計画の進行管理

第1節	推進体制	89
第2節	計画管理と事後評価	89

用語の定義・解説	90
----------	----

第1章

計画の意義

第1章 計画の意義

第1節 計画策定の目的

我が国では、循環型社会を構築していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種リサイクル関連法の制定等の対策が行われてきました。

このような対策により、相当程度の改善は図られたものの、徳島県においても今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、循環型社会の形成には未だ至らず、不法投棄を始めとする不適正処理についても、改善傾向は見られるものの、未だ撲滅には至っていません。

さらに、近年は、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクル等を取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化等の地球環境問題への対応も急務になっています。

これらの諸問題に対応していくため、これまでの大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制、再使用・再生利用等の3Rを推進することで、社会における物質循環を確保し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

この観点に立ち、徳島県では平成13年度に「第一期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量や適正処理等の目標値を掲げるとともに、同計画に基づいた廃棄物処理行政を行ってきました。しかし、依然として廃棄物の排出量等が高水準で推移している状況から、更なる取り組みが必要となったため、平成17年度に同計画を見直し、「第二期徳島県廃棄物処理計画」を策定しました。

なお、第二期計画の期間は5年間であり、計画目標年次は平成22年度です。

今回、第二期徳島県廃棄物処理計画の目標年次を迎えるにあたり、ごみ減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、この評価結果を基に課題を抽出して目標値及び施策の見直しを行った上で、「第三期徳島県廃棄物処理計画」を策定することとしました。

今後は、「第三期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民・事業者・市町村及び県が一体となり、徳島県における循環型社会構築を目指した取り組みを推進していくこととなります。

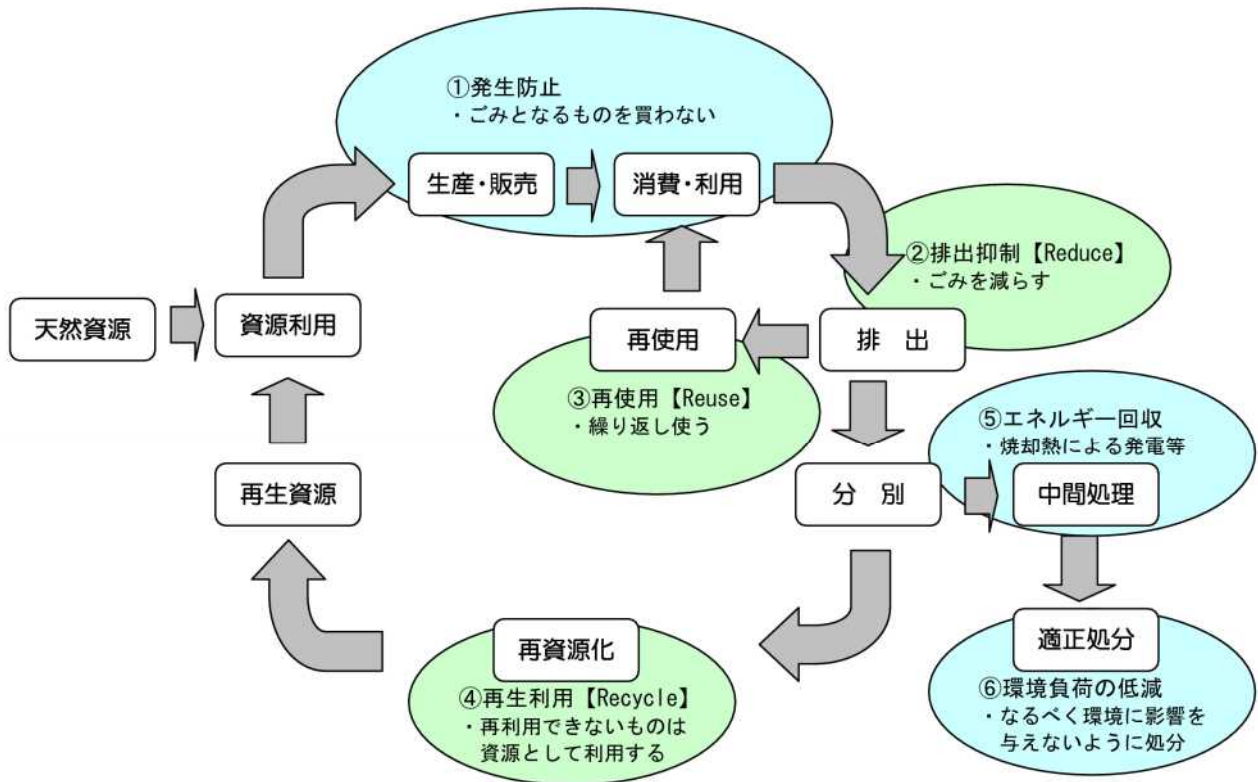


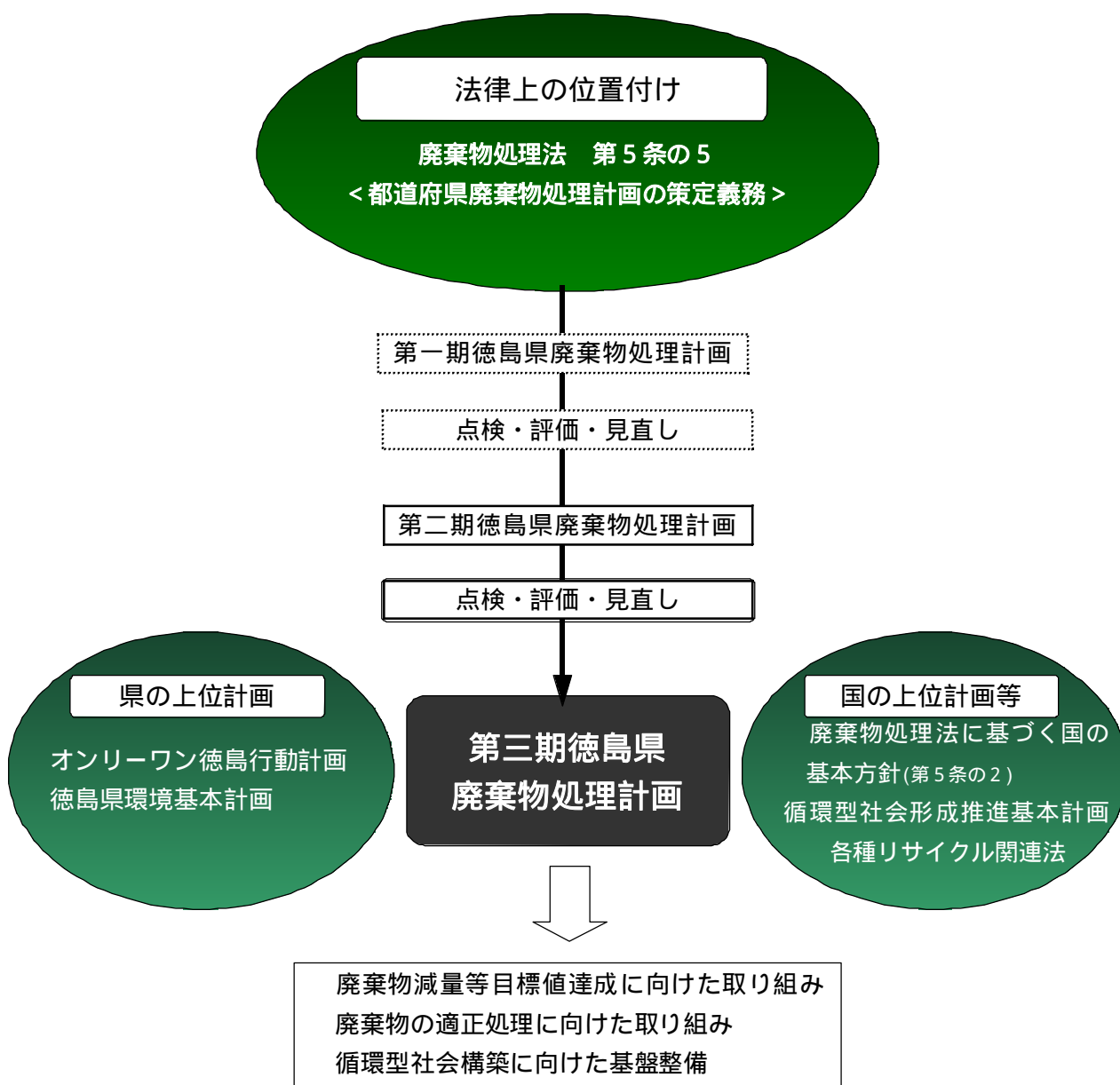
図 1 - 1 - 1 循環型社会の姿

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画です。

本計画は、同法第5条の2に基づき、国が定める「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の内容を遵守するとともに、「循環型社会形成推進基本法」や各種の廃棄物リサイクル関連法の趣旨を尊重して策定するものとします。

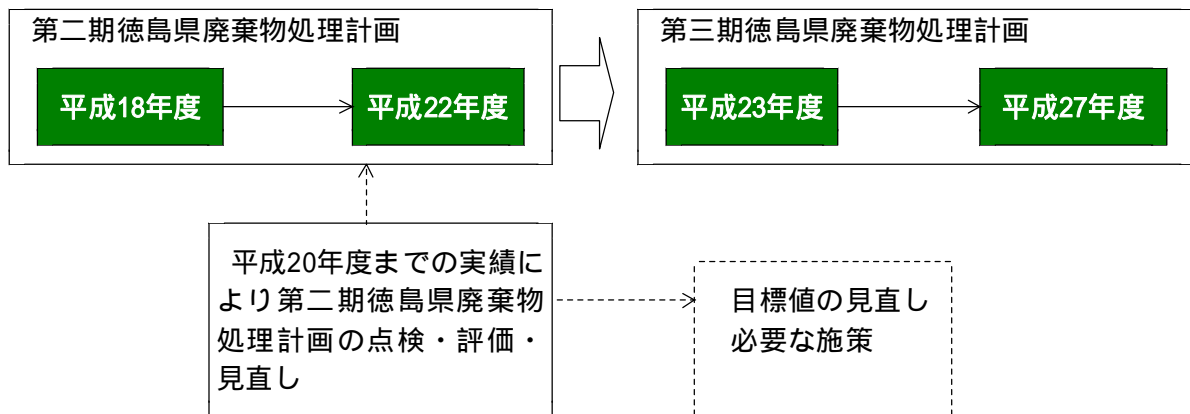
また、「オンリーワン徳島行動計画」「徳島県環境基本計画」などの上位計画や廃棄物関連の各種計画との整合性にも配慮します。



第3節 計画の期間

本計画の対象期間は平成23年度から平成27年度までの5か年とし、平成27年度を目標年度とします。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の目標年度である平成27年度における廃棄物排出量の予測及びごみ減量等目標値の設定、目標を達成するための施策の検討を行います。



第2章

廃棄物処理の現状

第2章 廃棄物処理の現状

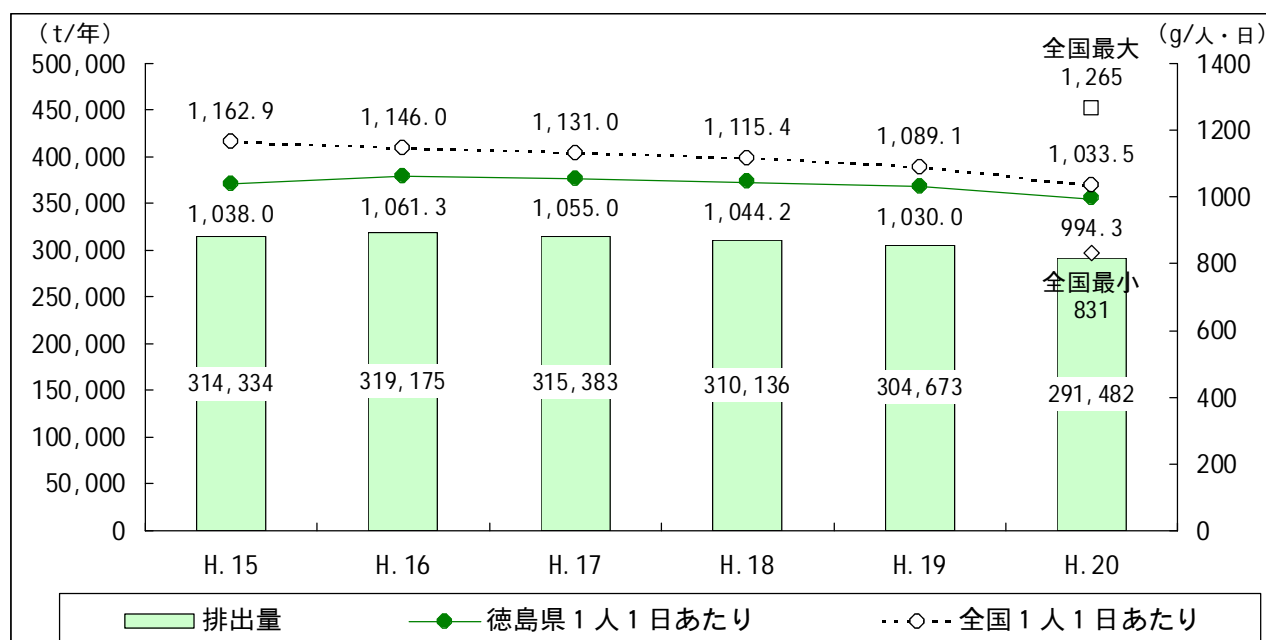
第1節 一般廃棄物（ごみ）の現状(20年度実績)

1. ごみの排出量の推移

1) 排出量及び1人1日あたり排出量の推移

ごみの排出量は、全国的にやや微減傾向にあり、本県においても平成16年度をピークに排出量は減少しつつあります。特に平成20年度においては、顕著な減少傾向を示しています。平成20年度における排出量は29万1千t、第二期徳島県廃棄物処理計画の基準年度である平成15年度と指数比較すると7.3%の減少となっています。ごみの排出量が減少している原因としては、平成19年度後半からの原油価格の高騰や、その後の世界同時不況の影響を顕著に受けた結果であると考えられます。

また、1人1日あたり排出量でみると、平成15年度には1,038.0g/人・日であったものが、平成20年度には994.3g/人・日まで減少しており、4.2%減少しています。これを、全国の1人1日あたり排出量と比較すると、約39g/人・日程度低い値となっています。なお、平成20年度実績では、全国47都道府県中、本県は低い方から22位となり、排出量はやや少ない位置にあります。



排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

図2-1-1 排出量の推移

表 2 - 1 - 1 排出量の指数比較(H.15を100)

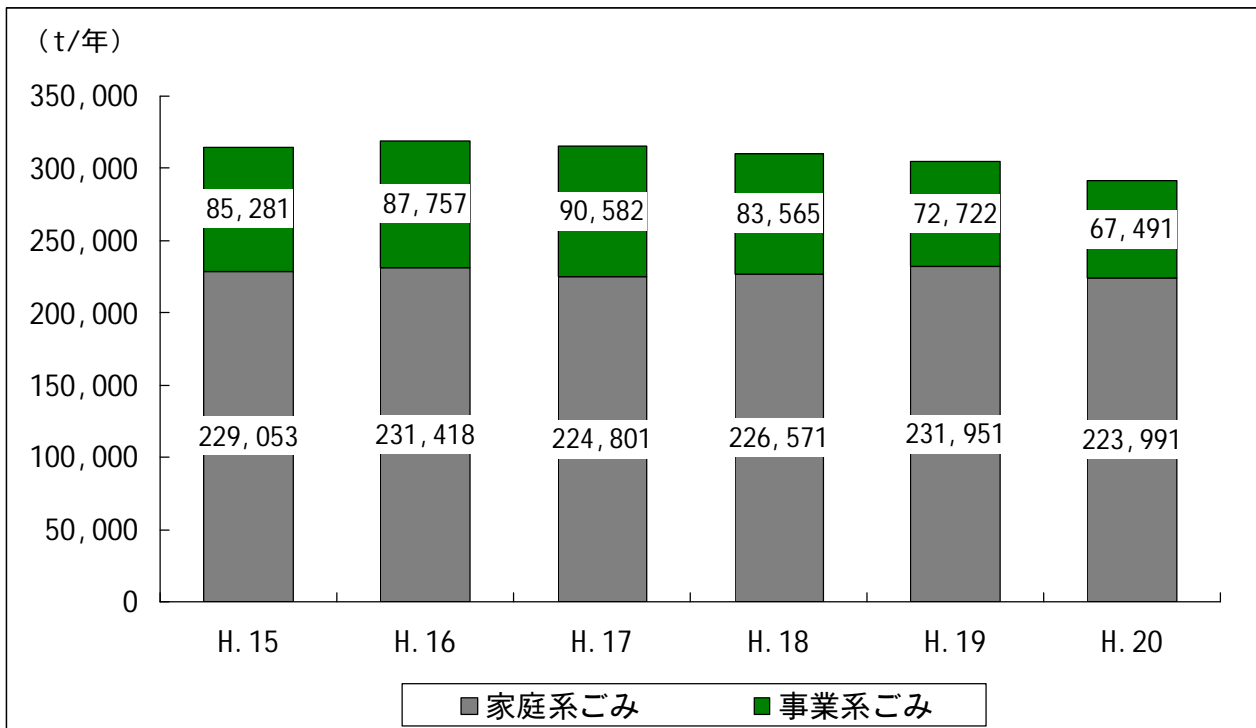
	H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20
排出量(t/年の指数)	100.0	100.8	102.4	100.7	98.9	94.6
徳島県 1 人 1 日あたり(g/人・日の指数)	100.0	102.2	101.6	100.6	99.2	95.8
全国 1 人 1 日あたり(g/人・日の指数)	100.0	98.5	97.3	95.9	93.7	88.9

2) 排出形態別ごみ排出量の推移

家庭系ごみ、事業系ごみ毎のごみの排出量の推移をみると、家庭系ごみは増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向となっていますが、事業系ごみは平成17年度をピークに減少傾向に転じています。

事業系ごみは、産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物であり、事業者が市町村施設へ直接搬入又は許可業者を介して搬入したものです。平成15年度を100とした場合の指数でみると、平成20年度には家庭系ごみは2.2%減少と、ほぼ横這いとなっていますが、事業系ごみは20.9%と大きく減少しています。

なお、事業系ごみの排出量に占める割合は、全国平均では31.2%となっていますが、本県は27.6%となっており、全国より低い状況にあります。



※家庭系ごみ=家庭系ごみ収集量+家庭系ごみ直接搬入量+集団回収量
事業系ごみ=事業系ごみ収集量+事業系ごみ直接搬入量

図 2 - 1 - 2 排出形態別排出量の推移

表 2 - 1 - 2 排出形態別排出量の指数比較(H.15を100)

	H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20
家庭系ごみ	100.0	101.0	98.1	98.9	101.3	97.8
事業系ごみ	100.0	102.9	106.2	98.0	85.3	79.1

3) ごみ種別排出量の推移

平成15年度と平成20年度のごみ種別の割合を比較すると、不燃ごみ・粗大ごみ・集団回収が減少し、可燃ごみと資源ごみの割合が増加しています。

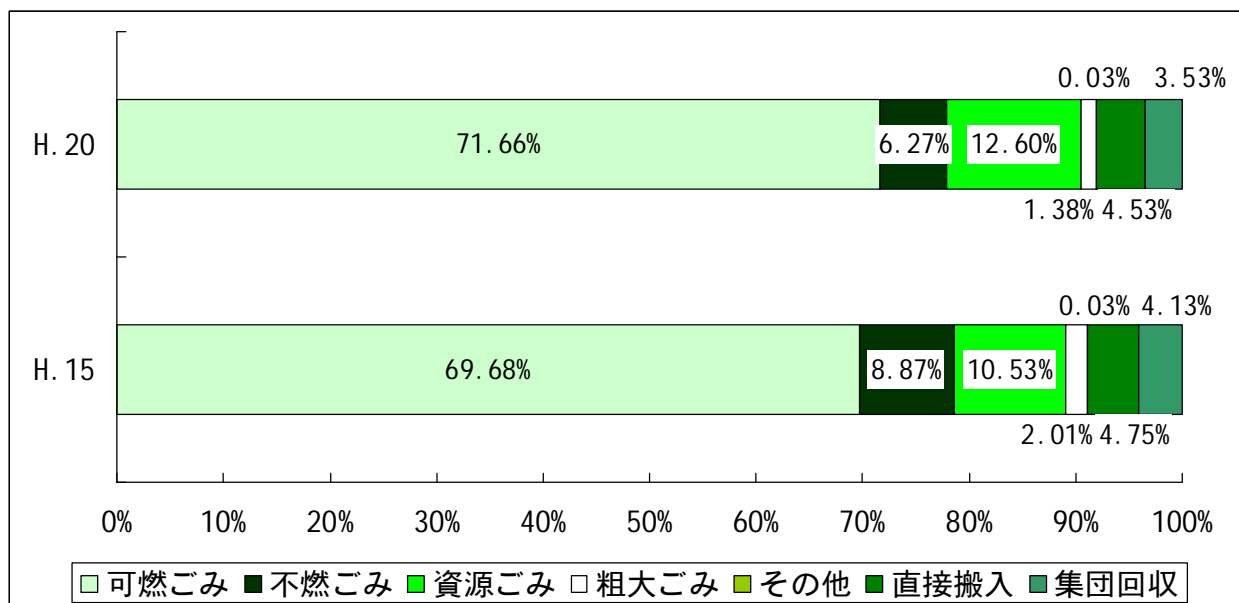


図2-1-3 ごみ種別割合の比較

2. 処理・処分状況

平成20年度における本県のごみ処理フローは図2-1-4のとおりです。

本県の排出量は29万1千tであり，このうち集団回収活動により1万tが資源化されます。残りの28万1千tのうち，約77%にあたる21万6千tは焼却施設において直接焼却処理され，その他は直接資源化，焼却以外の中間処理，直接最終処分されています。

最終的には，資源化量が5万4千t（リサイクル率18.9%），最終処分量が3万7千t（最終処分率12.5%）となり，約19万6千tが焼却処理により減量化されたこととなります。

単位：t/年

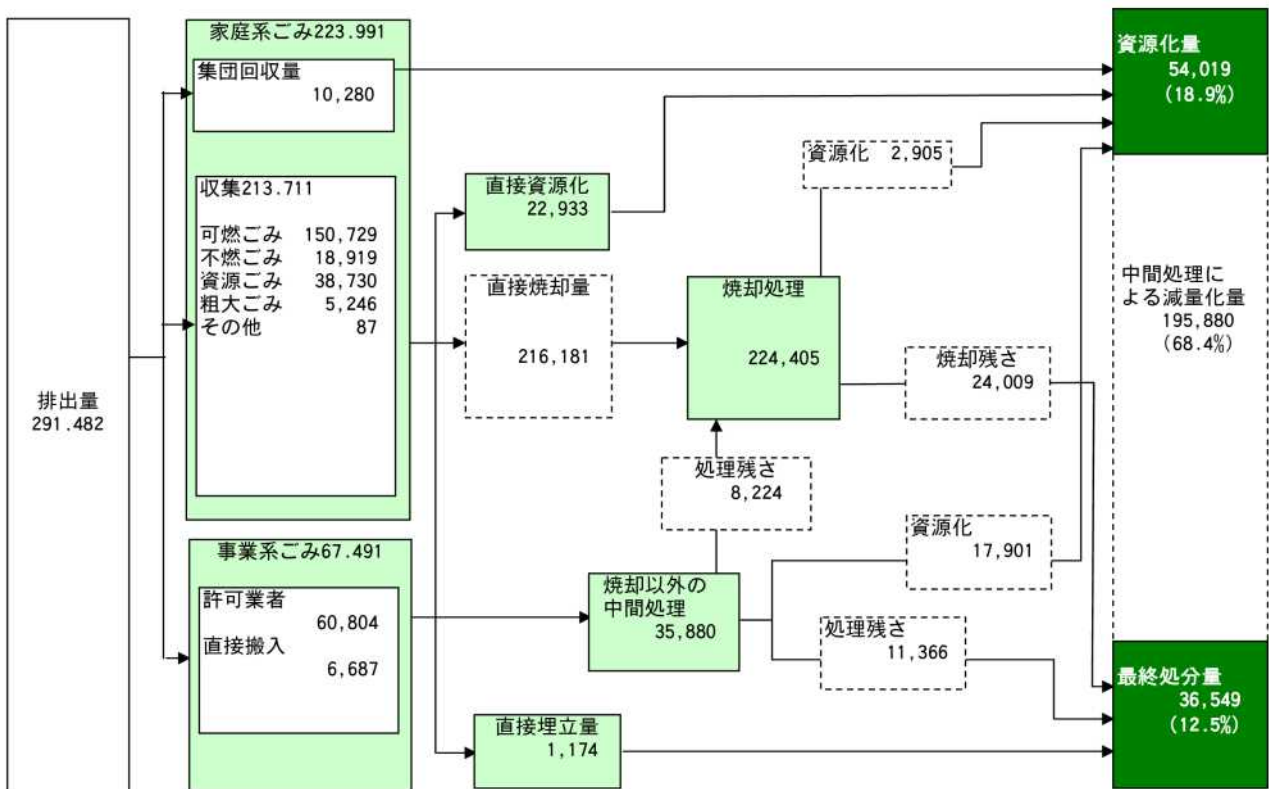


図2-1-4 平成20年度 一般廃棄物（ごみ）処理処分フロー

3. リサイクルの状況

1) 品目別資源化量の推移

資源化量は平成18年度をピークに減少に転じており、特に、平成20年度では大きく減少しています。

これは、これまで問題となっていた資源ごみの持ち去りによる資源ごみ回収量の低下に加え、特に平成20年度では急速な景気後退によって印刷用紙などの生産量が前年を下回ったことや、古紙引き取り価格が急落したこと及び鉄・スクラップの引き取り価格も暴落したことから、リサイクル業者が資源ごみの引き取りを控えたことなども影響していると考えられます。

品目別資源化量の推移をみると、新しく品目に追加された燃料化及び廃食用油を除く全品目が減少しており、特に金属類と紙類の資源化量が減少しています。

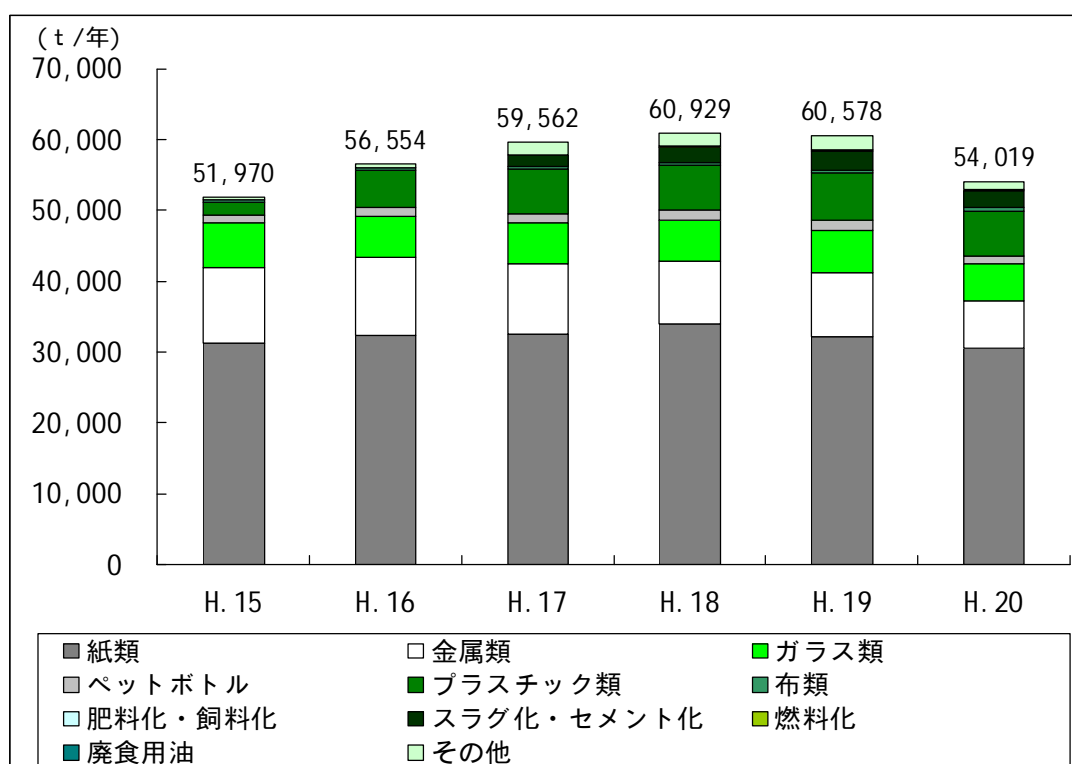


図2 - 1 - 5 資源化量の推移

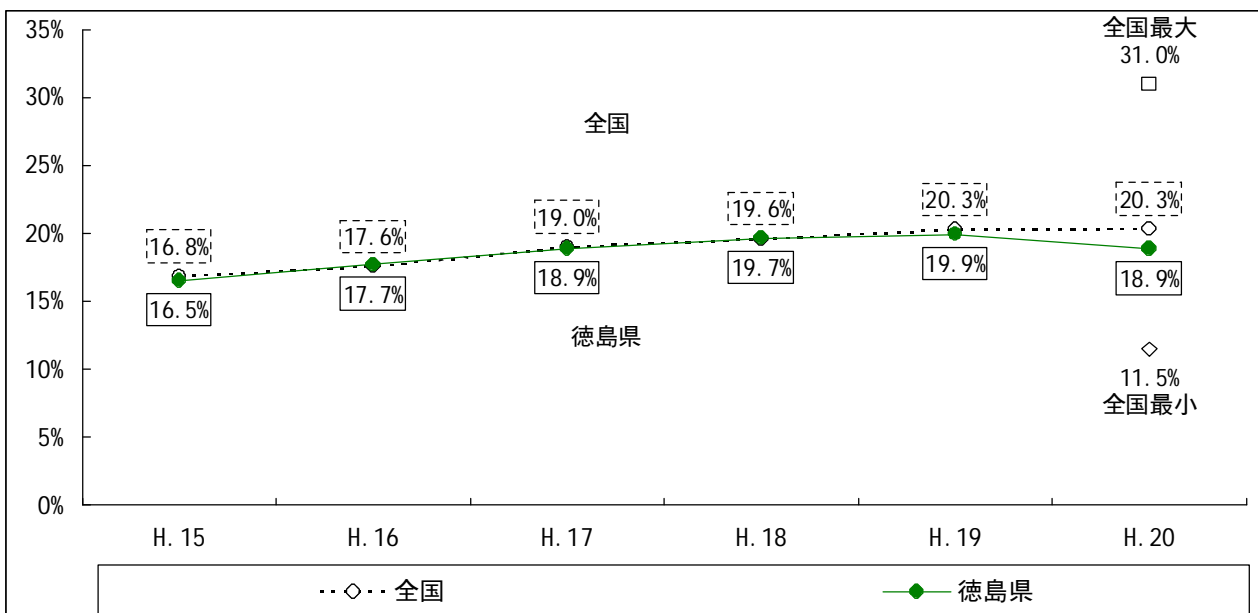
表2 - 1 - 3 1人1日あたり品目別資源化量の推移 (単位：g/人・日)

	H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	
							対H. 15比
紙類	103.3	107.5	108.8	114.4	108.8	104.0	1.0
金属類	35.1	36.7	33.2	29.9	30.5	22.8	0.6
ガラス類	21.1	19.5	19.2	19.4	20.2	18.2	0.9
ペットボトル	3.3	4.1	4.5	4.7	4.6	3.8	1.2
プラスチック類	6.4	17.2	21.1	21.6	22.8	21.7	3.4
布類	1.1	1.2	1.5	1.4	1.4	1.2	1.1
肥料化・飼料化	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
スラグ化・セメント化	—	—	5.0	7.2	9.1	8.2	—
燃料化	—	—	—	0.7	0.1	0.9	—
廃食用油	—	—	—	—	0.0	0.1	—
その他	1.3	1.8	5.9	5.9	7.1	3.4	2.6
合計	171.6	188.0	199.2	205.2	204.6	184.3	1.1

2) リサイクル率の推移

リサイクル率の推移をみると、本県は全国とほぼ同等の増加傾向で推移していましたが、平成20年度では全国平均よりも減少しています。

全国的にも平成20年度の資源化量は減少していますが、ごみの排出量も大きく落ち込んだため、リサイクル率自体は横ばい（H19：20.3% H20：20.3%）となっています。



※リサイクル率＝資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ 排出量

図2 - 1 - 6 リサイクル率の推移

4. 最終処分の状況

1) 最終処分量の推移

本県の最終処分量は年々減少しており、平成20年度における最終処分量は3万7千tとなっています。

最終処分の内訳をみると、特に焼却残渣が大きく減少していますが、これは、焼却灰の溶融スラグ化や飛灰の山元還元等による資源化处理によって、埋立処分しなければならない処理残渣量が減少したためであると考えられます。(例：平成17年7月 中央広域環境センター竣工)

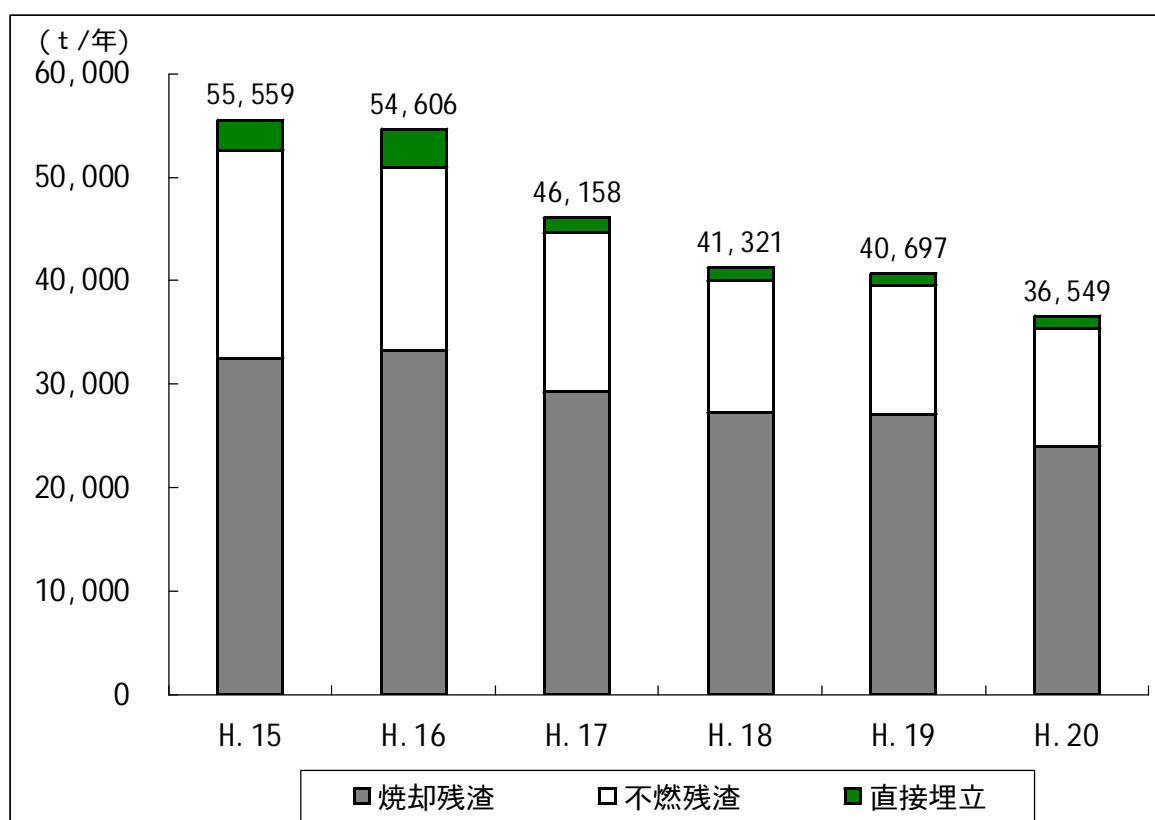
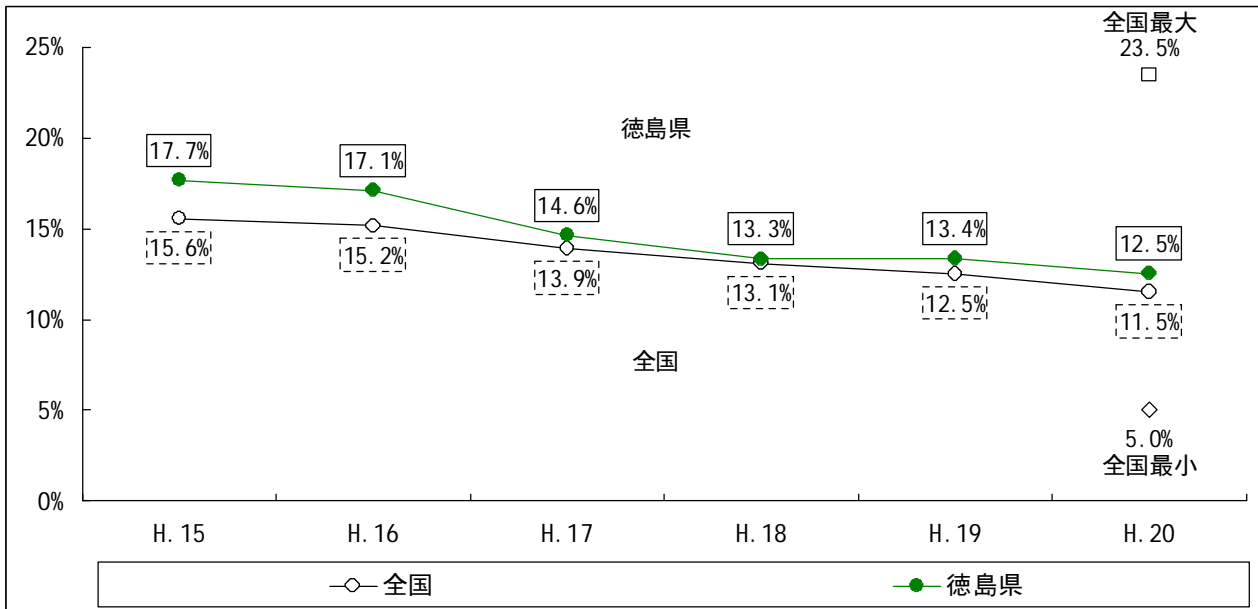


図2-1-7 最終処分量の推移

2) 最終処分率の推移

最終処分量の減少に伴い、最終処分率も年々減少しています。平成20年度における最終処分率は12.5%であり、全国平均よりやや高くなっています。



最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量

図 2 - 1 - 8 最終処分率の推移

3) 最終処分場の状況

本県の一般廃棄物最終処分場の状況は表 2 - 1 - 4 に示すとおりです。

平成 20 年度現在，最終処分場は 10 箇所あり，全体容量は約 185 万 2 千 m³，
 残余容量は約 132 万 3 千 m³ となっています。

表 2 - 1 - 4 最終処分場の状況

(市町村・一部事務組合及び(財)徳島県環境整備公社)

	箇所数	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
19年度末	9	294,560	1,338,100	1,062,453
20年度末	9	294,560	1,338,100	1,020,694
比較	0	0	0	41,759

(民間)

	箇所数	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
20年度末	1	36,680	513,623	301,962

備考: 民間の最終処分場の全体容量及び残余容量は，一般廃棄物及び産業廃棄物を含めた数値となっている。

4) 一般廃棄物処理施設の分布状況

表2-1-5に示すブロックごとに、本県で稼動中の一般廃棄物処理施設の分布状況を整理すると、図2-1-9に示すとおりとなります。

一般廃棄物処理施設は東部ブロックに約7割程度が集中しており、南部ブロックに約2割、西部ブロックには約1割が分布しています。

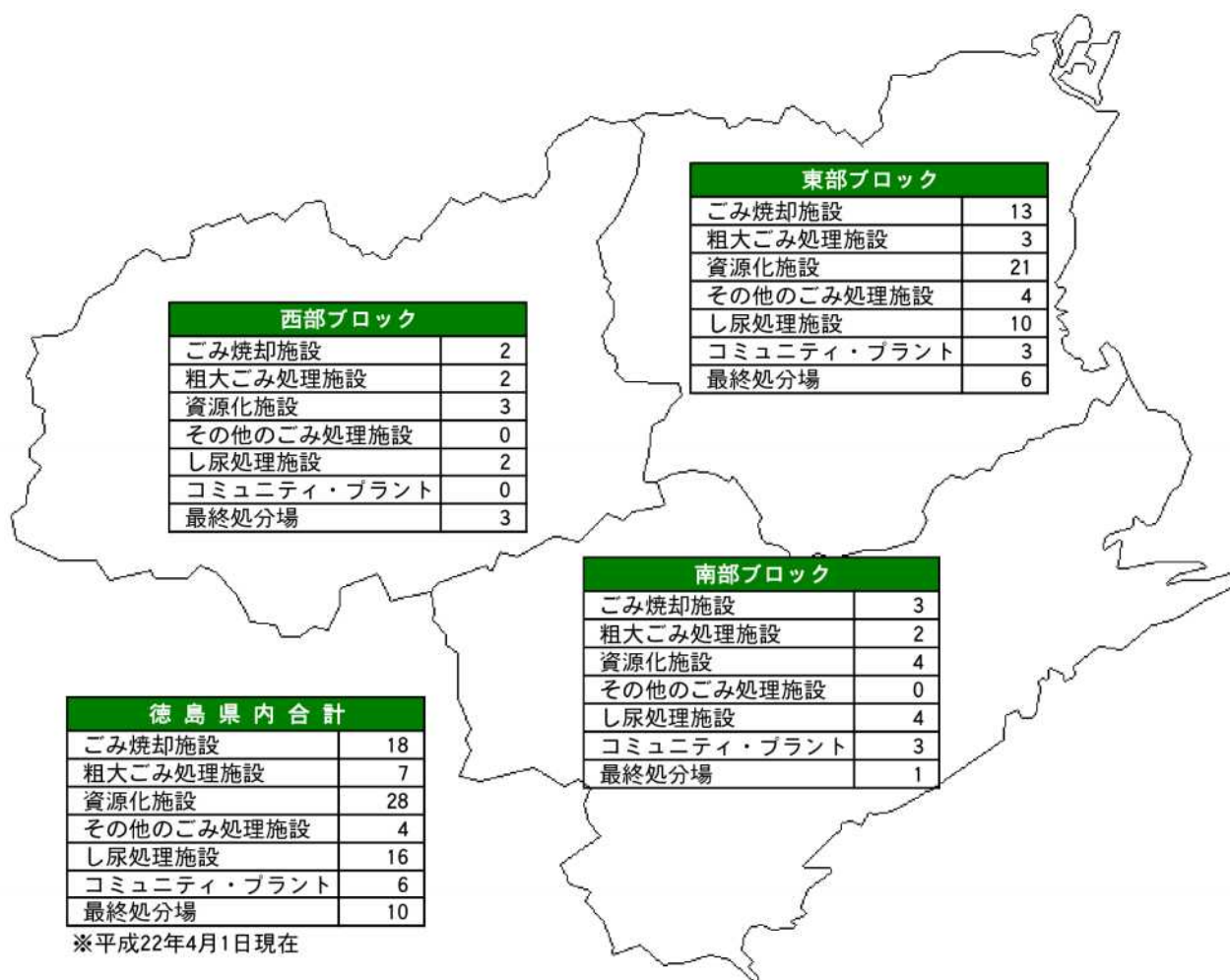


図2-1-9 一般廃棄物処理施設の分布状況

表2-1-5 県内ブロックの割り振り

ブロック割り	市 町 村 名
東部ブロック	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
南部ブロック	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西部ブロック	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

5. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は表2-1-6に示すとおりであり、平成20年度における経費は135億円となっています。

年度によって変動が大きい施設整備費を除き、1人あたりに換算すると図2-1-10のとおりになります。経年的にみると平成17年度までは増加傾向で推移していましたが、平成19年度以降はやや減少しています。

また、平成19年度を除き、約1万7千円/人・年の経費が必要となっており、全国平均より高い数値を示しています。

表2-1-6 ごみ処理経費

(単位：千円)

	H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	
施設整備費	5,232,805	7,434,500	4,484,907	2,341,656	2,915,659	231,942	
処理・処分費	処理費	8,510,685	8,579,264	8,879,456	8,887,427	8,758,835	9,161,158
	委託費	3,750,030	3,940,638	3,810,026	3,448,751	3,362,543	3,532,670
	収集運搬機材費	142,511	106,460	170,503	120,116	135,946	99,098
	その他	1,636,870	1,384,976	1,160,255	1,383,229	472,676	470,341
	組合分担金	(3,239,265)	(3,222,419)	(3,264,565)	(2,026,823)	(2,137,473)	(2,607,424)
合計	19,272,901	21,445,838	18,505,147	16,181,179	15,645,659	13,495,209	

備考：組合分担金は二重計上となるため、合計には計上しない。

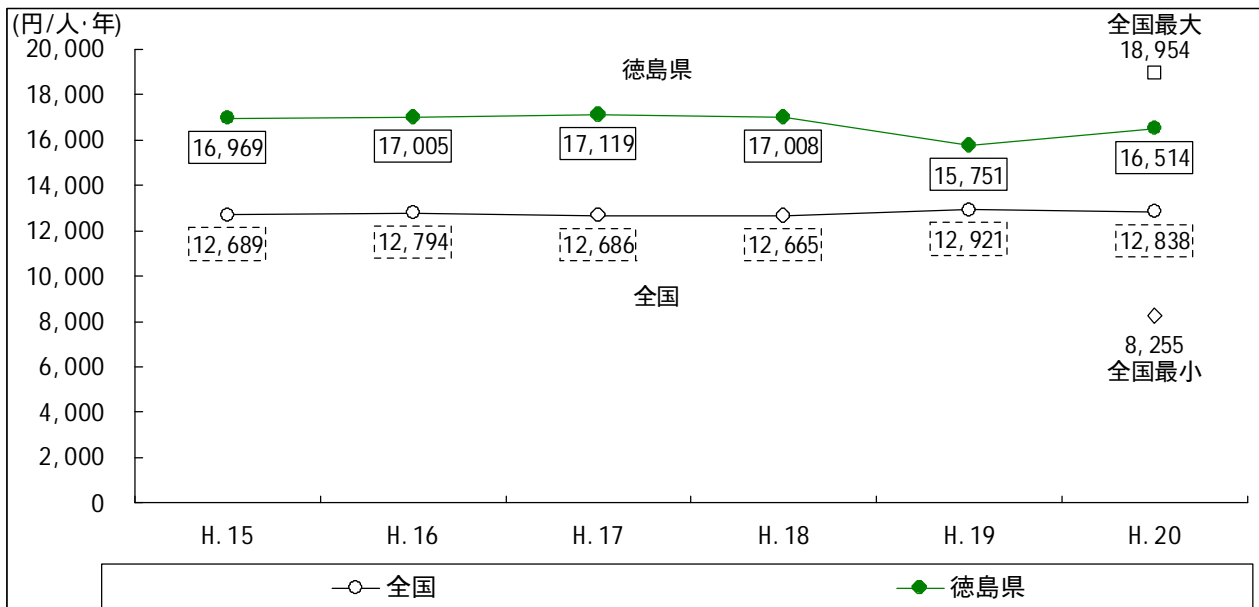


図2-1-10 1人あたりごみ処理・処分費(施設整備費除く)の推移

第 2 節 一般廃棄物(生活排水)の現状(20年度実績)

1. 生活排水処理人口の推移

1) 生活排水処理人口の推移

生活排水処理人口の推移は表 2 - 2 - 1 に示すとおりです。

年度間で変動はあるものの、全体的には公共下水道人口、農業集落排水施設等及び合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽、収集人口・自家処理人口は減少しつつあります。

表 2 - 2 - 1 生活排水処理人口の推移

(単位：人)

			H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20
処理区域内人口			823,304	818,998	816,321	811,678	805,951	800,825
水洗化人口	汚水処理人口	公共下水道	90,434	93,347	93,600	96,358	97,281	106,561
		農業集落排水施設等	18,712	20,437	20,219	20,414	19,946	21,337
		コミュニティ・プラント	5,531	5,611	5,606	5,530	5,457	5,423
		合併処理浄化槽	168,058	180,330	194,381	207,809	220,525	233,237
非水洗化人口	汚水未処理人口	単独処理浄化槽	389,219	379,737	373,757	365,670	355,020	332,117
		収集人口・自家処理	151,350	139,536	128,758	115,897	107,722	102,150

備考：1)本資料は下水環境課の汚水処理人口資料を基に，環境整備課が作成したものであり，各年度末現在の値である。

2)単独処理浄化槽人口は，総務省資料による水洗化率より逆算した推計値である。

各処理方式の説明

水洗化人口

トイレが水洗化されている人口を示します。

(下水道，農業集落排水等，コミュニティ・プラント，合併処理浄化槽，単
独処理浄化槽が該当)

非水洗化人口

トイレがくみ取り式(簡易水洗便所を含む)の人口を示します。

(収集，自家処理が該当)

汚水処理人口

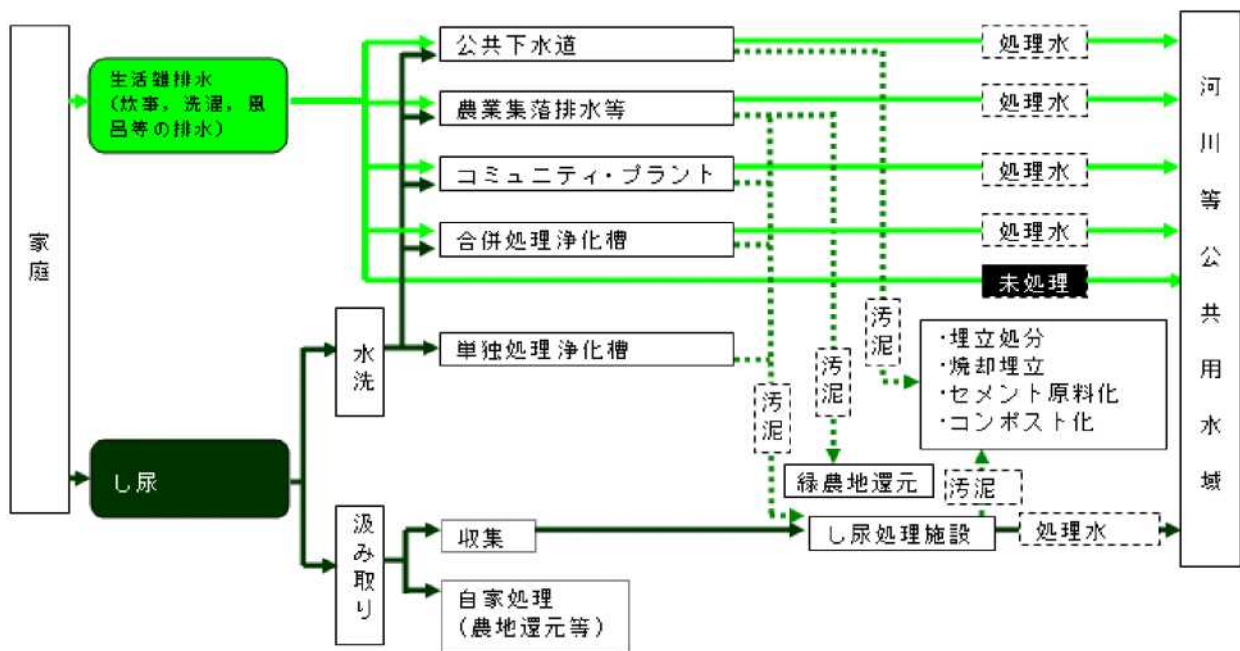
生活雑排水を処理した後，放流している人口を示します。

(下水道，農業集落排水等，コミュニティ・プラント，合併処理浄化槽が
該当)

汚水未処理人口

生活雑排水を未処理のまま，放流している人口を示します。

(単独処理浄化槽，収集，自家処理が該当)



2) 生活排水処理に係る指標

(1) 水洗化率

水洗化率の推移は図2-2-1に示すとおりであり、年々上昇しています。

平成20年度の水洗化率は87.2%であり、全国平均よりやや低い値を示しています。

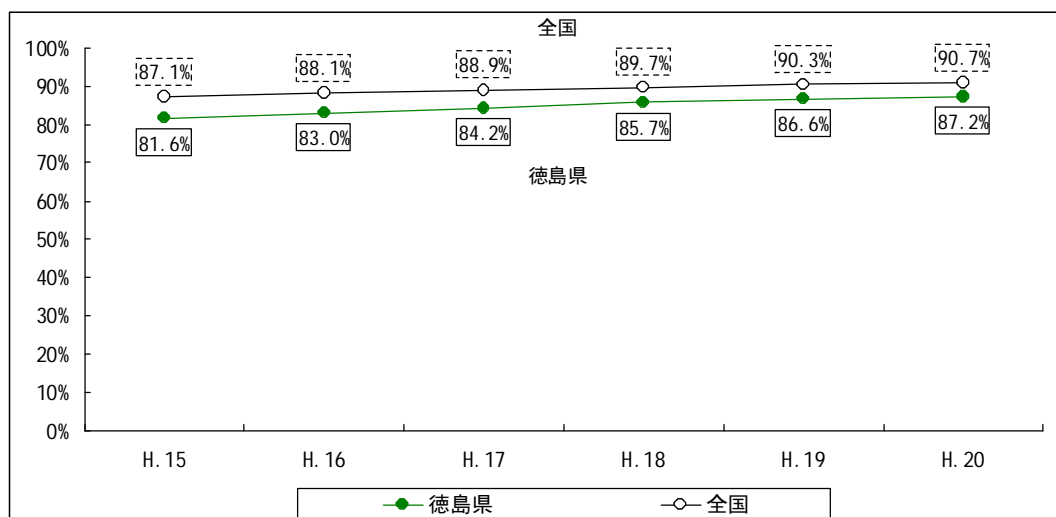


図2-2-1 水洗化率の推移

(2) 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率の推移は図2-2-2に示すとおりであり、年々上昇していますが、全国平均と比較すると大幅に低く、平成20年度の汚水処理人口普及率は45.8%であり、全国平均と比較すると、39ポイント差となっています。原因としては、浄化槽整備率は全国的にも上位にあるものの、下水道が普及していないことが上げられます。

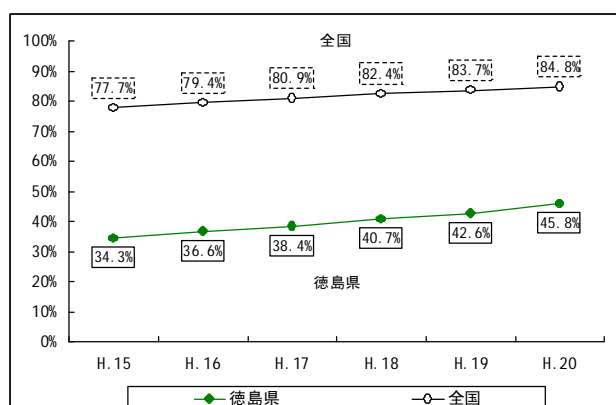


図2-2-2 汚水処理人口普及率の推移

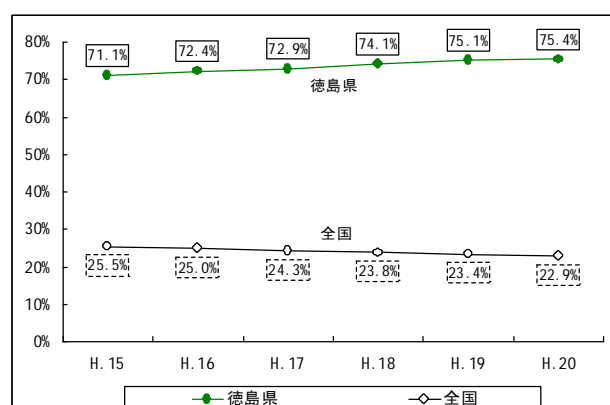


図2-2-3 浄化槽整備率

2. 処理・処分状況

平成20年度の総人口のうち、水洗化人口は87.2%、非水洗化人口は12.8%となっています。また、汚水処理人口は45.8%、汚水未処理人口は54.2%となっており、いまだ生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽利用人口が最も多い状況にあります。

平成20年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は全体で約28万klであり、このうちくみ取りし尿量が17.2%、浄化槽汚泥量が81.4%となっており、ほとんど浄化槽汚泥量が占めています。

処理状況については、し尿処理施設で処理されたものが全体の98.3%、下水道投入されたものが0.2%、自家処理されたものが1.5%となっています。

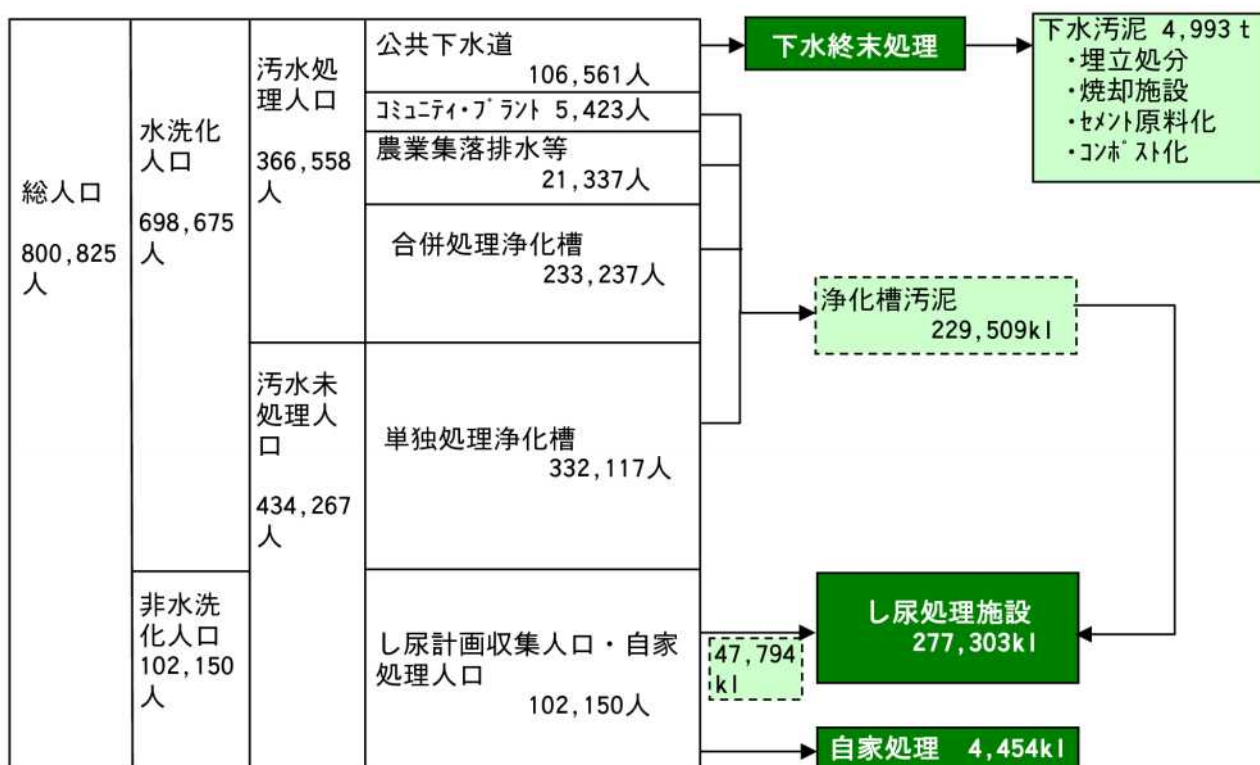


図2 - 2 - 4 し尿処理・処分フロー

表2 - 2 - 2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況 (単位: kl/年)

	し尿処理施設	下水道投入	自家処理	合計
し尿	47,794	0	4,100	51,894
浄化槽汚泥	229,509	4,993	354	234,856
合計	277,303	4,993	4,454	286,750
	96.7%	1.7%	1.6%	100.0%

第3節 産業廃棄物の現状（20年度実績）

1. 産業廃棄物の発生・排出状況

1) 産業廃棄物の推移

本県では、これまで産業廃棄物の実態調査を廃棄物処理計画（平成13年度以前は産業廃棄物処理計画）の策定にあわせて、概ね5年ごとに実施しており、第三期廃棄物処理計画策定の基礎資料として、平成20年度実態調査を行いました。

平成20年度における産業廃棄物等の発生量は315万トンで、有償物量22万3千トン（法令上は廃棄物に該当しないもの。発生量の7.1%）を除く産業廃棄物の排出量は292万7千トン（同92.9%）となっています。

前回調査（平成15年度）と比較すると、表2-3-1に示すように発生量は2.7%、排出量では4.6%の減少となっていますが、これは平成20年度の後半から始まった世界同時不況の影響により、県内事業者の事業活動が急速に縮小したことが原因のひとつと考えられます。

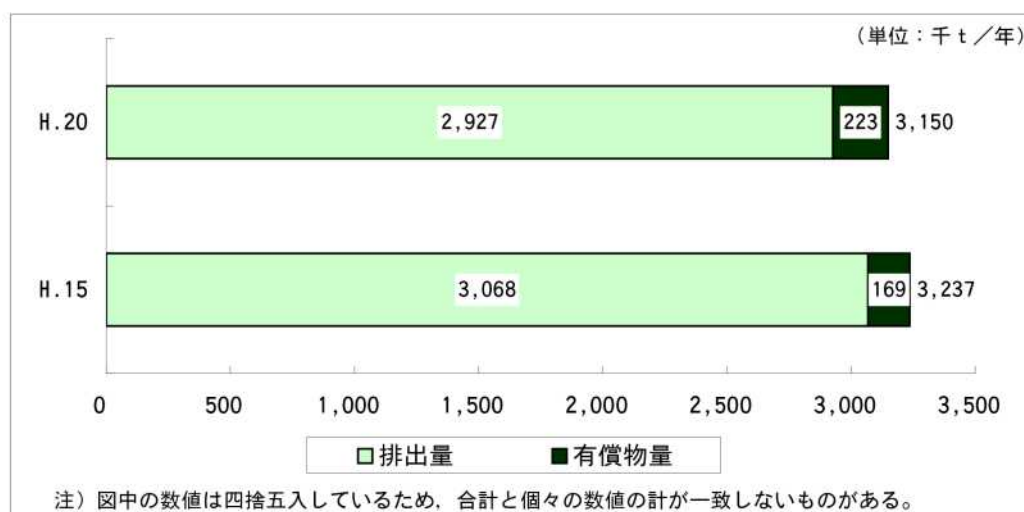


図2-3-1 発生・排出量の推移

表2-3-1 発生・排出状況の比較 (単位：千t/年)

	H.15	H.20	増減率
発生量	3,237 (2,602)	3,150 (2,429)	-2.7% (-6.6%)
有償物量	169 (61)	223 (43)	32.0% (-29.5%)
排出量	3,068 (2,540)	2,927 (2,386)	-4.6% (-6.1%)

注1)表中の()内は、大規模事業者である電気業を除いた数値。

注2)表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

なお、全国における産業廃棄物の排出量の推移は、図2 - 3 - 2 に示すとおりです



図2 - 3 - 2 全国の排出量の推移 (平成19年度の比較)

2) 多量排出事業者の排出状況

県内における多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が1,000トン以上、あるいは特別管理産業廃棄物の年間排出量が50トン以上）の排出量は、表2-3-2に示すように合計で230万トンとなっており、県全体の排出量の91%を占めています。

表2-3-2 多量排出事業者の排出状況（農漁業を除く）(単位：千t/年)

業種	多量排出事業所		排出量	多量排出事業所のカバー率
	事業所数	発生量		
合計	102	2,091	2,300	90.9%
鉱業	0	0	78	0.0%
建設業	56	288	326	88.3%
製造業	37	1,081	1,147	94.2%
電気・水道業	5	721	723	99.7%
情報通信業	0	0	0	0.0%
運輸業	0	0	5	0.0%
卸売・小売業	0	0	9	0.0%
医療・福祉	4	1	4	25.0%
教育・学習支援業	0	0	3	0.0%
サービス業	0	0	5	0.0%

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

3) 業種別・種類別の排出状況

業種と種類別の排出量との関係については、図2-3-3に示すとおりです。

農漁業は、ほぼ全量（99.5%）が動物のふん尿、鉱業は全量が汚泥となっています。

建設業は、がれき類が8割近く（75.8%）を占めており、これに汚泥、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等が続いています。

製造業は、汚泥が8割（80.5%）を占め、次いで鉱さい、燃え殻、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等となっています。

電気・水道業は、ばいじんが7割近く（65.0%）を占め、これに汚泥（15.5%）、廃油、燃え殻等が続いています。

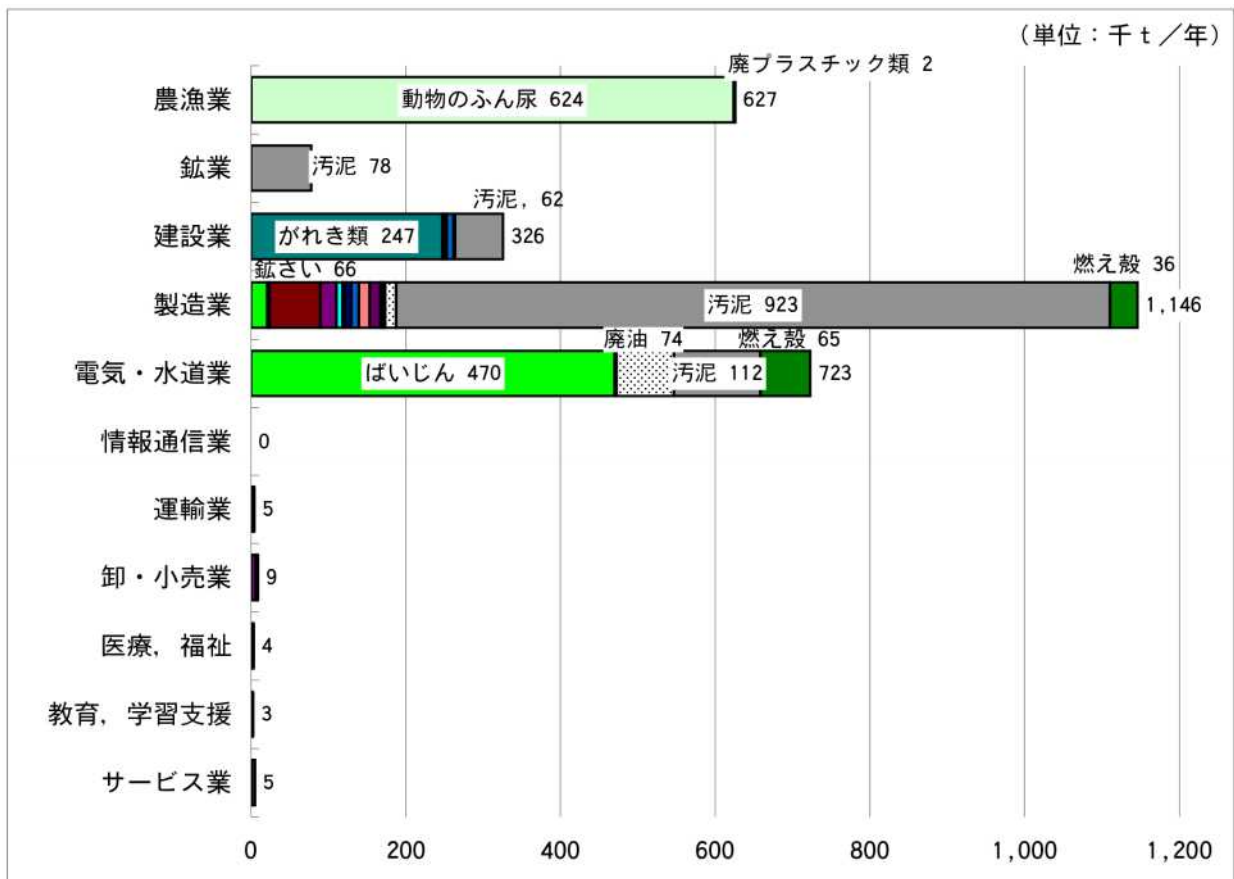


図2-3-3 業種別・種類別の排出状況（平成20年度）

2. 処理・処分状況

1) 処理処分フロー

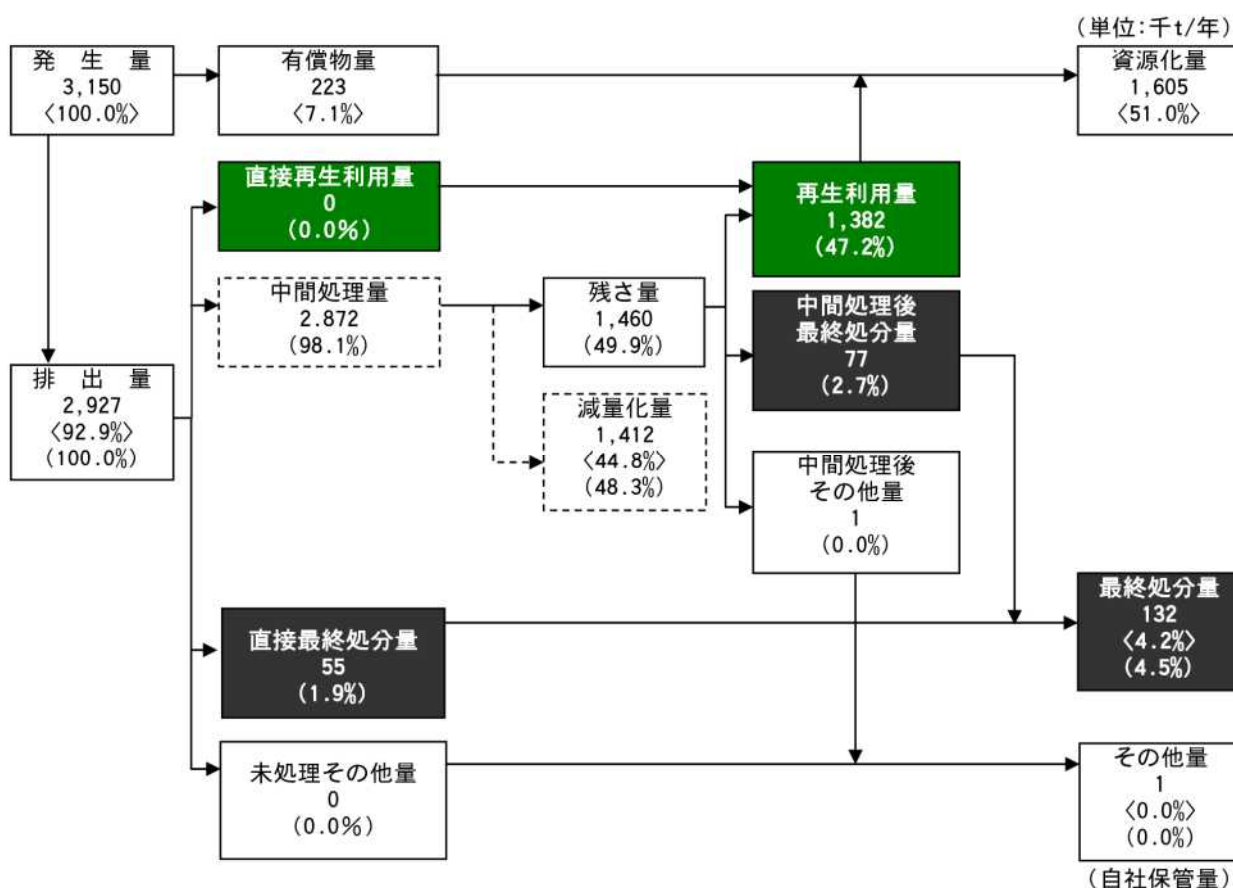
平成20年度における本県の産業廃棄物の処理処分フローは、図2-3-4に示すとおりです。

発生量315万トンのうち、有償物量22万3千トンを除いた産業廃棄物の排出量は292万7千トンです。

排出量292万7千トンのうち、中間処理された量は287万2千トン（排出量の98.1%）で、未利用のまま直接最終処分された量が5万5千トン（同1.9%）となっています。

また、中間処理により141万2千トン（同48.3%）が減量化されており、中間処理後の残さ量は146万トン（同49.9%）となっています。

一方、処分状況でみると、再生利用量（直接再生利用量を含む）が138万2千トン（同47.2%）、最終処分量（直接最終処分量を含む）が13万2千トン（同4.5%）となっています。



注1: < > は発生量に対する割合, () は排出量に対する割合を示します。

注2: 図中の数値及び%表示については四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

図2-3-4 平成20年度 産業廃棄物の処理処分フロー

2) 種類別の処理処分状況

産業廃棄物の種類別の処理処分状況については、表2-3-3に示すとおりです。

なお、表中の種類は、中間処理による廃棄物の種類変化（例えば「木くず」を焼却処理した場合、処理後は「燃え殻」となる等）を考慮せず、排出時の種類で処理処分状況を表示しています。このため、次ページ以降の「再生利用の状況」、「中間処理による減量化の状況」、「最終処分の状況」など処理処分の各断面で用いる種類別の数値（種類変化を考慮）とは異なっています。

表2-3-3 種類別の処理処分状況



注1) 表中の種類は、中間処理による種類変化（例：木くず 焼却処理 燃え殻）を考慮していない。

注2) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

3) 産業廃棄物処理の状況

産業廃棄物処理に係る状況は、表 2 - 3 - 4 及び表 2 - 3 - 5 に示すとおりです。

産業廃棄物処理業者は、平成15年度の803業者から平成20年度には1,222業者へと増加しています。一方、中間処理施設（設置許可施設）は207施設から171施設へと減少していますが、これは、汚泥脱水施設について平成17年に廃棄物処理法上の汚泥脱水施設の取り扱いが明確化され、法の規制対象から除外されたことや、大手企業の撤退等が主な要因です。

表 2 - 3 - 4 産業廃棄物処理業者の状況

許可の種類	平成15年度	平成20年度
収集運搬業のみ	703	1,116
中間処理業のみ	13	19
最終処分業のみ	3	2
収集運搬業、中間処理業	75	79
収集運搬業、最終処分業	4	2
中間処理業、最終処分業	0	1
収集運搬業、中間処理業、最終処分業	5	3
計	803	1,222

表 2 - 3 - 5 中間処理施設（設置許可施設）の状況（平成22年3月31現在）

	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	67(104)	7,287(11,942)m ³ /日
汚泥の乾燥施設	1(2)	10(94)m ³ /日
汚泥の乾燥施設（天日）	0(2)	0(400)m ³ /日
汚泥の焼却施設	2(5)	375(434)t/日
廃油の油水分離施設	2(2)	32(32)m ³ /日
廃油の焼却施設	6(5)	75(71)m ³ /日
廃酸・廃アルカリの中和施設	1(1)	510(510)m ³ /日
廃プラスチック類の破碎施設	11(2)	165(14)t/日
廃プラスチック類の焼却施設	6(25)	11(1,448)t/日
がれき類の破碎施設	48(48)	27,948(31,480)t/日
木くずの破碎施設	14(11)	1,245(280.46)t/日
焼却施設（汚泥・廃液・廃プラを専焼する施設を除く）	13(-)	283(-)t/日
計	171(207)	-

※（ ）は平成16年3月31日の状況

4) 用途別の再生利用状況

再生利用量を利用用途別にみると、表2-3-6に示すようにセメント原材料が49万4千トン（35.8%）で最も多く、次いで肥料・土壌改良材等が42万8千トン（31.0%）、骨材・路盤材及び土地造成材等が31万8千トン（23.0%）等となっており、これら3種類の用途で89.8%を占めています。

表2-3-6 用途別の再生利用量

（単位：千t/年）

	合計	鉄鋼原材料	貴金属・非鉄金属原材料	燃料又はその原材料	その飼料又はその原材料	肥料・土壌改良材又はその原材料	建設材料	骨材・路盤材及び土地造成材又はその原材料	そのバルブ・紙又はその原材料	ガラス原材料	プラスチック原材料	再生タイヤ	セメント原材料	その他
合計	1,382	3	1	41	3	428	66	318	2	1	2	0	494	22
	100.0%	0.2%	0.1%	3.0%	0.2%	31.0%	4.8%	23.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	35.8%	1.6%
燃え殻	75	0	0	0	0	0	0	29					44	2
汚泥	75	0	0	5	0	27	12	16					8	8
有機性汚泥	30	0	0	1	0	19		0					2	7
無機性汚泥	46	0	0	3	0	8	12	16					6	0
廃油	31	0	0	27	1	0								3
一般廃油	26	0	0	22	1	0								3
廃溶剤	1	0	0	1	0	0								0
固形油	4	0	0	4	0	0								0
油でい	0	0	0	0	0	0								0
油付着物類	0	0	0	0	0	0								0
廃酸	1	0	0	0	0	0							1	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0							0	0
廃プラスチック類	11	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
塩化ビニル系	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃タイヤ	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0
その他	10	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
紙くず	5	0	0	3	0	0			1				0	0
木くず	4	0	0	1	0	1	0	0	1				0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0								
動物性残さ	5	0	0	0	2	3								0
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	3	3	0	0	0	0	0			0	0			0
ガラス・珪藻土・陶磁器くず	9			0	0	0	2	7		0	0			0
ガラスくず	0			0	0	0		0		0	0			0
石膏くず	0			0	0	0		0		0	0			0
陶磁器・珪藻土くず	8			0	0	0	1	7		0	0			0
紙さい	66							66						
がれき類	243	0	0	0	0	0	52	184		0	0		0	6
コンクリート片	145	0	0	0	0	0	20	123					0	1
廃アスファルト	94	0	0	0	0	0	31	61					0	2
その他	4	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	3
動物のふん尿	395					395								
動物の死体														
ばいじん	458		0					15			1		441	
感染性廃棄物	0			0		0								0

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

5) 最終処分場の状況

本県の産業廃棄物最終処分場の状況は表2-3-7に示すとおりです。

現在、最終処分場は10箇所あり、残余容量は安定型が9万 m^3 、管理型が52万 m^3 となっています。

第二期徳島県廃棄物処理計画期間中では、安定型最終処分場が4箇所、管理型最終処分場1箇所が埋立を終了しました。

一方、平成19年4月、松茂町において公共関与の新たな管理型最終処分場（徳島東部処分場）が開設されるとともに、三好市においては、民間による管理型最終処分場が平成20年3月に拡張され、20年6月より供用開始しています。

徳島東部処分場の概要

所在地 : 板野郡松茂町
 処分場面積 : 155,951 m^2
 埋立容量 : 1,440,000 m^3 (うち産廃分 130,000 m^3)

民間管理型最終処分場 ()内は拡張前

所在地 : 三好市山城町
 処分場面積 : 35,614 m^2 (19,560 m^2)
 埋立容量 : 513,623 m^3 (200,561 m^3)

表2-3-7 最終処分場(残余容量)の設置状況

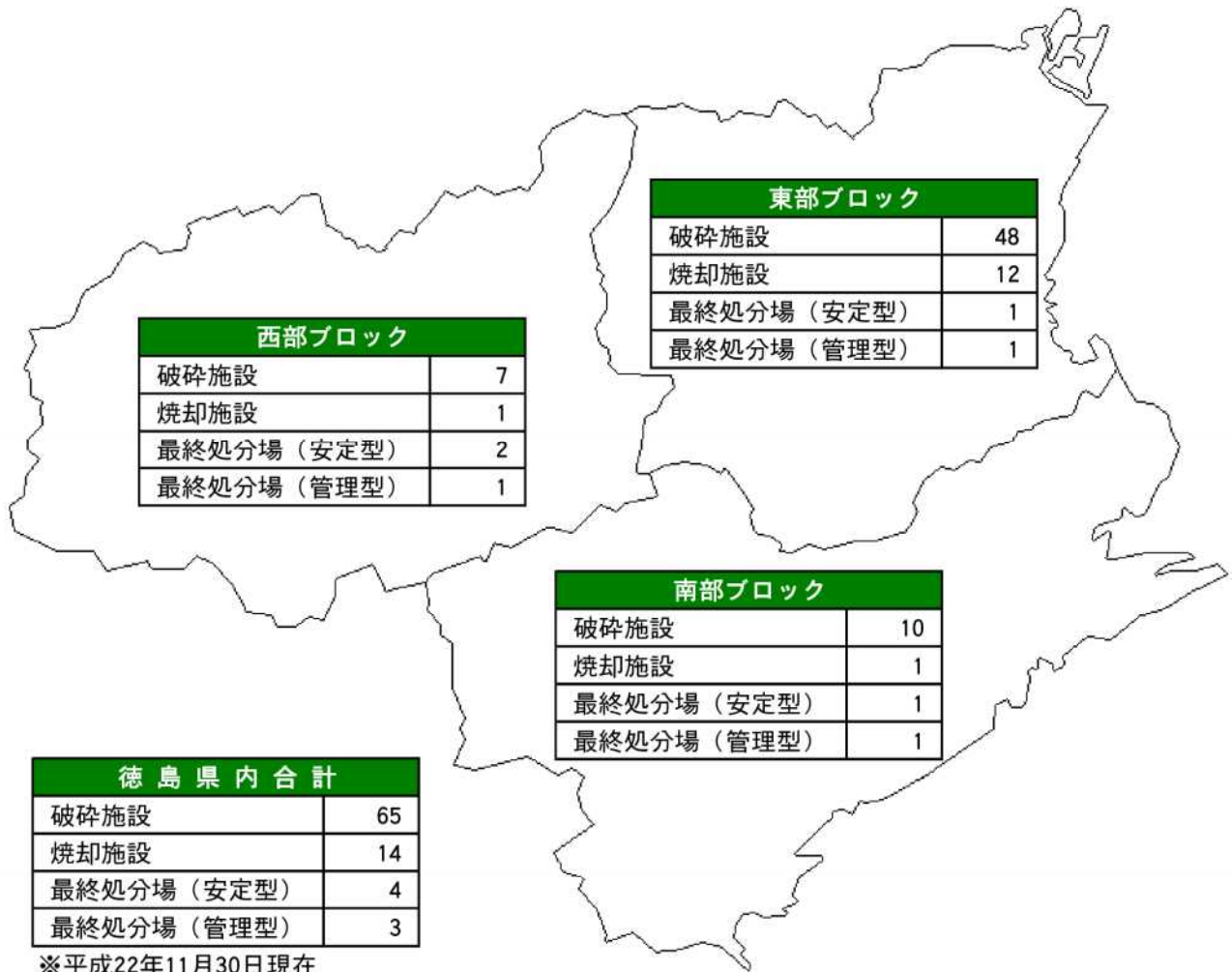
	H.15	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
安定型処分場 (m^3)	165,841 (11)	114,368 (7)	109,269 (7)	99,281 (7)	93,121 (7)	89,771 (7)
管理型処分場 (m^3)	334,086 (3)	236,799 (2)	195,729 (2)	277,244 (3)	559,915 (3)	524,635 (3)
計 (m^3)	499,927 (14)	351,167 (9)	304,998 (9)	376,525 (10)	653,036 (10)	614,406 (10)

下段()内は施設数

6) 産業廃棄物処理施設の分布状況

表2-3-8に示すブロックごとに、本県で稼動中の産業廃棄物処理施設の分布状況を整理すると、図2-3-5に示すとおりとなります。

破碎施設及び焼却施設は東部ブロックに7割以上が集中していますが、最終処分場は安定型、管理型ともに全ブロックに分布しています。



注：施設数は稼動中の設置許可対象施設とした。（自己処理施設を除く）

図2-3-5 産業廃棄物処理施設の分布状況

表2-3-8 県内ブロックの割り振り

ブロック割り	市 町 村 名
東部ブロック	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
南部ブロック	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西部ブロック	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

第4節 その他の現状

1. 不法投棄等の現状及び対策

1) 不法投棄件数の状況

平成21年度に県内で発生した不法投棄件数は、産業廃棄物が3件、産業廃棄物と一般廃棄物の混合物が7件となっています。

不法投棄件数については、県が実施している不法投棄対策の効果から、年々減少傾向になっています。

表2-4-1 産業廃棄物不法投棄件数

	産 廃	産廃＋一廃
平成16年度	26件	39件
平成17年度	23件	37件
平成18年度	17件	35件
平成19年度	5件	14件
平成20年度	2件	4件
平成21年度	3件	7件

投棄量3トン以上、もしくは投棄面積5平米以上

2) 不法投棄苦情件数の状況

県に寄せられる不法投棄（産廃・一廃含む）等の苦情件数の推移については、以下のように減少傾向を示しています。

表2-4-2 県に寄せられた苦情等件数

	不法投棄	野焼き
平成18年度	39件	31件
平成19年度	24件	27件
平成20年度	25件	18件
平成21年度	25件	15件

3) 徳島県の不法投棄対策

環境監視員制度

環境監視員による排出事業者や産廃事業者への立入及び不法投棄の監視

民間委託による監視活動

夜間・早朝・休日監視パトロール

観光地周辺監視・美化活動

不法投棄等撲滅啓発リーダーの養成

県民ボランティア（徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー）377名

（H22.3.31現在）

産業廃棄物不法投棄等通報協定の締結

企業もしくは団体との通報協定締結による，行政の目が行き届かない場所の監視体制の強化《協定締結 8団体（H22.3.31現在）》

不法投棄等通報専用フリーダイヤル<0120-381-347>の設置

関係団体，ボランティア団体等との協働による清掃活動

（社）徳島県産業廃棄物処理協会を始めとする各種団体との協働による一斉清掃

徳島・兵庫（淡路）連携による産業廃棄物運搬車両合同検問

警察の協力の下，本四架橋を挟んだ徳島県と淡路島での産業廃棄物収集運搬車両の合同検問

とくしまエコサポート事業

不法投棄物への対応に主体的に取り組む市町村に対し，（社）徳島県産業廃棄物処理協会及び地域住民の皆さんの協働・連携による不法投棄物撤去支援

第 3 章

第二期徳島県廃棄物処理 計画の点検・評価

第3章 第二期徳島県廃棄物処理計画の 点検・評価

第1節 一般廃棄物の目標達成に関する点検評価

1. 一般廃棄物の目標達成状況

第二期徳島県廃棄物処理計画に示された，一般廃棄物処理の目標及び平成20年度時点の実績を整理すると下表のとおりです。

表3 - 1 - 1 第二期徳島県廃棄物処理計画 一般廃棄物の目標

		基準年度 平成15年度	第二期計画		現 状 平成20年度	
			予想値	目標値		
			平成22年度	平成22年度		
人口 (人)		827,408	798,000		803,168	
年間 ごみ 量	発生・排出量	排出量 (千t)	314	319	259 (平成15年度の0.82倍)	291 (平成15年度の0.93倍)
	処理処分量	総資源化量 (千t)	52	53	67	54
		中間処理による減量 (千t)	206	210	159	196
		最終処分量 (千t)	56	56	33	37
原単 位	発生・排出量	排出量 (g/人・日)	1,038.0	1,093.6	889.2	994.3
	処理処分量	総資源化量 (g/人・日)	171.6	180.4	230.0	184.3
		中間処理による減量 (g/人・日)	682.9	719.6	545.9	668.2
		最終処分量 (g/人・日)	183.5	193.6	113.3	124.7
処理 比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	処理処分量	総資源化量 (%)	16.5	16.5	26.0	18.9
		中間処理による減量 (%)	65.8	65.8	61.3	68.4
		最終処分量 (%)	17.7	17.7	12.7	12.5

注) 表中の数値は四捨五入しているため，合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

2. 目標達成度の評価

1) 排出量

(1) 県全体での目標達成度

排出量について、年間排出量の実績と目標値の推移を比較すると下図のとおりとなります。

本県の排出量は、平成16年度をピークに緩やかに減少しており、平成20年度にはやや大きく減少しています。しかし、第二期計画において平成15年度に対し18%以上の減少を目標としており、国の目標(H9比で5%減)より厳しい目標となっていることもあり、このままでは平成22年度までに目標を達成することは難しいと考えられます。

ごみ排出量の減少の要因は、第二期徳島県廃棄物処理計画を始めとしたごみ減量化及び資源化施策の効果、国と協働した3Rの推進やNPO活動による県民のごみに関する意識の高揚、世界同時不況による不景気の影響などが挙げられますが、目標を達成するためにはさらなる減量化施策が必要です。

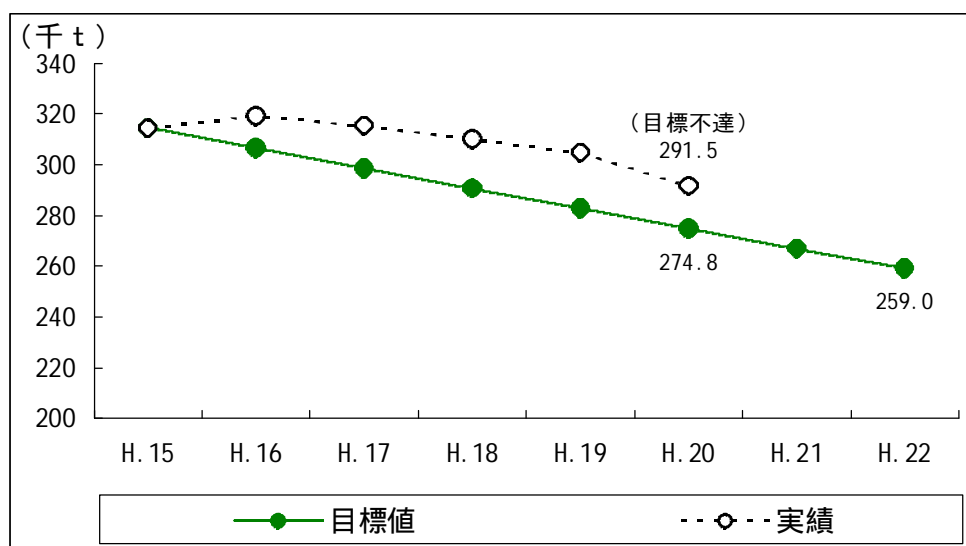


図3-1-1 排出抑制目標達成度(年間排出量)

なお、年間排出量の目標達成度をごみ区分毎にみると表3-1-2のとおりであり、家庭系ごみでは、資源ごみを除く全てのごみ区分が減少しています。また、事業系ごみについては、可燃性、不燃性ごみともに大きく減少しています。

表3-1-2 年間ごみ排出量の目標達成度(詳細)

			基準年度	現 状		
			平成15年度	平成20年度	対15年度比	
人口			(人)	827,408	803,168	97.1%
年間ごみ量	発生・排出量	排出量	(千t)	314	291	92.7%
		家庭系		230	223	97.0%
		可燃性ごみ		170	155	91.2%
		不燃性ごみ		21	18	85.7%
		資源ごみ		33	46	139.4%
		粗大ごみ		6	4	66.7%
		その他		0	0	—
		事業系		85	67	78.8%
		可燃性ごみ		78	67	85.9%
		不燃性ごみ		7	0	0.0%
		資源ごみ		0	0	—
		粗大ごみ		0	0	—
		その他		0	0	—

2) 個別市町村における達成状況

個別市町村毎の排出抑制目標達成状況は表3-1-3及び図3-1-2に示すとおりです。

表3-1-3 排出抑制量の目標達成度(詳細)

市町村	平成15年度 実績値 (t/年)	平成20年度 実績値 (t/年)	増減量 (t/年)	増減率 (%)	平成22年度 目標値 (t/年)
徳島市	126,824	110,241	-16,583	86.9%	103,996
鳴門市	24,438	22,346	-2,092	91.4%	20,039
小松島市	17,122	16,576	-546	96.8%	14,040
阿南市	31,481	29,508	-1,973	93.7%	25,814
吉野川市	13,935	15,713	1,778	112.8%	11,427
阿波市	10,890	15,184	4,294	139.4%	8,930
美馬市	9,809	8,553	-1,256	87.2%	8,043
三好市	11,477	9,289	-2,188	80.9%	9,411
勝浦町	1,754	1,224	-530	69.8%	1,438
上勝町	337	327	-10	97.0%	276
佐那河内村	228	343	115	150.4%	187
石井町	8,899	7,839	-1,060	88.1%	7,297
神山町	833	665	-168	79.8%	683
那賀町	2,881	2,561	-320	88.9%	2,362
牟岐町	2,254	2,015	-239	89.4%	1,848
美波町	2,834	2,829	-5	99.8%	2,324
海陽町	4,168	4,909	741	117.8%	3,418
松茂町	7,417	6,801	-616	91.7%	6,082
北島町	8,391	7,206	-1,185	85.9%	6,881
藍住町	11,785	10,552	-1,233	89.5%	9,664
板野町	4,439	5,173	734	116.5%	3,640
上板町	3,334	3,521	187	105.6%	2,734
つるぎ町	3,497	2,893	-604	82.7%	2,868
東みよし町	5,307	5,214	-93	98.2%	4,352
徳島県	314,334	291,482	-22,852	92.7%	257,754

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

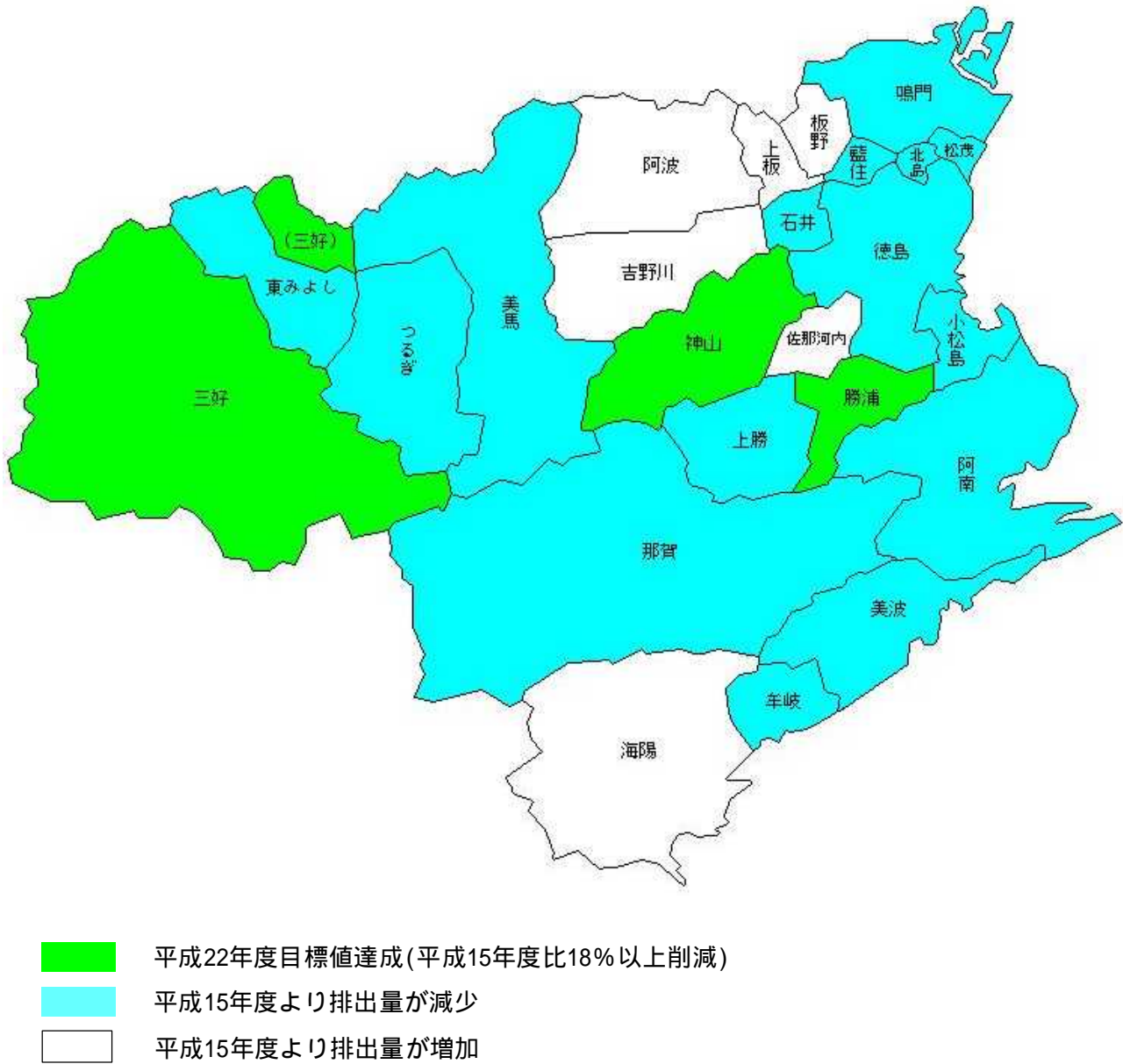


図3 - 1 - 2 排出抑制目標の達成状況(平成20年度実績)

2) リサイクル率

(1) 県全体での目標達成度

リサイクル率について、リサイクル率の実績と目標値の推移を比較すると下図のとおりとなります。これまで、リサイクル率は順調に増加していましたが、平成19年度で微増となった後、平成20年度は急激に減少しています。

全国的にも平成20年度は、平成19年度に比べてリサイクル量が大きく減少していますが、本県の場合、資源化量が排出量の減少以上に落ち込んだため、リサイクル率も減少しています。

資源化量の減少については、燃料化及び廃食用油を除く全品目が減少しましたが、特に金属類及び古紙類の資源化量の減少が顕著となっています。これは、平成20年度に鉄・スクラップや古紙の引き取り価格が急落したことによる影響が大きいと考えられます。

今後、目標を達成するためには更にリサイクルを推進していく必要があります。

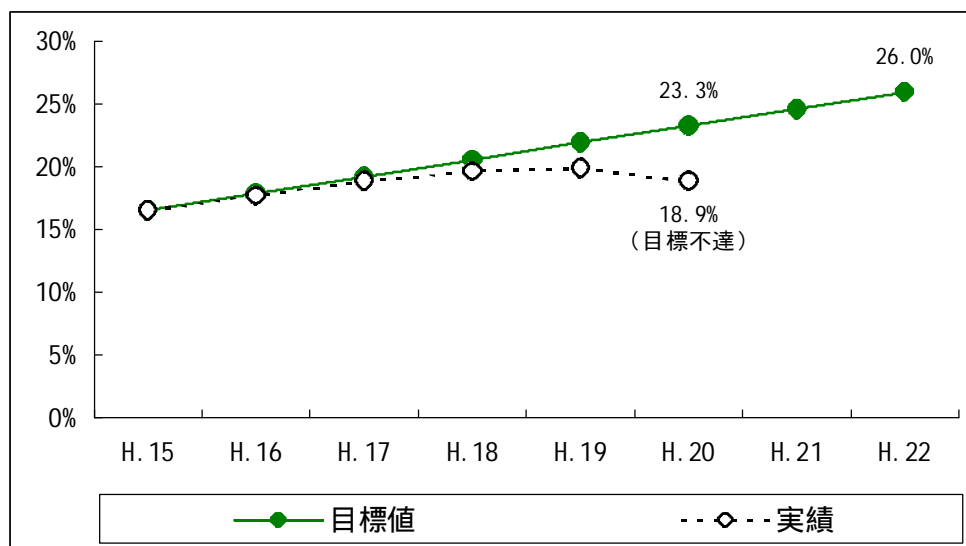


図3-1-3 リサイクル率目標達成度

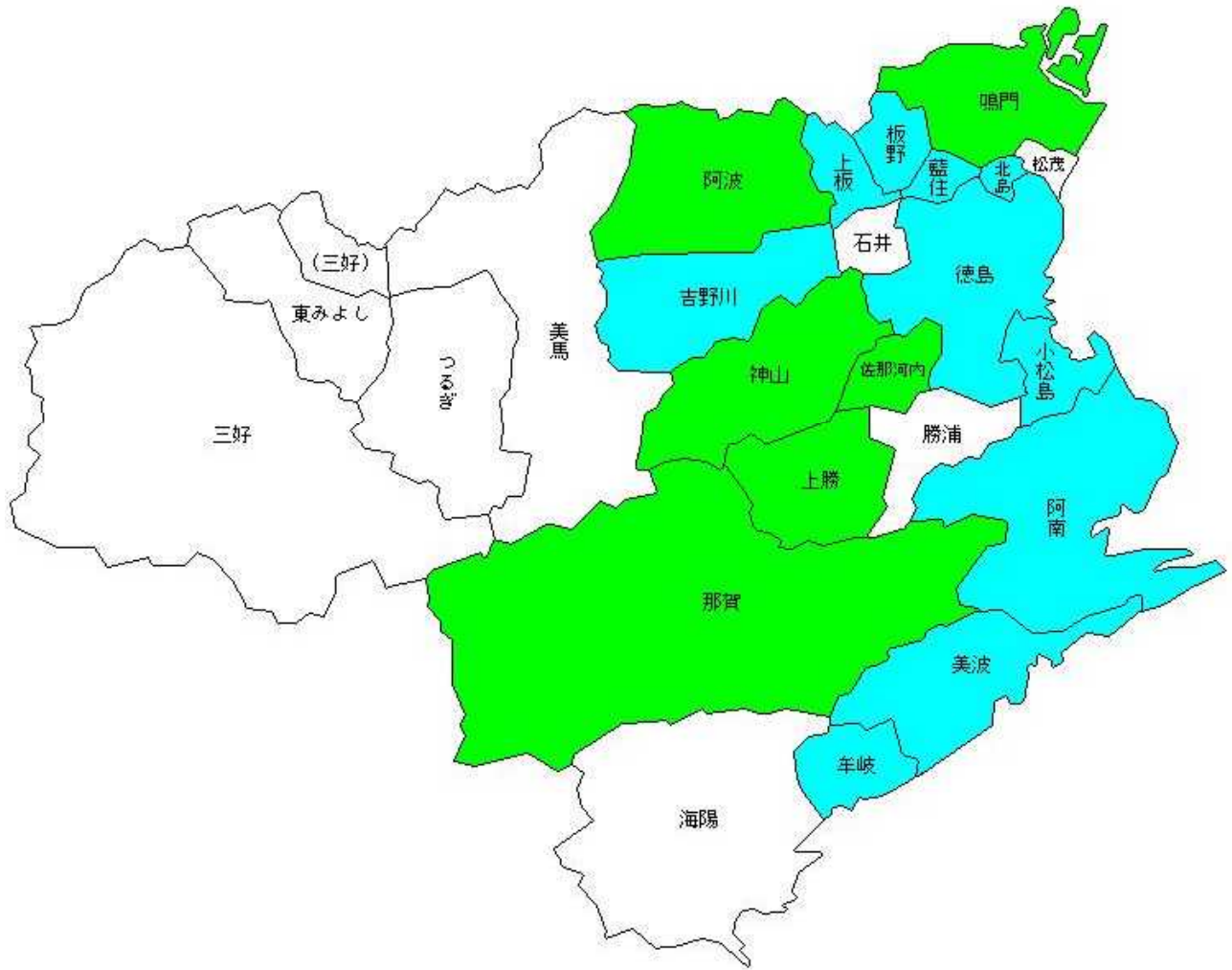
(2) 個別市町村における達成状況

個別市町村毎のリサイクル率目標達成状況は表3-1-4及び図3-1-4に示すとおりです。

表3-1-4 リサイクル率の目標達成度(詳細)

	平成15年度 (%)	平成20年度 (%)	増減値 (ポイント)
徳島市	15.0	16.3	1.3
鳴門市	21.8	31.0	9.2
小松島市	11.5	11.9	0.4
阿南市	13.5	16.7	3.1
吉野川市	13.5	14.0	0.4
阿波市	18.4	34.0	15.6
美馬市	24.4	20.9	-3.5
三好市	16.9	14.5	-2.3
勝浦町	25.6	17.5	-8.1
上勝町	80.4	63.5	-17.0
佐那河内村	73.2	40.8	-32.4
石井町	19.4	18.5	-0.8
神山町	48.3	67.5	19.2
那賀町	30.9	30.3	-0.5
牟岐町	13.3	14.0	0.8
美波町	12.8	14.8	2.0
海陽町	14.0	13.1	-1.0
松茂町	15.7	15.4	-0.3
北島町	21.7	23.4	1.7
藍住町	15.3	24.0	8.8
板野町	17.0	21.4	4.4
上板町	21.5	23.0	1.5
つるぎ町	22.6	21.5	-1.1
東みよし町	17.4	13.8	-3.6
徳島県	16.5	18.9	2.3

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より



- リサイクル率26%以上(平成22年度目標達成)
- リサイクル率26%未満だが平成15年度より増加
- 平成15年度よりリサイクル率が減少

図 3 - 1 - 4 市町村別リサイクル率(平成20年度実績)

3) 最終処分量

(1) 県全体での目標達成度

最終処分量について、最終処分量の実績と目標値の推移を比較すると下図のとおりであり、最終処分量は順調に減少していると言えます。

このまま継続できれば目標を達成できると考えられますが、これは鳴門市や中央広域環境施設組合の溶融設備が稼動し、最終処分量が削減されたことによると考えられます。

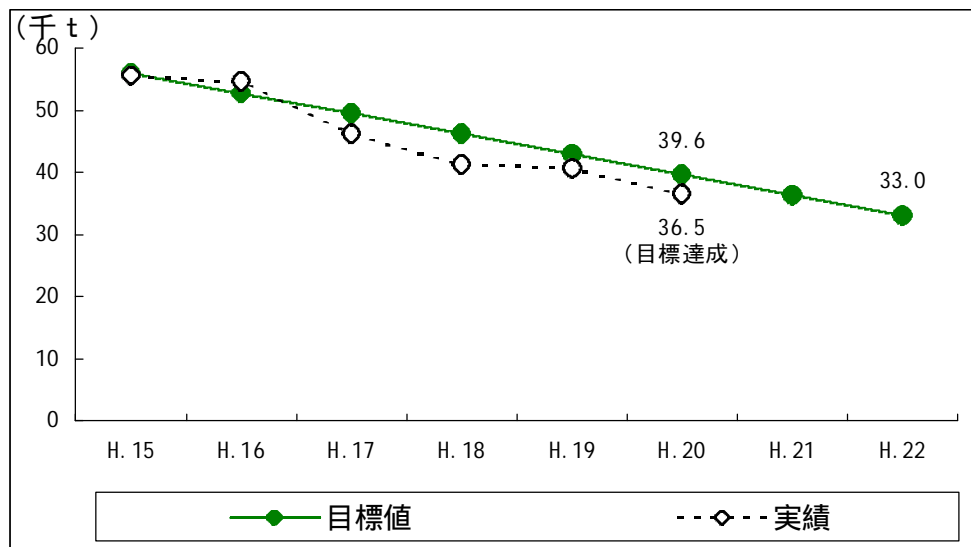


図3 - 1 - 5 最終処分量目標達成度

(2) 個別市町村における達成状況

個別市町村毎の最終処分量目標達成状況は、表3-1-5及び図3-1-6に示すとおりです。

表3-1-5 最終処分量の目標達成度(詳細)

市町村	平成15年度 実績値 (t/年)	平成20年度 実績値 (t/年)	増減量 (t/年)	増減率 (%)	平成22年度 目標値 (t/年)
徳島市	27,492	18,439	-9,053	-32.9%	16,495
鳴門市	2,830	376	-2,454	-86.7%	1,698
小松島市	3,204	3,063	-141	-4.4%	1,922
阿南市	4,251	3,710	-541	-12.7%	2,551
吉野川市	2,269	2,005	-264	-11.6%	1,361
阿波市	2,011	212	-1,799	-89.5%	1,207
美馬市	991	810	-181	-18.3%	595
三好市	1,489	1,218	-271	-18.2%	893
勝浦町	147	142	-5	-3.4%	88
上勝町	10	23	13	130.0%	6
佐那河内村	12	19	7	58.3%	7
石井町	2,072	1,632	-440	-21.2%	1,243
神山町	116	39	-77	-66.4%	70
那賀町	310	272	-38	-12.3%	186
牟岐町	346	281	-65	-18.8%	208
美波町	423	379	-44	-10.4%	254
海陽町	608	508	-100	-16.4%	365
松茂町	767	622	-145	-18.9%	460
北島町	1,608	923	-685	-42.6%	965
藍住町	1,863	922	-941	-50.5%	1,118
板野町	1,340	25	-1,315	-98.1%	804
上板町	474	14	-460	-97.0%	284
つるぎ町	353	276	-77	-21.8%	212
東みよし町	573	639	66	11.5%	344
徳島県	55,559	36,549	-19,010	-34.2%	33,336

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

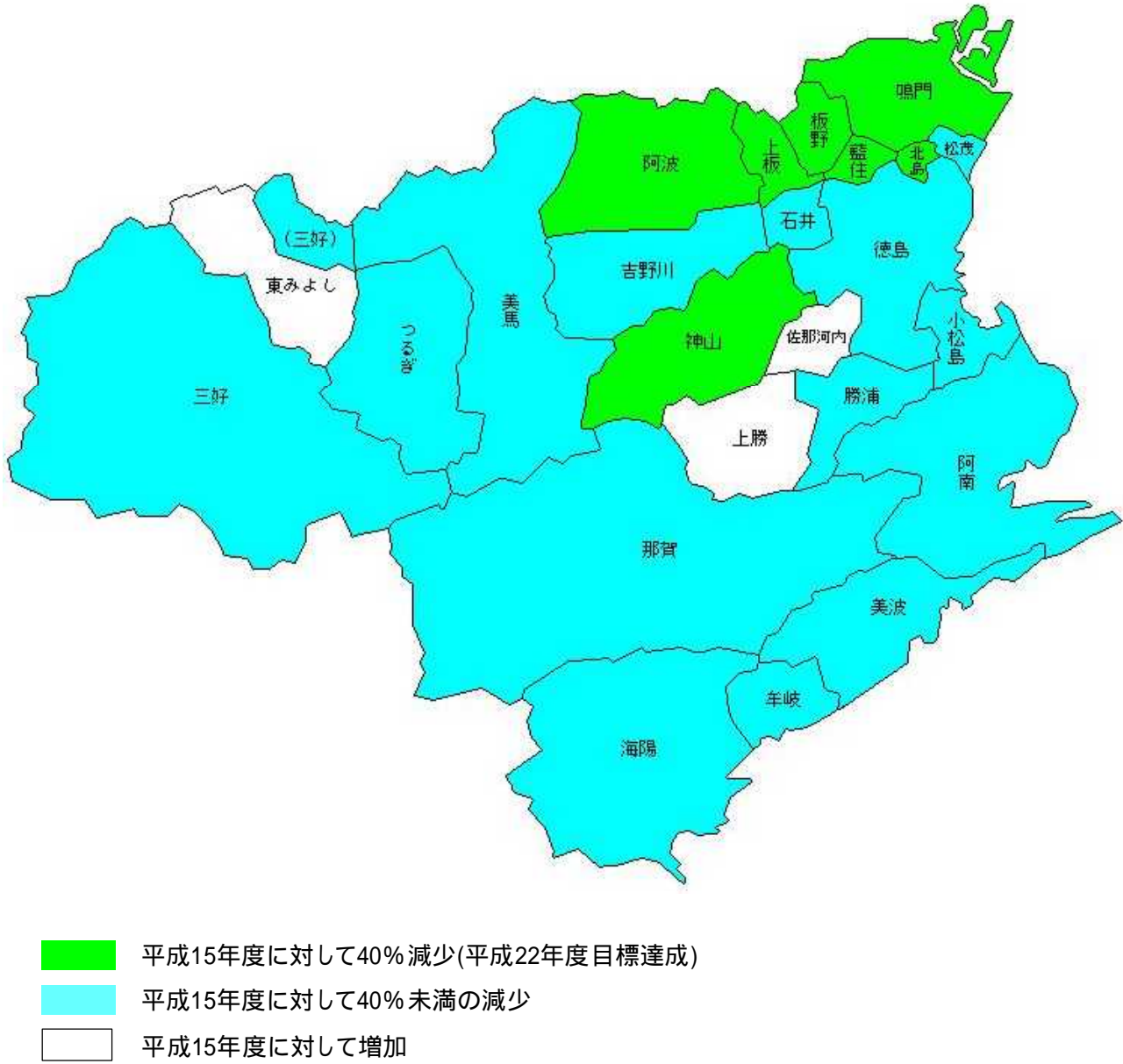


図3-1-6 市町村別最終処分率(平成20年度実績)

3. 一般廃棄物に関する課題

1) ごみ関係

(1) 排出抑制の推進の課題

本県のごみ排出量は、人口の減少とともに減少しており、平成20年度には約29万1千tと平成15年度(31万4千t)より7.3%減となっています。

ごみ排出量を1人1日あたりの排出量で見ると、平成15年度より平成20年度は4.2%減少しています。

排出形態別では、家庭系ごみの減少率が2.2%、事業系ごみの減少率が20.9%となっており、事業系ごみの減少が顕著になっています。全国的には、同時期の減少率は家庭系ごみで8.6%、事業系ごみの減少率が17.4%であることから、本県においては、今後は家庭系ごみのより一層の減量化が課題となっています。

これらのごみ排出量の減少は世界的な不況による影響も大きいと考えられることから、今後、景気の回復するとともに、特に事業系ごみ排出量が増加することも考えられます。

今後、排出抑制を推進するためには、家庭系ごみの減量化が重要になると思われます。そのため、家庭系ごみの有料化の一層の促進や家庭系ごみの大半を占める可燃ごみ(特に生ごみ)の減量化の取り組みを促す必要があります。

家庭系ごみの減量化のための身近な取り組みとして、マイバッグを持参しレジ袋を辞退すること(マイバッグ運動・マイバスケット運動など)や繰り返し使える容器(リユース容器)の利用促進などの啓発も重要です。

(2) 循環的利用推進の課題

リサイクル率は増加していますが、目標値を達成するためには、さらなる努力が必要です。

市町村毎の1人1日あたり資源回収量を比較すると、各自治体間でばらつきがあり、回収量が低迷している市町村もあります。

循環的利用の促進のためには、集団回収に取り組む住民団体や自治会などへの支援や資源物回収ステーションの設置など、より広汎な回収システムの構築が有効であることから、こうした取り組みを広げていく必要があります。

資源ごみの持ち去りが顕在化していることから、持ち去り防止の取り組みが必要です。

(3) 最終処分量の削減に関する課題

最終処分量の減少に伴い、最終処分率も順調に減少してきています。

最終処分量の削減には、焼却残さの減量化が最も効果があると思われます。県内の一般廃棄物焼却施設の更新の際には、残さの少ない熔融炉の導入を図ると同時にエネルギー回収・資源リサイクルも併せて導入を検討する必要があります。

(4) 施設整備

本県の焼却施設については、熔融設備などから排出される残さをリサイクルできる施設が4施設しかありません。また、焼却廃熱を利用した発電設備をもった施設は1施設しかありません。今後はリサイクルの推進や最終処分量の削減、高度な余熱利用が可能な施設を整備するため、広域化など施設の集約等を推進していく必要があります。

(5) その他の課題

これまでごみ処理経費は年々増加傾向にありましたが、平成16年度をピークにそれ以降はごみ量が減少しているため、ごみ処理経費も減少傾向となっています。しかし、国も同様の傾向でごみ量は減少していることから、本県の1人あたりの処理経費は国の平均値を上回る高い値のままとなっています。

2) 生活排水関係

本県の汚水処理人口普及率は上昇傾向にあるものの、全国平均値より大幅に低くなっています。

し尿や浄化槽汚泥については、今後、バイオガス化等の資源化についても検討していく必要があります。

第2節 産業廃棄物の目標達成に関する点検評価

1. 産業廃棄物の目標達成状況

第二期徳島県廃棄物処理計画において設定した産業廃棄物処理の目標と平成20年度時点の実績を比較整理すると下表のとおりとなります。

表3 - 2 - 1 第二期徳島県廃棄物処理計画設定目標と平成20年度実績 (単位：千t)

(単位)			基準年度	第二期計画		現 状
				予測値	目標値	
			平成15年度	平成22年度	平成22年度	平成20年度
年間量	発生・排出量	排出量 (千t)	3,068	3,519	3,120 (平成15年度の1.02倍)	2,927 (平成15年度の0.95倍)
		再生利用量 (千t)	1,688	1,772	1,851	1,382
	処理処分量	減量化量 (千t)	1,212	1,565	1,169	1,412
		最終処分量 (千t)	168	182	100	132
		その他量 (千t)	1	1	0	1
処理比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.1	100.0	100.0
		再生利用量 (%)	55.0	50.4	59.3	47.2
	処理処分量	減量化量 (%)	39.5	44.5	37.5	48.3
		最終処分量 (%)	5.5	5.2	3.2	4.5
		その他量 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

2. 目標達成度の評価

1) 排出量

排出量については、現状（平成20年度）が292万7千トンで、基準年度（平成15年度）の4.6%減となっており、平成22年度の目標値である312万トン（基準年度の1.02倍）を下回る結果となっていますが、調査年度である平成20年秋には、いわゆる「リーマン・ショック」が発生し、世界経済が大きく落ち込み、本県経済にも甚大な影響をもたらしたことが大きな要因と考えられます。

「本県排出量に関する主な指標（以下、「指標」）」として「鉱工業生産指数」を示していますが、この指標からもその影響は明らかであり、県内経済活動の低迷が産業廃棄物排出量の大幅な減少に大きな影響を及ぼしていると推察されます。

一方、排出量でシェア第2位の「動物のふん尿」についても大きく減少していますが、「指標」で示すように、この要因は県内家畜頭羽数の減少傾向が反映されているものと考えられます。

また、県シェア第3位の「ばいじん」は、全国データ（シェア4% 第5位）に比べ全排出量に占める比率が高くなっていますが、この要因は大規模な火力発電所の立地、操業に伴うものです。

ちなみに、「ばいじん」については、前述した経済の急激な落ち込みにも拘わらず、ほぼ横ばいで推移しており、電気業を除く排出量は、基準年度（平成15年度）に比べ、6.1%の減少となっています。

表3-2-2 徳島県と全国と比較

	H. 15	H. 20 (国H. 19)	伸び率	摘要
徳島県	3,068千トン	2,927千トン	△4.6%	—
全国	4億1,200万トン	4億1,900万トン	1.7%	—

< 徳島県：排出量の内訳（シェア率はH20実績：順位はH15 / H20同じ） >

発生業種 製造業（39.2%） 電気・水道業（24.7%） 農業（21.4%）

～上位3業種で約9割

廃棄物の種類 汚泥（40.2%） 動物のふん尿（21.3%） はいじん（16.8%）
がれき類（8.7%）

～上位3種類で約8割（上位4種類で約9割）

< 国：排出量の内訳（シェア率はH20実績：順位はH15 / H20同じ） >

発生業種 電気・水道業（22.8%） 農業（20.9%） 建設業（18.4%）

～上位3業種で約6割 国統計データは製造業を細分化

廃棄物の種類 汚泥（44.2%） 動物のふん尿（20.9%） がれき類（14.5%）

～上位3種類で約8割

本県排出量に関連する主な指標

県内家畜飼養頭羽数の推移

- ・牛（乳用牛・肉用牛）（H15 41,820頭, H20 37,160頭 < 11.1% >）
- ・豚 （H15 42,400頭, H20 40,600頭 < 4.2% >）
- ・鶏（採卵鶏・ブロイラー）（H15 5,654千羽, H20 5,276千羽 < 6.7% >）

【鋳工業生産指数の推移（季節調整済指数）】

（平成17年=100）

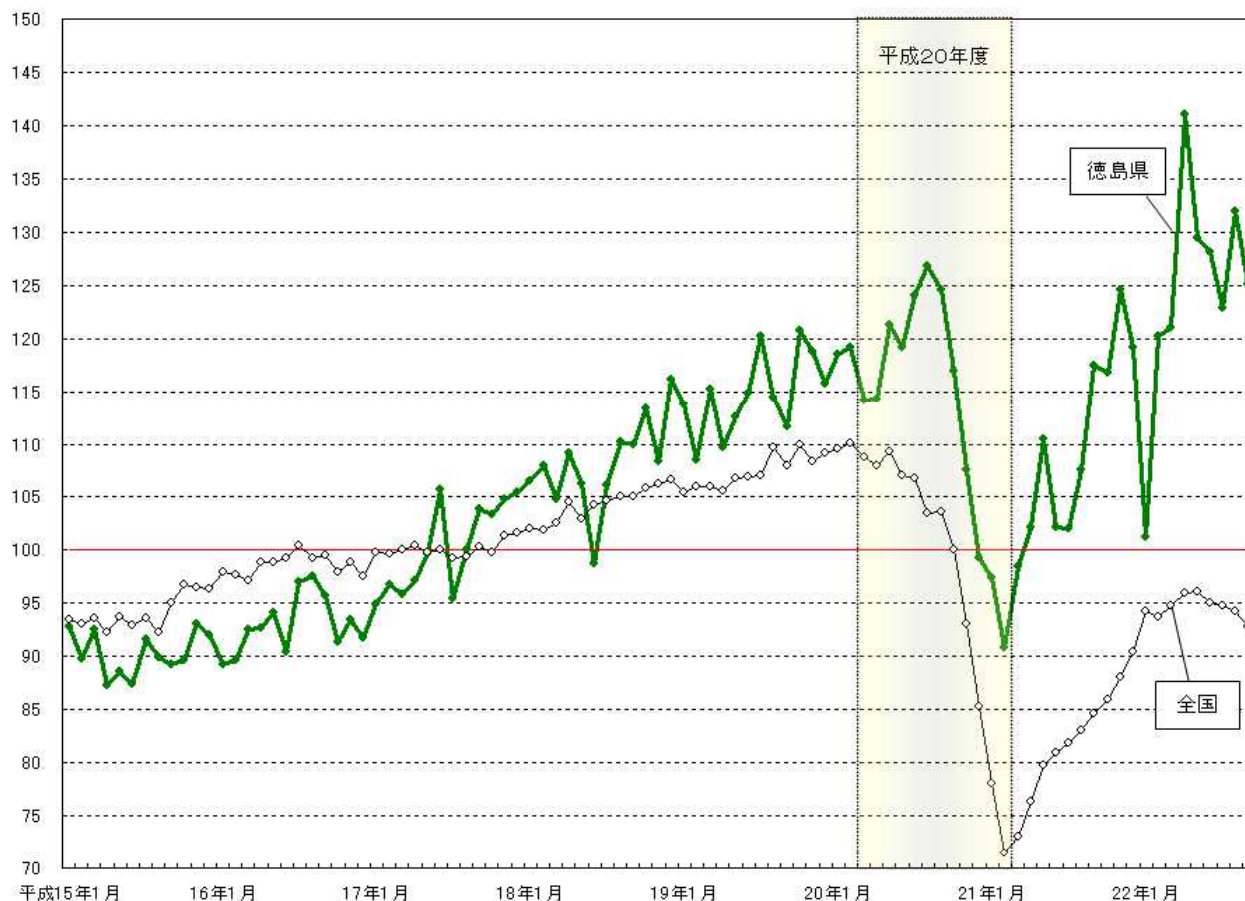


図3-2-1 鋳工業生産指数（季節調整済指数）の推移

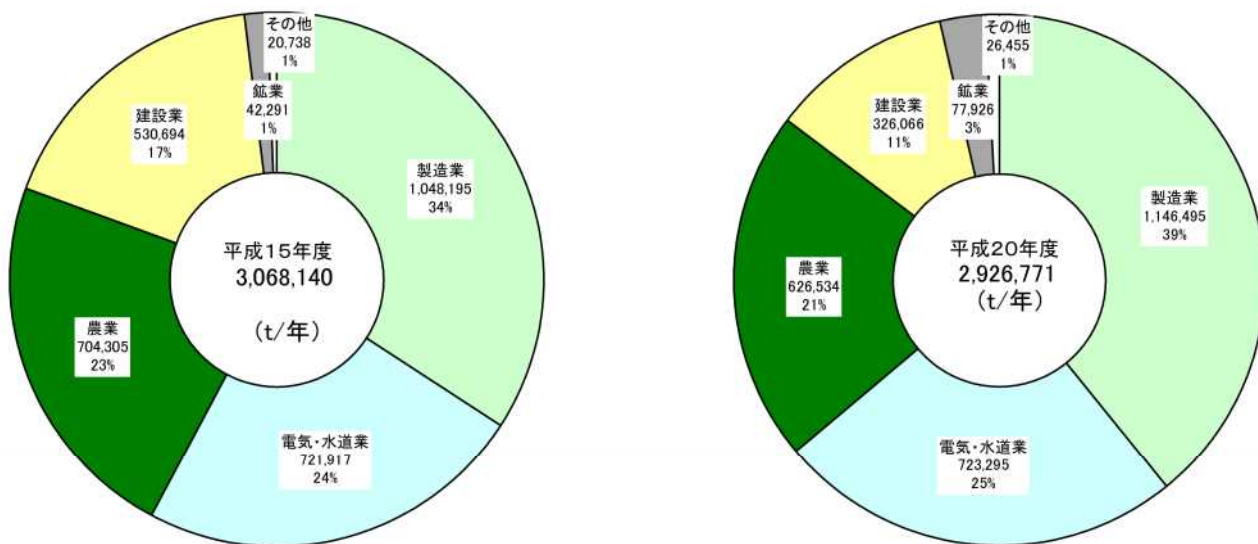
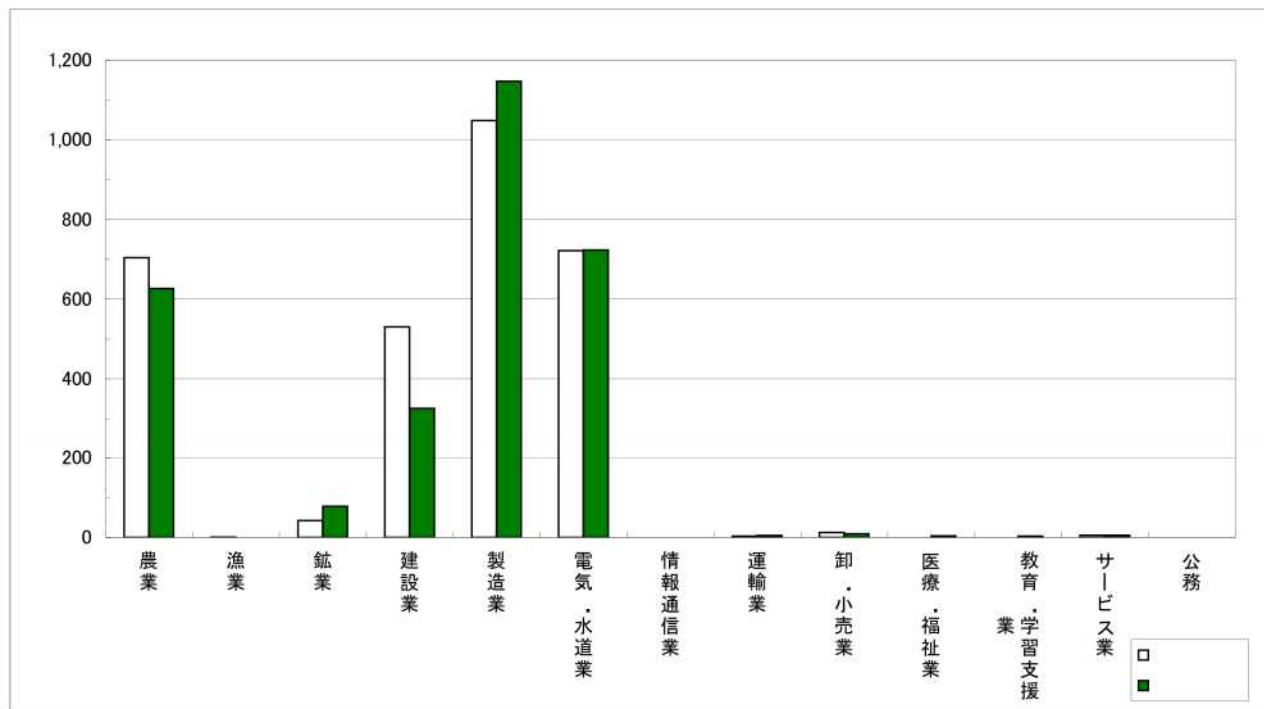


図3 - 2 - 2 業種別排出量の比較

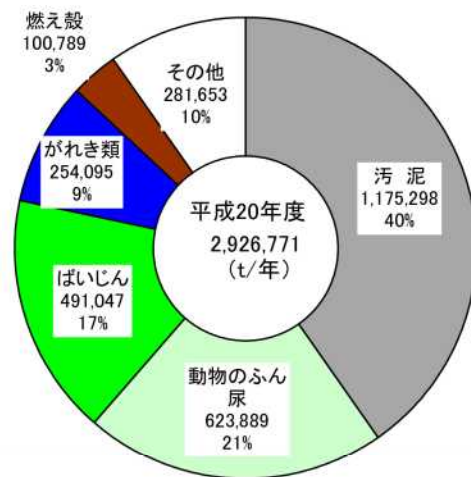
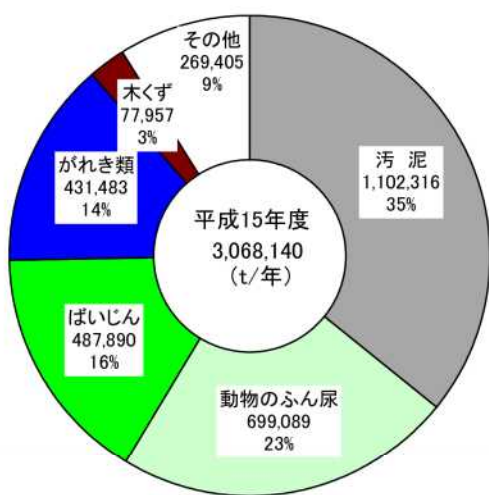
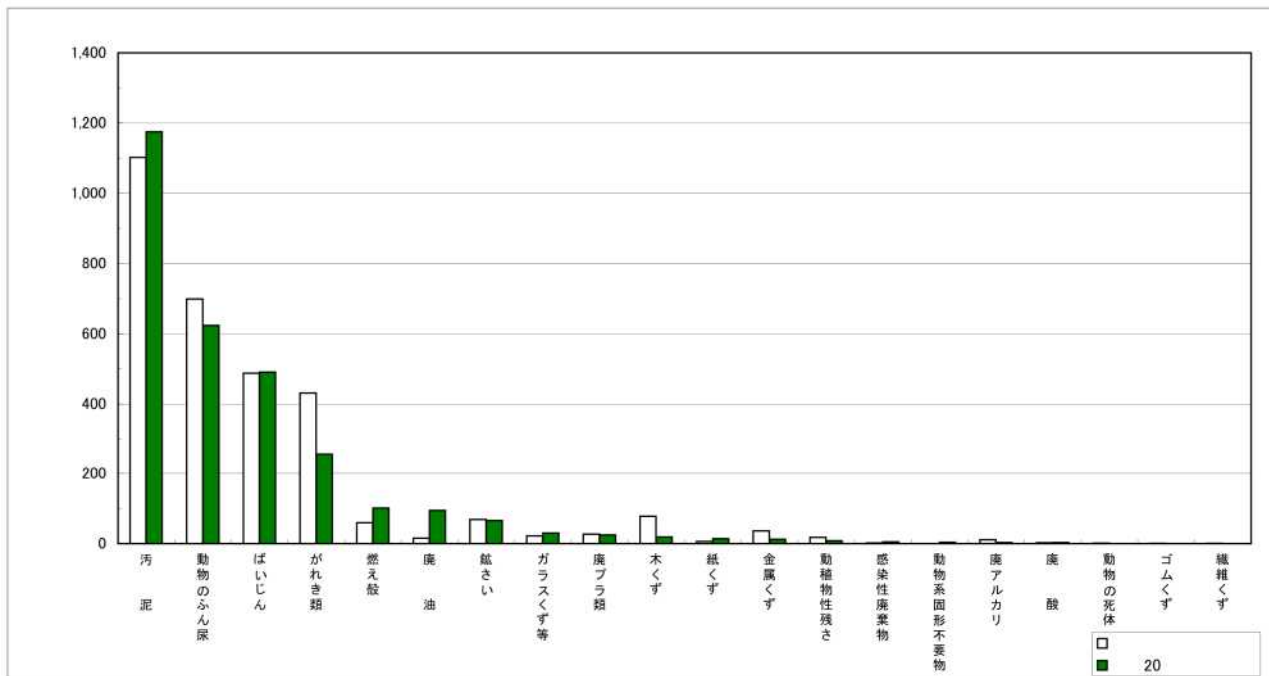


図3 - 2 - 3 廃棄物別排出量の比較

2) 再生利用量(再生利用率)及び減量化量(減量化率)

平成20年度の再生利用量は、138万2千トン(再生利用率：47.2%)となっており、平成22年度の目標値(185万1千トン、再生利用率：59.3%)に対しては、率で12.1ポイントほど目標値を下回る結果となっています。

一方、平成20年度の減量化量は、141万2千トン(減量化率：48.3%)となっており、平成22年度の目標値(116万9千トン、減量化率：37.5%)に対しては、目標値を上回る結果となっています。

発生する産業廃棄物については、その性状に応じ効果的・効率的なリサイクル方法が用いられますが、以下のイメージ図に示すように、減量化と再生利用は密接に関係しており、汚泥・動物のふん尿などは、再生利用の前段階として脱水・乾燥(減量化)処理を行った上で再生品へのリサイクル処理が行われています。

また、リサイクル処理に適さない残さを焼却(減量化)処理するという形態もあります。

ちなみに、再生利用量と減量化量を合わせた総量は、279万4千トン(再生利用・減量化率 総計96%)となっており、一体的な処理としてみた場合、第2期計画の目標値とほぼ同じレベルとなっています。

廃棄物の減量化に係るイメージ図



3) 最終処分量 (最終処分率)

平成20年度の最終処分量は、13万2千トン(最終処分率：4.5%)となっており、平成22年度の目標値(10万トン、最終処分率：3.2%)に対して、量では3万2千トンほど及ばず(未達成)、率では1.3ポイントほど目標値を上回る結果(未達成)となっています。

最終処分される産業廃棄物の種類では、汚泥(排出量に占める最終処分率(以下同じ)3.9%)、ばいじん(6.7%)、燃え殻(25.1%)、がれき類(4.1%)が、主なものとなっています。

前回調査(平成15年度)と比較すると、最終処分される廃棄物の主要な種類については変わりはありませんが、がれき類が大きく減少する一方で、燃え殻が量、比率ともに高くなっています。

ちなみに、最終処分率において、全国指標(平成19年度全国実態調査：最終処分率 汚泥4% ばいじん16% 燃え殻22% がれき類4%)と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

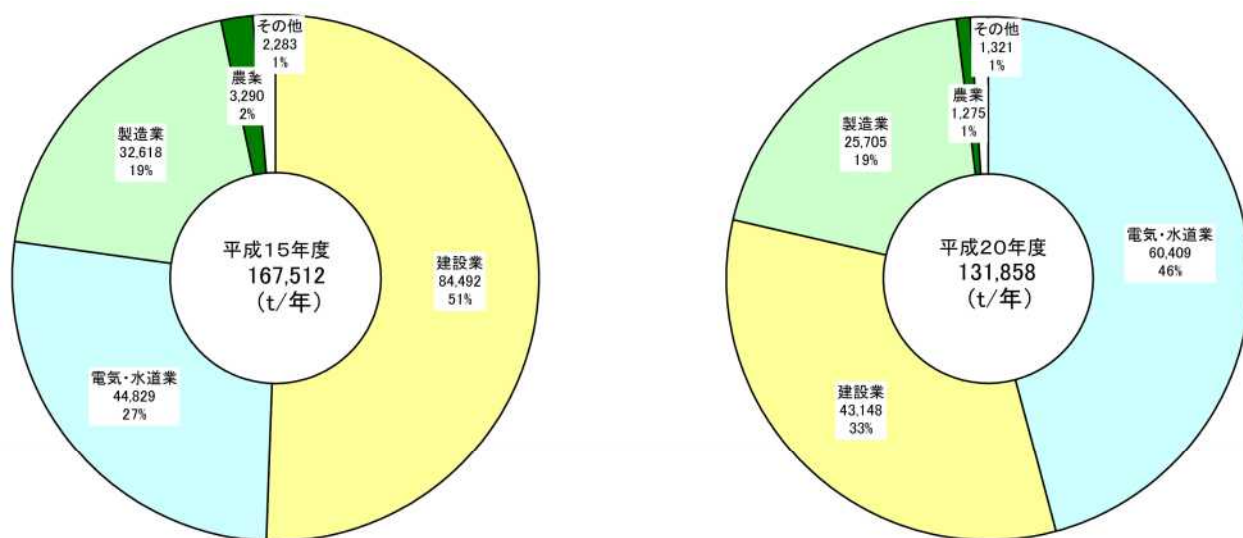
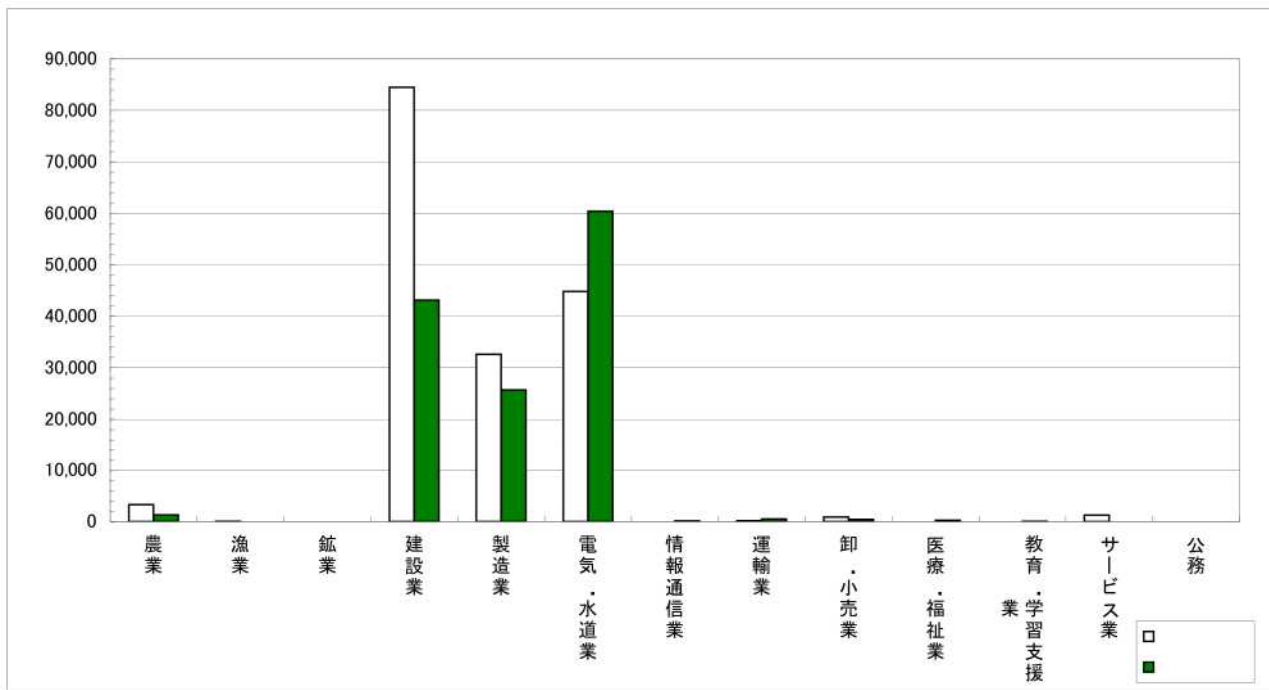


図3 - 2 - 4 業種別最終処分量の比較

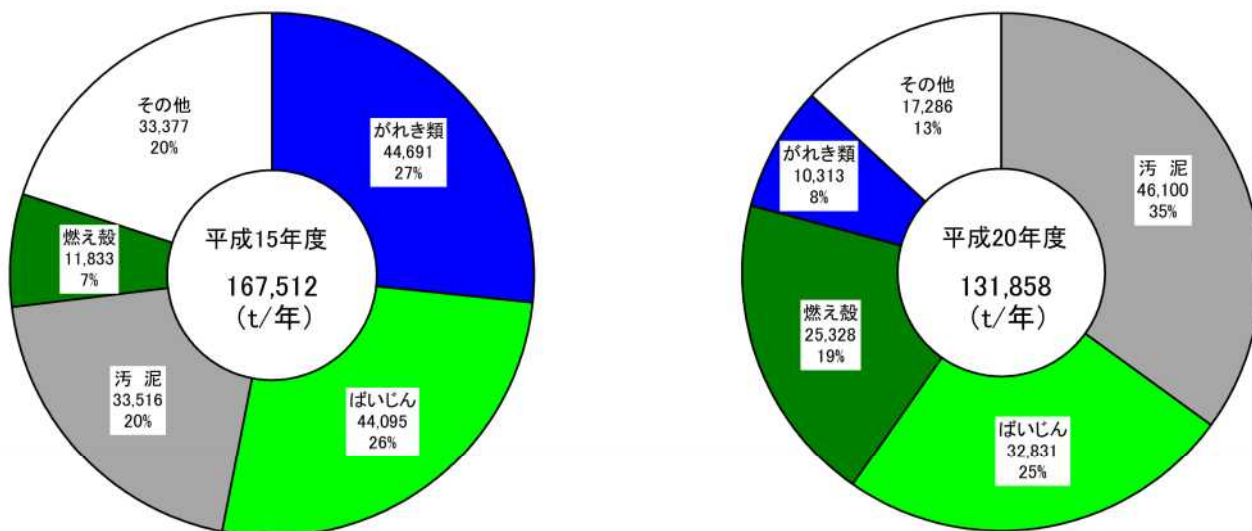
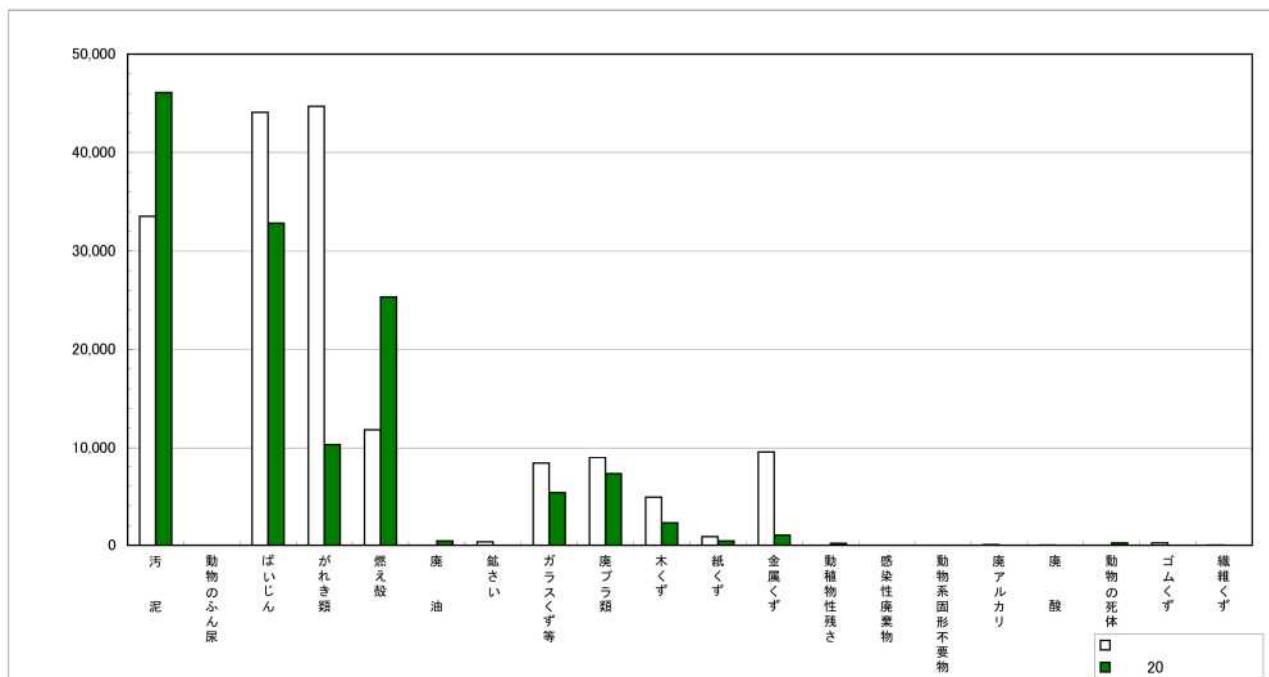


図 3 - 2 - 5 廃棄物別最終処分量の比較

3. 産業廃棄物に関する課題

1) 排出抑制推進の課題

多量排出事業者の排出抑制

産業廃棄物の発生抑制には、県内排出量の約9割（農林水産業を除く。）を占める多量排出事業者の排出抑制への取り組みが不可欠であり、廃棄物処理法改正も踏まえつつ、多量排出事業者のより一層意欲的な取り組みを促す必要があります。

中小零細事業者の排出抑制

県内企業の大多数を占める中小零細企業においては、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する認識のレベルにおいて事業者間で格差があり、中小零細事業者全般にわたるリサイクル意識の向上のため、なお一層の指導啓発を図る必要があります。

2) 循環的利用・減量化推進の課題

産業廃棄物の循環的利用の促進

廃棄物の発生量抑制と減量化に向け、再使用・再生利用・熱回収など、できる限り循環的な利用促進を図るため、循環的利用に係る技術開発や設備導入等を積極的に図る必要があります。

公共事業を中心とした建設系廃棄物の循環的利用の促進

建設現場から発生する建設汚泥、がれき類については、発生量が多く、かつ最終処分される量も多いことから、公共事業を中心として、適正な管理を前提とした循環的利用が求められます。

リサイクル製品（再生品）の市場拡大

リサイクルされた再生品の市場性が乏しいことが、リサイクル促進の阻害要因となっている場合があり、関係機関の協力を得てリサイクル製品の市場拡大への取り組みを加速する必要があります。

3) 適正処理推進の課題

排出事業者責任の徹底

法知識の希薄さなどに起因し、排出事業者が不適正な処理を行う事案が散見されることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に係る排出事業者責任の原則の徹底を図り、処理を委託した場合においても、処理業者まかせにする

ことなく、排出から最終処分まで責任を持って管理するよう排出事業者の自覚と責任を強く促す必要があります。

優良認定処理業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、国の優良認定制度や本県独自の優良認定制度の認定取得に向けた意欲的な取り組みを処理業者に促し、優良認定処理業者の育成による適正処理の推進を図る必要があります。

P C B 廃棄物の適正処理

国の「P C B 廃棄物処理基本計画」に則して策定した「徳島県P C B 廃棄物処理計画」に基づき計画的な処理を推進していますが、法で定める処理期限の平成28年7月までに適正処理を行うため、P C B 保管・使用事業者に対し、さらに徹底した周知・啓発及び指導が必要です。

不法投棄の防止

本県で発生する産業廃棄物の不法投棄件数は、関係団体や住民ネットワーク等の協力もあり、近年において減少傾向を示しているものの、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であることから、不法投棄の未然防止や早期発見におお一層の取り組みが必要です。

4) 処理施設に係る課題

産業廃棄物処理施設の信頼性の向上

産業廃棄物処理業者による不適正処理に対する不安から、県民の産業廃棄物処理施設に対する不安感や不信感は未だに根深い状況にあり、地域住民とのコミュニケーション力向上により、住民の不安感や不信感を払拭し、ひいては地域における信頼の醸成に努める必要があります。

第4章

排出量及び処理量の見込み

第4章 排出量及び処理量の見込み

第1節 一般廃棄物（ごみ）の将来推計

1) 将来推計の方法

排出量の推計は、以下の手法をもとに算出します。

人口の将来推計：オンリーワン徳島行動計画に示された将来推計人口を採用

家庭系ごみの将来推計：過去5年間の1人1日あたり排出量実績をもとにトレンド法により算出。（人口の将来推計値と1人1日あたり排出量を乗じることにより全体量を推計）

事業系ごみの将来推計：家庭系ごみの推計と同様に、過去5年間の1人1日あたり排出量実績をもとにトレンド法により算出。

トレンド法：過去の実績の傾向(トレンド)をもとに、回帰式により将来推計を行う方法。

2) 一般廃棄物将来推計結果

平成15年度から平成20年度までの排出量実績を基に、徳島県における一般廃棄物（ごみ）排出量の将来推計を行った結果は表4-1-1に示すとおりです。

本県において、今後追加的な施策を実施しない場合は、平成27年度に278千トン（低位推計）から303千トン（高位推計）となるケースが想定されます。

ごみ排出量実績値では、急激な景気悪化の影響から平成20年度の実績値が大幅な減少を示していますが、平成21年度以降、景気は徐々に回復を示しており、近いうちにリーマンショック以前の状態に戻ると考えられます。

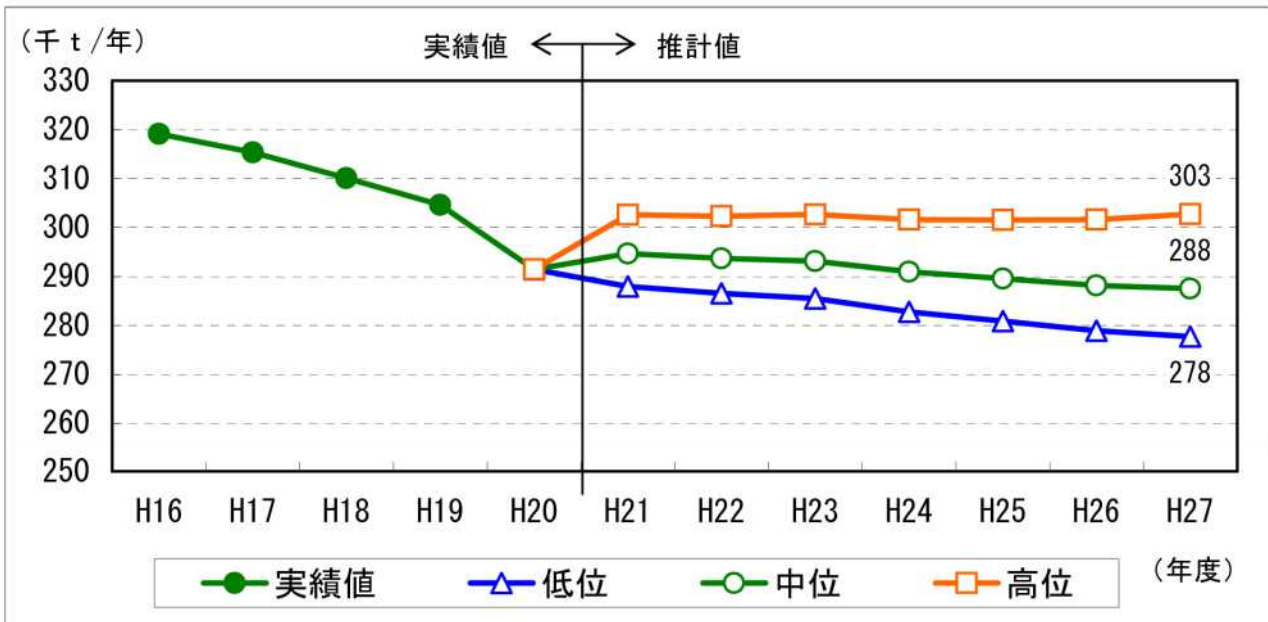
そこで、平成20年度を除く過去の実績からみると、高位推計ではごみ量は多過ぎ、低位推計では少な過ぎると考えられることから、本計画においては平成27年度に288千トンとなる中位推計を採用するものとします。

また、追加的な施策を実施しない場合、リサイクル率は18.9%と現状と変わらず、一般廃棄物（ごみ）排出量が減少するものと推計されますが、総資源化量は平成27年度においても54千トンと変わらないものと予想されます。

最終処分量は、一般廃棄物（ごみ）排出量の減少に伴い、平成20年度の37千トンから平成27年度には36千トンへと減少するものと予想されます。

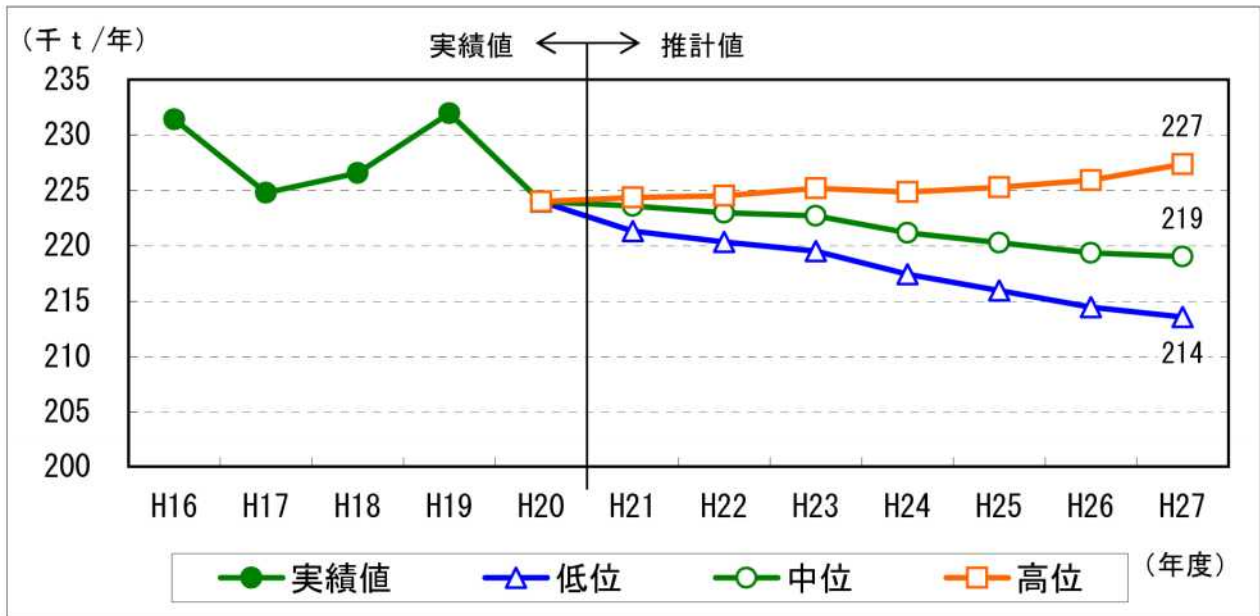
表 4 - 1 - 1 一般廃棄物（ごみ）排出量の将来推計結果

			現状	推計年度		
			平成20年度	平成27年度		
(単位)				低位推計	中位推計	高位推計
人口 (人)			803,168	761,655		
年間ごみ量	発生・排出量	排出量 (千 t)	291	278	288	303
	処理処分量	総資源化量 (千 t)	54	53	54	57
		中間処理による減量 (千 t)	196	191	198	208
		最終処分量 (千 t)	37	35	36	38
原単位	発生・排出量	排出量 (g/人・日)	994.3	1,000.0	1,036.0	1,089.9
	処理処分量	総資源化量 (g/人・日)	184.3	189.0	195.8	206.0
		中間処理による減量 (g/人・日)	685.3	686.0	710.7	747.7
		最終処分量 (g/人・日)	124.7	125.0	129.5	136.2
処理比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.0 (中位)		
	処理処分量	総資源化量 (%)	18.9	18.9 (中位)		
		中間処理による減量 (%)	68.6	68.6 (中位)		
		最終処分量 (%)	12.5	12.5 (中位)		



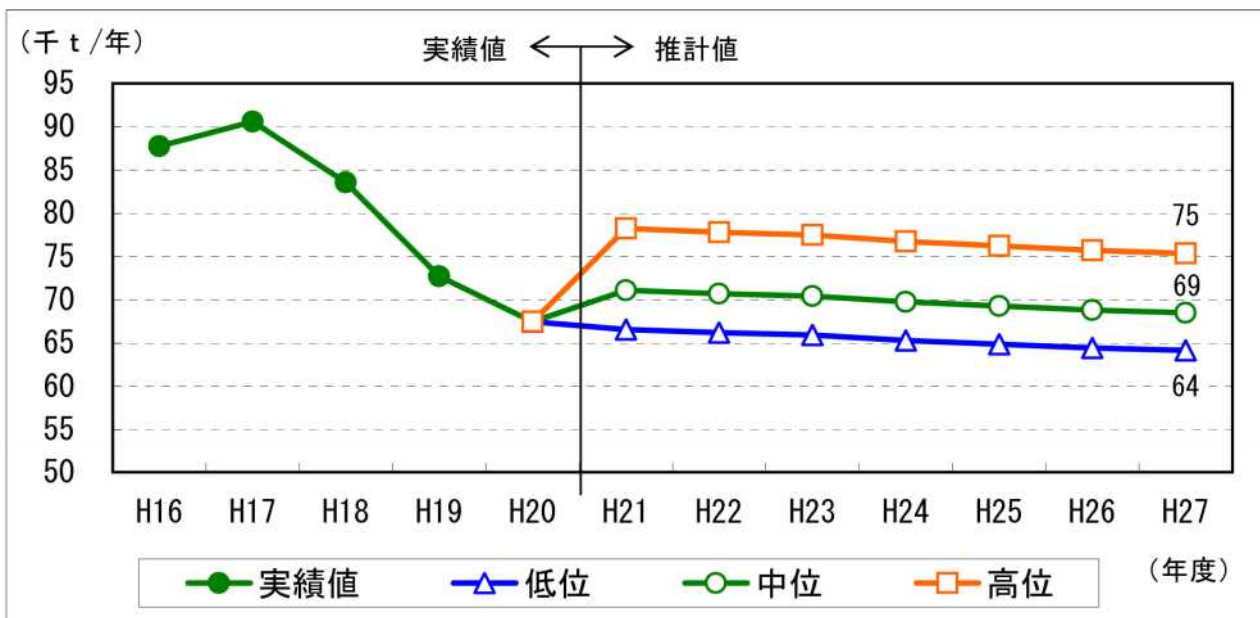
低位推計：家庭系ごみ低位推計及び事業系ごみ低位推計の合計値
 中位推計：家庭系ごみ中位推計及び事業系ごみ中位推計の合計値
 高位推計：家庭系ごみ高位推計及び事業系ごみ高位推計の合計値

図 4 - 1 - 1 将来推計値の比較 (総ごみ量)



低位推計：トレンド法による推計結果から，最も排出量の少ない推計値を採用
 中位推計：トレンド法による推計結果から，中間的な伸びを示す推計値を採用
 高位推計：トレンド法による推計結果から，最も排出量の多い推計値を採用

図4 - 1 - 2 将来推計値の比較（家庭系ごみ量）



低位推計：実績値のうち，最も排出量の少ない平成20年度実績値を用いた推計値
 中位推計：不況の影響を受けていない実績値の中で最も低い実績値（平成19年度）を用いた推計値
 高位推計：5年間の実績値の平均値を用いた推計値

図4 - 1 - 3 将来推計値の比較（事業系ごみ量）

第2節 産業廃棄物の将来予測

1) 将来予測の方法

排出量の予測は、以下の3点を前提とし、産業廃棄物実態調査で把握した排出量原単位に業種ごとの将来の活動量指標値を乗じて求めるものとします。

ただ、平成20年度における産業廃棄物実態調査では、世界的不況などの影響から大きく減少していますが、平成21年度以降は景気もやや持ち直しつつある現状を踏まえ、将来予測を行います。

廃棄物の発生量等は、業種ごとに特定の指標（活動量指標）に比例する上記指標ごとの排出量原単位は、将来予測の期間内は一定不変である農漁業は、関係部署の推計値を使用する

活動量指標値の将来予測方法は、業種ごとに設定した経済成長率（県内総生産の対前年度増加率）に活動量指標値を乗じることにより算出します。

また、処理・処分状況の予測については、発生した産業廃棄物に対する中間処理、再生利用、最終処分等の処理体系が各業種・種類において、現状と変わらないものと仮定して算出しています。

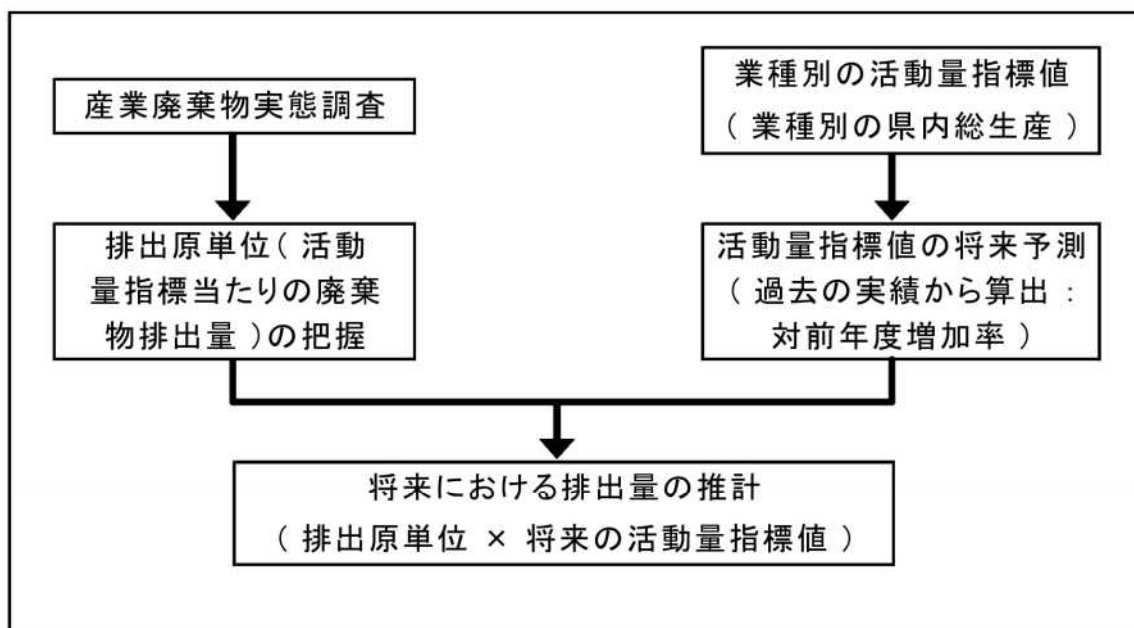


図4-2-1 産業廃棄物の将来予測フロー

2) 業種別排出量の将来予測

将来予測の結果、産業廃棄物の排出量は図4-2-2に示すように平成27年度において318万7千トンと見込まれます。

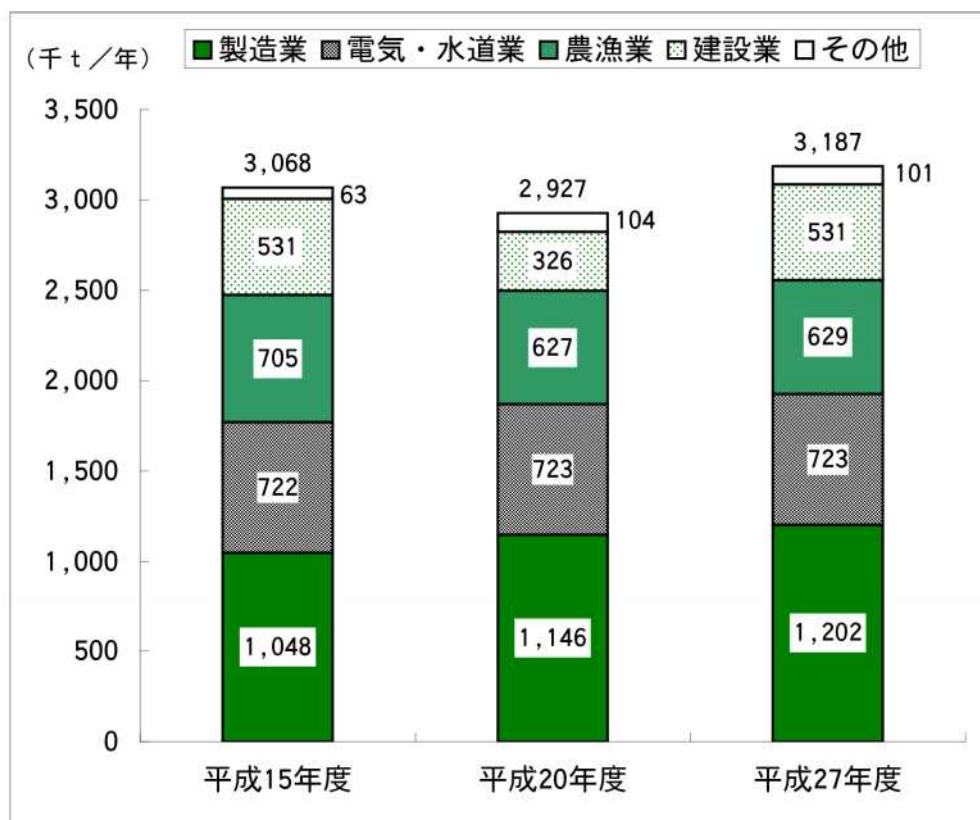


図4-2-2 業種別排出量の将来予測

表4-2-1 業種別排出量の将来予測 (単位：千t/年)

業種	H.15	H.20	H.27
製造業	1,048 (34.2%)	1,146 (39.2%)	1,202 (37.7%)
電気・水道業	722 (23.5%)	723 (24.7%)	723 (22.7%)
農漁業	705 (23.0%)	627 (21.4%)	629 (19.7%)
建設業	531 (17.3%)	326 (11.1%)	531 (16.7%)
その他	63 (2.0%)	104 (3.6%)	101 (3.2%)
合計	3,068 (100.0%)	2,927 (100.0%)	3,187 (100.0%)

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

3) 処理・処分状況の将来予測

産業廃棄物の処理・処分状況の将来予測は、図4-2-3に示すとおりです。平成20年度で減少しているものの、景気の回復にしたがって産業廃棄物量は増加するものと予測されます。

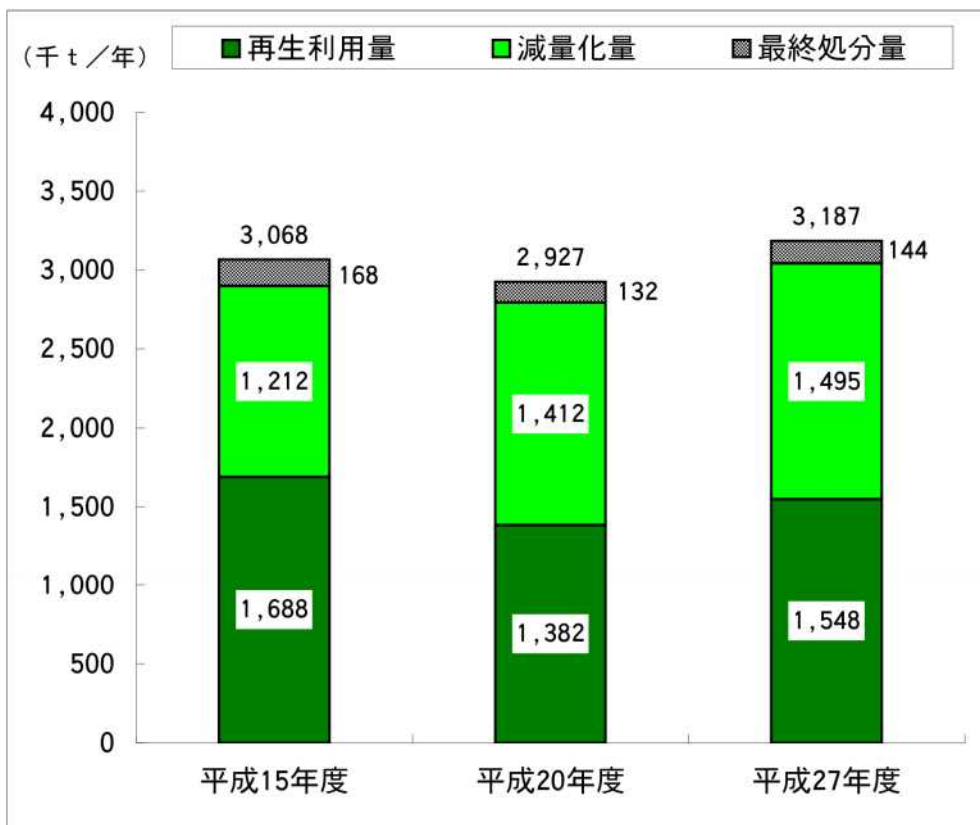


図 4 - 2 - 3 処理・処分状況の将来予測

表 4 - 2 - 2 処理・処分状況の将来予測 (単位：千t/年)

区分	H.15	H.20	H.27
排出量	3,068 (100.0%)	2,927 (100.0%)	3,187 (100.0%)
再生利用量	1,688 (55.0%)	1,382 (47.2%)	1,548 (48.5%)
減量化量	1,212 (39.5%)	1,412 (48.3%)	1,495 (47.0%)
最終処分量	168 (5.5%)	132 (4.5%)	144 (4.5%)
その他	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

第5章

廃棄物の減量等目標値

第5章 廃棄物の減量等目標値

第1節 一般廃棄物（ごみ）の目標値

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標は以下のとおり設定するものとします。

基本目標：国の基本方針に示された目標であり，是非とも実現したい目標値

努力目標：第二期計画の目標値に準じた目標であり，様々な減量化施策等を講じることにより目指すべき目標値

先進目標：徳島県が全国トップクラスとなることを目指してチャレンジするための目標値

1) ごみ排出量（t/年）

市町村によるごみ収集量（一般廃棄物の計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）の合計

【目標値】

現 状	平成27年度目標
ごみ排出量（t/年） （平成20年度実績：291,482 t）	基本目標：269,000 t（H20比 約8%削減） 努力目標：239,000 t（H20比 約18%削減） 先進目標：208,000 t（H20比 約29%削減）

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物の減量化目標が，平成19年度に対し，平成27年度において排出量を約5%削減することであるため，これを本県のごみ排出量（H19：304,673 t）に当てはめた値（289,439 t）以下となるように設定しています。

単純にH19実績値の95%値となっていないのは，事業系ごみの実績値が平成20年度において目標を達成しているため（H19の72,722 tに対し，H20で67,491 t：H19比7.0%減少），平成19年度実績値の95%値を目標値とすると，むしろ増加することになるためです。

努力目標

以前の国の基本方針では，平成22年度において平成9年度比で5%削減する

ことが目標となっており，これを本県に当てはめると279千トンが目標となります。（H9実績値：294千トン）

第二期徳島県廃棄物処理計画においては，平成22年度において平成15年度比で約18%削減することを目標（H22目標値：259千トン）とし，国よりもさらに厳しい目標値を設定しています。

そこで，ごみ減量化については第二期計画と同様の考え方により，国よりもさらに高い目標値を設定するものとし，平成27年度までに平成20年度比で約18%減量化することを目標とします。

先進目標

挑戦目標として，県民1人1日ごみ排出量が全国トップクラスとなることを目指した目標値です。

（年間のごみ排出量を基準とすると人口の最も少ない県が最少となるため）

2) 県民1人1日あたりごみ排出量（g/人日）

市町村によるごみ収集量（一般廃棄物の計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）の合計を県民1人1日あたりに換算した量

【目標値】

現 状	平成27年度目標
県民1人1日あたりごみ排出量（g/人日） （平成20年度実績：994g）	基本目標：966g（H20比 約3%削減） 努力目標：858g（H20比 約14%削減） 先進目標：746g（H20比 約25%削減）

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物の減量化目標が，平成19年度実績に対し，平成27年度において排出量を約5%削減することであるため，これを本県の1人1日あたりごみ排出量（H19：1,030g）に当てはめた値（979g）以下となるように設定しています。

努力目標

以前の国の基本方針では，平成22年度において平成9年度比で5%削減することが目標となっており，これを本県に当てはめると279千トンが目標値でした。（H9実績値：294千トン）

第二期徳島県廃棄物処理計画においては，平成22年度において平成15年度比で約18%削減することを目標（H22目標値：259千トン）とし，国よりもさ

らに厳しい目標値を設定していました。

そこで、ごみ減量化については第二期計画と同様の考え方により、国よりさらに高い目標値を設定するものとします。

なお、本県では将来的に人口が減少すると予想されることから、年間排出量において平成27年度までに平成20年度比で約18%減量化することを目標値とし、この年間排出量目標値を県民1人1日あたりごみ排出量とすると約858g（約14%削減）となります。

先進目標

挑戦目標として、県民1人1日あたりごみ排出量が全国トップクラスとなることを目指した目標値です。

平成20年度において最も少ない県の排出量（831g）を参考に、当該県の過去5年間実績値よりトレンド法によって予測した平成27年度予測値（直線式：753g）以下とするために、本県の平成20年度実績値（994g）の約25%削減した数値（746g）を設定しています。

3) 県民1人1日あたり家庭系ごみ排出量（g/人日）

県民1人1日あたりごみ排出量のうち、家庭から排出されたごみの量（集団回収量及び資源ごみ量を含む）

【目標値】

現 状	平成27年度目標
県民1人1日あたり家庭系ごみ排出量 （g/人日） （平成20年度実績：764g）	基本目標：737g（H20比 約4%削減） 努力目標：659g（H20比 約14%削減） 先進目標：573g（H20比 約25%削減）

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物の減量化目標が、平成19年度実績に対し、平成27年度において排出量を約5%削減することであるため、これを本県の1人1日あたり家庭系ごみ排出量（H19：784g）に当てはめた値（744g）以下となるように設定しています。

努力目標

県民1人1日あたりごみ排出量の考え方と同様に、ごみ減量化については第二期計画と同様の目標値を維持するものとします。

なお、人口が減少すると予想されることから、年間排出量において平成27

年度までに平成20年度比で約18%減量化することを目標値とし、この年間排出量目標値を県民1人1日あたり家庭系ごみ排出量とすると約659g（約14%削減）となります。

先進目標

県民1人1日あたりごみ排出量の考え方と同様に、県民1人1日あたり家庭ごみ排出量が全国トップクラスとなることを目指した目標値です。

平成20年度において最も少ない県の排出量（547g）を参考に、本県の平成20年度実績値（764g）の25%削減した数値（573g）を設定しています。

平成20年度実績値で最も少ない県（547g）よりも本県の平成27年度目標値（573g）が多いのは、一般廃棄物に占める家庭系ごみの割合が最少県とは異なることから（最少県：65.7%、本県：76.9%）、これらの割合を考慮しているためです。

4) 県民1人1日あたり事業系ごみ排出量（g/人日）

県民1人1日あたりごみ排出量のうち、事業所から排出されたごみの量（資源ごみ量を含む）

【目標値】

現 状	平成27年度目標
県民1人1日あたり事業系ごみ排出量 （g/人日） （平成20年度実績：246g）	基本目標：229g（H20比 約1%削減） 努力目標：199g（H20比 約13%削減） 先進目標：173g（H20比 約25%削減）

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物の減量化目標が、平成19年度実績（246g）に対し、平成27年度において排出量を約5%削減することとなっていますが、平成20年度時点においてほぼ達成していることから（230g：H19比約7%減少）、平成20年度実績値とほぼ同程度を維持するように設定しています。

努力目標

県民1人1日あたりごみ排出量の考え方と同様に、ごみ減量化については第二期計画と同様の目標値を維持するものとします。

なお、人口が減少すると予想されることから、年間排出量において平成27年度までに平成20年度比で約18%減量化することを目標値とし、約199g（約13%削減）と設定します。

先進目標

県民1人1日あたりごみ排出量の考え方と同様に、県民1人1日あたり事業系ごみ排出量が全国トップクラスとなることを目指した目標値です。

平成20年度において最も少ない県の排出量（285g）を参考に、本県の平成20年度実績値（230g）の25%削減した数値（173g）を設定しています。

最少県の平成20年度実績値（285g）よりも本県の平成27年度目標値（173g）の方が少なくなっているのは、一般廃棄物に占める事業系ごみの割合が最少県とは異なることから（最少県：34.3%、本県：23.1%）、これらの割合を考慮しているためです。

5) リサイクル率(%)

本県におけるごみ排出量に対する資源化量の割合

【目標値】

現 状	平成27年度目標
リサイクル率(%) (平成20年度実績：18.9%)	基本目標：25%(H20比 約6ポイント増加) 努力目標：28%(H20比 約9ポイント増加) 先進目標：31%(H20比 約12ポイント増加)

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物のリサイクル率の目標が、平成19年度実績（約20%）から、平成27年度において約25%に増加させることとなっているため、これを本県の基本目標として設定します。

努力目標

第二期計画では平成15年度実績の17%に対し、平成22年度までに26%とすることを目標としています。以前の国の基本方針ではリサイクル率は24%が目標であったため、国の目標（24%）に対して約10%の上乗せ目標（ $24\% \times 1.1$ 倍）としていたことから、今回も同様の考え方を維持するものとし、約28%（ $25\% \times 1.1$ 倍）を目標とします。

先進目標

平成20年度における本県内市町村の実績値では、リサイクル率が60%を超えている町（神山町(人口6,866人)：67.5%、上勝町(人口2,017人)：63.5%）や、40%を超えている村（佐那河内村(人口2,892人)：40.8%）もあります。

また，人口規模が5万人前後の都市においてもリサイクル率が30%を超えている市（阿波市(人口41,853人)：34.0%，鳴門市(人口63,385人)：31.0%）があります。

これらの市町村では，集団回収量や資源化業者等の民間活用による直接資源化量が比較的多いという特徴があります。（鳴門市については焼却灰の溶融スラグ化も行っています。）

そこで，本県においても集団回収の推進や民間業者の積極的な活用などにより，リサイクル率31%以上を目標とします。

6) 最終処分量 (千t)

市町村による最終処分量の合計

【目標値】

現 状	平成27年度目標
最終処分量 (千t) (平成20年度実績：36.5千t)	基本目標：31.7千t (H20比 約13%削減) 努力目標：28.5千t (H20比 約22%削減) 先進目標：24.1千t (H20比 約34%削減)

【目標値の考え方】

基本目標

国の基本方針における一般廃棄物の最終処分量の目標が，平成19年度実績に対し，平成27年度において最終処分量を約22%削減することであるため，これを本県の最終処分量（H19：40.7千トン）に当てはめた値（31.7千トン）となるように設定しています。

努力目標

平成20年度における最終処分量の実績値が平成19年度と比較して，大きく減少しているため，国の基本方針における目標値の考え方を参考として，平成20年度実績に対し，平成27年度において最終処分量を約22%削減することを目標とします。

先進目標

最終処分量の先進目標については，ごみ排出量及びリサイクル率の先進目標を達成した場合の最終処分量を推計した結果を基に，現在阿南市で計画している溶融施設の稼働による最終処分量の削減量を考慮し，24.1千トン（平成20年度比で34%減）とします。

(参考) ごみ排出量の設定

1. ごみ排出量の将来予測結果

本県におけるごみ排出量の将来予測では、家庭系ごみはトレンド法(過去の実績の傾向により将来を予測する方法)により推計を行い、事業系ごみについては、平成20年度のリーマンショック等の景気悪化による影響が非常に大きいことから、景気の影響が少ない平成19年度の原単位で推移するものとししました。

現状のまま推移した場合の将来予測結果

	年度			家庭系ごみ		事業系ごみ		合計	
	西暦	和暦	日数	年間排出量 (t/年)	原単位 (g/人日)	年間排出量 (t/年)	原単位 (g/人日)	年間排出量 (t/年)	原単位 (g/人日)
実績値	2004	H16	365	231,419	769.51	87,758	291.81	319,177	1,061.32
	2005	H17	365	224,802	752.00	90,581	303.01	315,383	1,055.01
	2006	H18	365	226,570	762.85	83,565	281.36	310,135	1,044.21
	2007	H19	366	231,951	784.15	72,722	245.85	304,673	1,030.00
	2008	H20	365	223,992	764.07	67,490	230.22	291,482	994.29
予測値	2009	H21	365	223,586	772.83	71,126	245.85	294,712	1,018.68
	2010	H22	365	222,983	774.98	70,738	245.85	293,721	1,020.83
	2011	H23	366	222,696	777.12	70,452	245.85	293,148	1,022.97
	2012	H24	365	221,189	779.28	69,782	245.85	290,971	1,025.13
	2013	H25	365	220,283	781.44	69,303	245.85	289,586	1,027.29
	2014	H26	365	219,368	783.60	68,825	245.85	288,193	1,029.45
	2015	H27	366	219,046	785.77	68,535	245.85	287,581	1,031.62

2. 家庭系ごみ量の目標値の設定

家庭系ごみの将来目標値については、以下のように設定します。

区分	シナリオ	基準	基準年	減量化目標
現状予測	現状のまま推移した場合の予測結果	トレンド法による予測		
基本目標	国の基本目標に準じた目標	原単位	H19	6%減
努力目標	前計画と同程度の減量化目標*	年間排出量	H20	18%減
先進目標	最少県の予測値よりさらに少ない目標	原単位	H20	25%減

前計画値は数値上では18%以上の減量化を目標としているため、努力目標の数値は単純に18%減とはなりません。

3. 事業系ごみ量の目標値の設定

事業系ごみの将来目標値については、以下のように設定します。

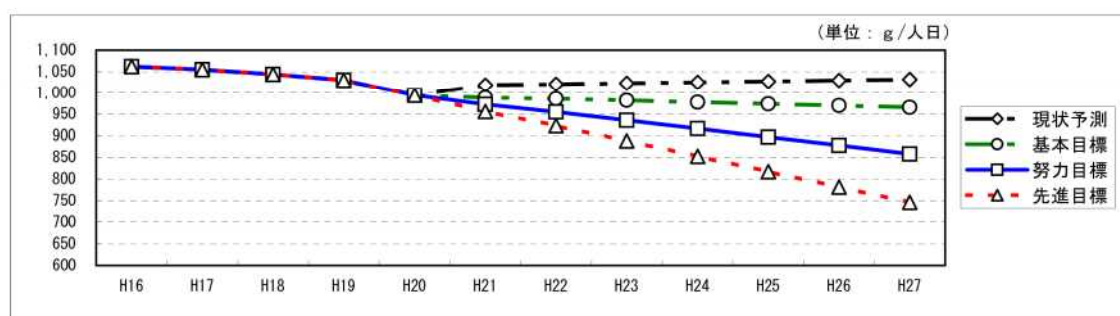
区分	シナリオ	基準	基準年	減量化目標
現状予測	現状のまま推移した場合の予測結果	平成19年度値(原単位)		
基本目標	国の基本目標に準じた目標	原単位	H19	7%減
努力目標	前計画と同程度の減量化目標*	年間排出量	H20	18%減
先進目標	最少県の予測値よりさらに少ない目標	原単位	H20	25%減

前計画値は数値上では18%以上の減量化を目標としているため、努力目標の数値は単純に18%減とはなりません。

4. ごみ排出量の設定値

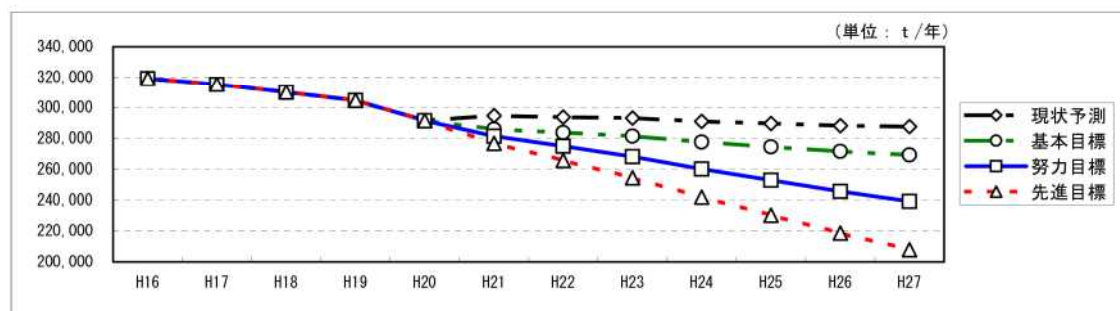
ごみ排出量の設定値（原単位：g/人日）

年度		現状予測			基本目標			努力目標			先進目標		
西暦	和暦	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計
2004	H16	770	292	1,062	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2005	H17	752	303	1,055	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	H18	763	281	1,044	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2007	H19	784	246	1,030	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	H20	764	230	994	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	H21	773	246	1,019	760	228	988	749	224	973	737	220	957
2010	H22	775	246	1,021	756	230	986	734	221	955	709	214	923
2011	H23	777	246	1,023	753	230	982	719	217	936	682	206	888
2012	H24	779	246	1,025	749	229	978	704	212	916	655	197	852
2013	H25	781	246	1,027	745	229	974	689	208	897	628	189	817
2014	H26	784	246	1,029	741	229	970	674	204	877	600	181	781
2015	H27	786	246	1,032	737	229	966	659	199	858	573	173	746



ごみ排出量の設定値（年間排出量：t/年）

年度		現状予測			基本目標			努力目標			先進目標		
西暦	和暦	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計
2004	H16	231,418	87,757	319,175	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2005	H17	224,801	90,582	315,383	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	H18	226,571	83,565	310,136	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2007	H19	231,951	72,722	304,673	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	H20	223,991	67,491	291,482	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	H21	223,586	71,126	294,712	219,938	65,893	285,831	216,706	64,672	281,378	213,156	63,581	276,737
2010	H22	222,983	70,738	293,721	217,625	66,111	283,736	211,197	63,680	274,877	204,139	61,510	265,649
2011	H23	222,696	70,452	293,148	215,643	65,778	281,421	206,040	62,147	268,187	195,495	58,906	254,401
2012	H24	221,189	69,782	290,971	212,498	65,090	277,588	199,816	60,293	260,109	185,891	56,010	241,901
2013	H25	220,283	69,303	289,586	209,957	64,579	274,536	194,213	58,625	252,838	176,925	53,309	230,234
2014	H26	219,368	68,825	288,193	207,428	64,072	271,500	188,666	56,975	245,641	168,064	50,640	218,704
2015	H27	219,046	68,535	287,581	205,478	63,737	269,215	183,682	55,494	239,176	159,747	48,134	207,881



第2節 産業廃棄物の目標値

産業廃棄物の減量化の目標値は表5-2-1のとおりとします。

表5-2-1 第三期徳島県廃棄物処理計画 産業廃棄物の目標

			平成20年度	平成27年度
			(基準年度)	目標値
			(単位)	
年間量	発生・排出量	排出量 (千t)	2,927	2,950 (平成20年度の0.8%増)
	処理処分量	再生利用量 (千t)	1,382	2,852 (1,563)
		減量化量 (千t)	1,412	
		最終処分量 (千t)	132	98
		その他量 (千t)	1	0
処理比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.0
	処理処分量	再生利用量 (%)	47.2	96.7 (52.9)
		減量化量 (%)	48.3	
		最終処分量 (%)	4.5	3.3
		その他量 (%)	0.0	0.0

注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

表5-2-2 産業廃棄物の目標設定の比較(平成27年度)

	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
県 第三期計画 (H20 H27)	0.8%増 (2,927 2,950)	47% 53% (1,382 1,563)	49% 44% (1,412 1,289)	4.5% 3.3% (132 98)
		96% (2,794)	97% (2,852)	25.8%減
国 基本方針 (H19 H27)	約1%増 (419 423)	52% 53% (219 223)	43% 43% (180 180)	4.8% 4.3% (20 18)
		95% (399)	96% (403)	約12%減

()の単位は県：千t，国：百万t

1) 排出量

排出量について、平成20年度はいわゆる「リーマン・ショック」の影響による県内経済の落ち込みにより、平成15年度の4.6%減となりましたが、その後の鉱工業生産指数の推移などから、徐々に持ち直しつつあり、平成27年度の排出量の予測値は318万7千トン（平成20年度の8.9%増）となっています。

排出量については、県が農漁業を除いて約9割を占める多量排出事業者を対象に行ったアンケート調査により、約6割の事業者から排出量の削減に積極的に取り組むとの回答が得られるなど、意欲的な姿勢が見られます。

そのため、県は平成27年度の排出量の増加を平成20年度に対して0.8%の増加に抑制し、排出量を295万トンとすることを目標とします。

2) 再生利用量（再生利用率）及び減量化量（減量化率）

再生利用について、平成15年度の再生利用率55.0%に対して、平成20年度の再生利用率47.2%と減少しています。

一方、減量化については、平成15年度の減量化率39.5%に対して、平成20年度の減量化率48.3%と増加しています。

発生する産業廃棄物については、その性状に応じ効果的・効率的なリサイクル方法が用いられますが、減量化と再生利用は密接に関係しており、再生利用の前段階として脱水・乾燥（減量化）処理を行った上で再生品へのリサイクル処理が行われています。

そのため、平成27年度において、再生利用量と減量化量を合わせた総量285万2千トン、再生利用率と減量化率を合わせて96.7%を目標とします。

3) 最終処分量（最終処分率）

最終処分量について、平成20年度13万2千トン、最終処分率4.5%となっており、平成22年度の目標値である10万トン、最終処分率3.2%には及ばないものの、国の最終処分率4.8%に比べて最終処分率は減少しています。

今後は、最終処分量の約4割を占める汚泥についての循環的利用の促進を図るとともに、さらなる排出抑制や再生利用等の促進に努めることにより、平成27年度の目標値を最終処分量9万8千トン、最終処分率3.3%とします。

(参考1) 多量排出事業者アンケート調査概要

平成22年11月実施

回収数：51 / 71社 (回答率72%)

(1) 産業廃棄物排出の削減目標について

5年後、自社から排出される産業廃棄物の排出量について

30社(59%)が削減と回答

内訳 概ね5%以内：17社 概ね10%：5社

概ね10%以上：8社

10年後、自社から排出される産業廃棄物の排出量について

30社(59%)が削減と回答

内訳 概ね5%以内：8社 概ね10%：9社

概ね10%以上：13社

排出抑制に向けた取組については、「分別排出の徹底(10社)」「製造方法・工法の再検討(7社)」「梱包材の削減(4社)」との意見あり。

(2) 産業廃棄物の再生利用率の目標等について

5年後、自社から排出される産業廃棄物の再生利用率について

22社(43%)が再生利用率向上と回答

内訳 概ね5%以内：19社 概ね10%：2社

概ね10%以上：1社

10年後、自社から排出される産業廃棄物の再生利用率について

23社(45%)が再生利用率向上と回答

内訳 概ね5%以内：13社 概ね10%：6社

概ね10%以上：4社

再生利用率の高い産業廃棄物については、37社が、がれき類、金属くず、木くず、廃プラスチック類のいずれかの種類を挙げている。特に建設系事業者においては、がれき類の再生利用率が高い。

再生利用できない産業廃棄物については、汚泥、廃油(特管含む)、石綿含有産業廃棄物、建設系混合廃棄物を挙げる事業者が多い。再生利用不可の理由としては「再生処理の方法がない(19社)」「再生処理が出来る業者が県内にいない(13社)」をあげている。

(3) 再生利用率向上に向けた取組・要望について

主な意見として

「再生品の利用促進」 8社

「再生処理業者の育成」 6社

「再資源化コストの増大に対する支援」 5社

「処理費用の削減」 4社

(参考2) 産業廃棄物処理業者アンケート調査概要

平成22年11月実施

回収数：16 / 22業者 (回答率73%)

対象者：徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度で認定した県内処分業者

(1) 産業廃棄物処分受託量について

自社における産業廃棄物の受託量の変化(直近1年間)について

横ばい：7業者 減少：6業者 増加：3業者

県内業界における産業廃棄物の受託量の変化について

減少：10業者 横ばい：5業者 増加：1業者

上記においては、特に建設系・金属系の業者において「減少」との回答が多い。

(2) 受託処理における再生利用等について

自社での中間処理における再生利用率について

70～100%の再生利用率：13業者

品目によっては再生利用率100%：1業者

10%程度の再生利用率：2業者

10%程度の再生利用率と回答した2業者については、最終処分場を有するため受託量比では再生利用率が低くなっている。

再生利用率の高い産業廃棄物としては、「がれき類」「金属くず」を挙げる業者が多く(11業者)、次いで「廃プラ」「木くず」を挙げている。

県内業界における再生利用処理の状況について(無回答有り)

ここ2～3年変化なし：8業者 低調：3業者 進んでいる：2業者

再生利用率向上に向けての課題について(複数回答あり)

排出事業者の意識：11業者 再生品の市場性・利用促進：8業者

再生処理コスト：7業者

再生利用率向上に向けた設備投資の検討について

4～5年以内に検討：5業者 10年以内に検討：1業者

特に考えていない：7業者

(3) 再生利用率向上についての意見

排出事業者に対する意見としては「分別排出の徹底」「排出事業者のモラル・意識の向上」をあげる業者あり。

そのほか「処理業者に対する現地確認、適正な処理費の負担」をあげる業者あり。

第6章

基本施策

第6章 基本施策

第1節 減量化目標のための取り組み

1. 発生抑制・排出抑制への取り組み

1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

暮らしの工夫による発生抑制・排出抑制

重点施策

まず、発生抑制・排出抑制のために取り組むべきは、ごみ自体を出さないための暮らしの工夫です。エコバッグ・マイバッグを持参しレジ袋を辞退する、繰り返し使える容器（リユース容器）を使う、ライフサイクルコストの低い商品を購入するなど県民・事業者それぞれが生活や事業活動の工夫によりごみそのものの発生を抑制する必要があります。

また、エコクッキングに努め、調理くずを減らし、食べ残しをしないことや買い過ぎに注意し、消費期限前の消費に努め、生ごみの水切りを励行するなど身近なところから取り組んでいくことが重要です。

県は、普及啓発活動や各種の情報提供等を実施していきます。

公共部門における発生抑制・排出抑制

県及び市町村は、「既存ストックの有効活用」や橋梁や防波堤等において劣化が進み過ぎないうちに計画的に修繕する「長寿命化の促進」などにより、公共事業の実施や公共施設の維持管理などにおいて、廃棄物の発生抑制・排出抑制を率先して進めます。

2) 一般廃棄物関連

3Rの総合的な取り組みの推進

ごみ問題に取り組む住民団体やNPO団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対して支援を行います。また、ごみ問題や環境問題に関する地域のリーダーを養成するため、講習会や講演会を開催していきます。

ごみの減量化に取り組む市町村と連携し、マイバッグ運動やマイバッグ・マイバスケットコンテスト等を通して住民意識の啓発を図るとともに、県職員や市町村職員が率先してマイボトル・マイカップ運動やマイバッグ運動などに取り組むよう意識の啓発に努めます。

また、ごみの排出抑制のためには、資源ごみの混入を防ぎ、適正に資源ごみとして分別排出されることが極めて重要であることから、市町村と連携して普及啓発に努めます。

事業系一般廃棄物の資源化促進に向けた仕組みづくり

オフィス町内会制度等，事業者が独自に実施する古紙やビン，缶等のリサイクルは，排出抑制と同時にごみ処理経費の節減にもつながります。事業所独自でのリサイクルを推進するため，県は資源回収業者や廃棄物再生事業者等に関する情報提供に努めるとともに，排出量が少なく収集コストが割高になる小規模事業者に対しては周辺事業者との連携により，コストの圧縮を図るよう指導するなどして，事業所におけるリサイクルの推進を支援していきます。

エコイベントの推進

各種イベントにおけるリユース容器，リサイクル容器の使用やごみの排出削減，カーボンオフセット等，環境に配慮したエコイベントの推進に努めます。

ごみの有料化の一層の推進

重点施策

国が循環型社会の形成に向けて，3Rに重点を置いた一般廃棄物処理システムの構築のために普及を図る「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考に，各市町村は，排出者責任の明確化，負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみの有料化を一層推進し，ごみの発生抑制・排出抑制に努めます。

3) 産業廃棄物関連

多量排出事業者に対する指導啓発の強化

多量排出事業者が策定する産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の公表に積極的に取り組むとともに，計画の進行管理を徹底し，排出抑制について，多量排出事業者の意欲的な取り組みを加速します。

- ・産業廃棄物処理計画等の県によるインターネットでの公表
- ・産業廃棄物処理計画等に係る立入検査及びヒヤリングの実施

中小零細事業者に対する意識啓発

中小零細事業者は，産業廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取り組み姿勢について事業者間の格差が大きく，意識の向上を促すため，より一層の環境整備が求められることから，業界団体等の協力のもと，意識啓発に努め，具体的な取り組みについて助言・指導を行います。

- ・業界団体に対する出前講座の開催

2. 循環的利用の取り組み

1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

環境配慮型製品の利用促進

県及び市町村は、グリーン購入法や省エネ法等に基づき、循環的利用がより容易な製品や省エネ性能の高い製品などの、環境負荷の低減に寄与する物品・サービス（環境配慮型製品）等の採用や購入を積極的に進めるとともに、県民や事業者に対して、これらの環境配慮型製品についての情報提供等による普及・啓発を行います。

徳島県リサイクル認定制度の普及・啓発

県は、徳島県リサイクル認定制度により、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や3R（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組む事業所を認定・普及していきます。また、認定したリサイクル製品の利用促進についても、普及・啓発活動を実施します。

なお、徳島県認定リサイクル製品については、優先的な調達に配慮するとともに、市町村をはじめとする関係機関や近隣の各府県にも協力を呼びかけていきます。

2) 一般廃棄物関連

第6期分別収集計画の円滑な推進

市町村が策定した第6期分別収集計画を円滑に推進するため、県は市町村に対し技術的な支援や助言を行っていきます。

また、特にプラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートへの供出による再商品化を市町村に対して勧めていきます。

各種リサイクル法による再商品化の推進

県及び市町村は、各種リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法など）対象品目の事業者による再商品化を推進するために必要な普及啓発・指導を実施し、県民は事業者による回収に協力します。

リサイクル性の高い施設整備の推進

県は、市町村が一般廃棄物処理施設を整備する場合に、エネルギー回収推進施設やマテリアルリサイクル推進施設など循環型社会の構築に寄与するリサイクル性の高い施設整備を行うよう指導します。また、これら施設の技術情報を提供するなどの支援を行っていきます。

溶融スラグの利用促進

県は、市町村で整備が行われている溶融施設から発生する溶融スラグについて、関係機関と連携しながらリサイクルの推進に努めます。

重点施策

地域の状況に応じた資源物回収システムの構築

リサイクル率向上のためには、集団回収に取り組む住民団体や自治会などへの支援や資源物回収ステーションの設置など、より広汎な回収システムの構築が有効であることから、県は市町村と連携してリサイクルの推進に努めます。

また、資源ごみの持ち去りが顕在化していることから、市町村に対する県内外の先進事例等の情報提供や導入手法等への助言を行うなどの支援に努めます。

3) 産業廃棄物関連

汚泥の循環利用の推進

発生量も多くかつ利用の用途も限られている汚泥について、適正な取り扱いを担保した上で循環的な利用を加速するため、公共事業から排出される建設汚泥を始めとして、多様の活用方策について検討を進めます。

建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進

建設工事から発生する建設系廃棄物は、建設リサイクル法に基づき再資源化が進んでいるものの、排出量全体に占める排出量も多く、さらなる再資源化や有効利用が求められており、関係機関や関係部局と連携を図りながら、がれき類などの建設副産物を安全かつ効果的に循環的利用する方策について検討を進めます。

家畜ふん尿の適正処理の推進

家畜排せつ物について、バイオマス資源として循環的利用を図るため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、地域ごとの家畜排せつ物の需給状況を踏まえた循環的利用や熱資源としてのエネルギー利用を含めた肥料化以外の循環的利用の推進を図るなど、適正な管理のもとで家畜排せつ物の有効利用について検討を進めます。

第2節 適正処理のための取り組み

1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

財団法人徳島県環境整備公社と連携した支援事業の実施

県は、財団法人徳島県環境整備公社と連携し、NPO等による清掃活動の支援、不法投棄の撤去作業等の支援等を行います。

不法投棄等の不適正処理の防止

県は、不適正処理に関わる措置命令や罰則の強化等、法令の内容を周知・啓発します。

県は、徳島県生活環境保全条例に定められている放置自動車の撤去の推進等、廃棄物に関連する規定について、適正な運用に努めます。

県、警察、市町村、不法投棄対策連絡協議会等は、連携を密にし、県民への啓発活動の強化等により監視体制の充実を図ります。

県及び市町村は、地域の自治体間で不法投棄防止の広域的な連携体制を整備します。

2) 一般廃棄物関連

きれいな水環境づくりの促進

し尿及び生活雑排水については、効率的な汚水処理施設の整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を国や市町村と連携して行います。

一般廃棄物の適正な処理の推進

県は、市町村の適正な施設管理のための情報提供及び技術指導等の支援を行います。また、県及び市町村は不法投棄や野焼きなど不適正処理の防止について県民・事業者に対する啓発を行っていきます。

廃プラスチック類の処理について

廃棄物処理法に基づく国の基本方針の中では、埋立を行わず、焼却処理による熱回収を行うことが適当であるとしていることから、各市町村の事情を踏まえた上で適切な対応を行っていくよう指導していきます。

浄化槽の適正管理の推進

県及び市町村は、パンフレット・マスメディア等を十分活用し、浄化槽管理者に対する適切な維持管理や法定検査の受検の啓発に努めるとともに、立入検査や法定検査により浄化槽関係業者や浄化槽管理者等に対して適正管理の指導を徹底します。

海岸漂着ごみの適正処理の推進

県は、海岸管理者として「海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、海岸等に漂着する廃棄物の適切かつ迅速な回収を行い、市町村は海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて、回収の協力や一般廃棄物処理施設への受け入れ・処分に協力する等、連携して処理を行います。

3) 産業廃棄物関連

排出事業者及び処理業者への指導強化

排出事業者や処理業者による産業廃棄物の不適正処理等を未然に防止するため関係機関・関係部局との連携をより一層強め、処理業者への定期的な立入調査や、排出事業者への一斉立入調査により、監視指導を強化します。

- ・ 業界団体や関係部局と連携した事業所への一斉立入調査
- ・ 処理施設（焼却施設・最終処分場）設置者に対する維持管理情報のインターネット等による公表を義務づけ
- ・ 処理施設（焼却施設・最終処分場）設置者に対する施設の定期検査の義務づけ

優良産業廃棄物処理業者の育成

排出事業者責任に基づき、発生から最終処分に至るまで産業廃棄物を適正に処理するために、排出事業者が自らの判断で優良な処理業者を選択できるよう、国の優良品評価制度の取得促進を図るとともに、本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のより一層の普及により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります

- ・ 国の優良品評価制度及び徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度のPR
- ・ 県による優良な産業廃棄物処理業者の積極的な公表

電子マニフェストの普及促進

電子マニフェスト制度の利便性や有用性について、排出事業者、処理業者へのより一層の周知に努め、加入率向上を目指します。

関係団体や住民等と連携した監視体制の充実

関係機関や県民との連携による地域に密着した不法投棄等防止ネットワークを構築し、より効果的な不法投棄や野外焼却等の不適正処理の撲滅に取り組みます。

- ・ 地域をブロック単位とした、行政（県・市町村）、所轄警察、地域住民・団体・企業等による地域ネットワークの構築と不法投棄等防止活動の実施
- ・ 県と市町村の連携強化を図るための市町村職員に対する県職員の併任発令

PCB 廃棄物の適正処理のための指導啓発

高濃度 PCB 廃棄物について、「徳島県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、使用中の機器を含む全ての高濃度 PCB 含有機器の適正処理を目指します。

微量 PCB 混入廃電気機器等について、関係団体と連携して潜在的保有事業者の把握に努め、適正保管・適正処理について指導助言を行います。

- ・潜在的保管事業者に対する意識啓発活動の実施

産業廃棄物処理に係る情報可視化の推進

産業廃棄物処理に対する県民の不安、不信を解消するには、事業者による積極的な情報公開・処理情報の可視化が重要であり、関係機関と連携を図りつつ、産業廃棄物を運搬する場合の車体表示や産業廃棄物処理施設・保管場所における掲示板の設置など、処理業者の許可内容に係る可視化に取り組みます。

- ・警察との連携による産業廃棄物運搬車両の車体表示等に係る一斉検問

3) 災害廃棄物関連

災害廃棄物処理体制の整備

震災及び災害発生時における廃棄物を適正に処理するため、国から平成 10 年 10 月に「震災廃棄物対策指針」、平成 17 年 6 月に「水害廃棄物対策指針」が示されたことを受け、市町村が策定している「災害廃棄物処理計画」の内容を精査し、より実効性のある計画になるよう技術的支援及び助言をしていきます。

また、災害時の廃棄物処理のため、広域的な連携体制を構築しておくとともに、がれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を図るよう市町村に整備を促します。

県は、独自に策定した県災害廃棄物処理計画と各市町村が策定した災害廃棄物処理計画の連携がより実効性の高いものになるよう、市町村と協議しながら不断の見直しを進めます。

第3節 処理施設の確保

1) 一般廃棄物関連

循環型社会形成推進交付金制度に基づく施設整備の推進

県は、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的にごみ処理施設の整備を促進することにより、ダイオキシン類等による環境負荷の一層の低減、高度な技術の導入等による循環的利用率の向上、処理経費の低減化等を図るよう市町村の施設整備計画に対して必要な技術的助言を行っていきます。

また、一般廃棄物焼却施設の新設に際しては、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組むことやし尿処理施設の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入するなど資源の有効利用を図るよう必要な技術的助言を行っていきます。

廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくためには、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る必要があることから、循環型社会形成推進交付金の活用などについて助言します。

2) 産業廃棄物関連

産業廃棄物処理施設の信頼性の向上

県民の産業廃棄物処理施設に対する不安感や不信感が現存する状況を踏まえ、処理業者自身による積極的な情報開示を促すとともに、地域住民とのコミュニケーション能力の向上による地域における信頼の醸成を支援します。

- ・ 処理施設設置者に対する維持管理情報のインターネット等による公表義務づけ
- ・ 処理施設設置者に対する施設の定期検査の義務づけ
- ・ 処理業者の環境コミュニケーション能力の習得・向上に向けた研修の実施
- ・ 処理業者による地域貢献・地域融和の促進（優良認定処理業者の育成）

適正処理に資する産業廃棄物処理施設（最終処分場）の確保

循環的利用の促進に伴い、最終処分される産業廃棄物は減少傾向にあるものの、一定容量の最終処分場の安定的確保は、適正処理を進める上で重要であり、排出事業者に対し減量化・再生利用の更なる向上を促し、最終処分量の抑制に努めつつ、いわゆるストックマネジメント手法による既存施設の有効活用を図り、中長期的な視点で最終処分場の必要な容量確保に努めます。

第4節 循環型社会構築のための取り組み

拡大生産者責任制度の構築

県は、循環型社会を形成するためには、拡大生産者責任制度の構築が重要であるとの認識のもと、引き続き国に対し制度の構築を強く要望していきます。

自主管理システムの確立

県は、事業者の自主的な廃棄物処理計画の作成及び排出抑制・循環的利用等の自己評価システムの確立を指導し、自主管理システムの確立を推進します。

環境コミュニケーションの推進

県民，事業者，市町村，県それぞれが，相互に情報提供・交換し，廃棄物に関する課題の認識を全体で共有し，コミュニケーションを通じて協働して循環型社会への取り組みを進めます。

県は、廃棄物の排出・処理状況やその処理による環境負荷，再生品や再生利用技術，県の計画等について，パンフレットやホームページ等を通じて県民や事業者，市町村に情報提供を行います。

県及び市町村は，廃棄物に関するイベント，講習会，施設見学会などを開催します。

環境教育・学習の推進

学校や地域等の場における体験や実践を重視する環境教育・学習の普及を図ります。

近隣自治体との連携

循環資源情報交換制度，県認定リサイクル製品の推奨，広報啓発，不法投棄防止，県内外の廃棄物移動状況の管理，技術開発，調査研究，経済的施策の導入等において，近隣自治体と連携して広域的な対応や各種事業の効率化を図ります。

循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築

国が廃棄物処理法に基づく基本方針により定めた「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により，市町村は，現在構築している一般廃棄物処理計画を分析し，一般廃棄物処理システムの改善と新たな目標値の検討を行うこととします。

特に，ここに示されている「一般廃棄物の標準的な分別収集区分」及び「適正な循環的利用・適正処分の方法」を将来的な目標として，一般廃棄物処理システムの再構築を目指すよう県としても技術的助言を行っていきます。

地域特性を生かしたリサイクルシステムの構築支援

間伐材や竹材などの未利用バイオマス資源を，地域の特性を活かして効率的かつ総合的に利活用するシステムの構築に取り組みます。

環境関連産業の育成

循環型社会の構築はもとより，我が国の成長産業として，環境関連産業の振興のため，事業者が先進的なリサイクル施設の設置に取り組む場合，あるいは熱回収可能な焼却施設を整備する場合などにおいては，低利の融資制度等により積極的に支援します。

- ・環境関連の融資制度や補助金制度のPR

第5節 関係者の役割

(1) 県民の役割

大量消費・大量廃棄型の生活様式を資源循環・環境低負荷型へと見直し、製品やサービスの購入にあたっては環境に配慮したものを選択することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境負荷の低減を図ります。不要となったものは資源として分別排出し、県及び市町村が実施する廃棄物に関する施策に積極的に協力します。

もったいない精神を取り入れたライフスタイルの実践

快適性や利便性に重点を置いた大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すとともに、省エネの励行、買い物袋（マイバッグ）の持参、過剰包装の辞退など環境に配慮した様々なライフスタイルの実践に努めます。

市町村の集団回収等への協力やグリーン購入の実施

地域で実施されている各種のリサイクルシステム（市町村，町内会等）に対しては、積極的に参加・協力するとともに、物品等の購入にあたっては、エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択するグリーン購入に努めます。

廃棄物に対する正しい理解

家庭から出る一般廃棄物はもとより、家屋の解体廃棄物（建設木くず，がれき類），上・下水道汚泥，医療系廃棄物（感染性廃棄物）など県民の生活に密着した事業活動に伴って発生する産業廃棄物の発生及び処理状況を正しく理解し，廃棄物の適正処理並びに処理施設の必要性，発生抑制・再生利用の重要性を認識するよう努めます。

行政への協力

県民は自らが所有する土地の清潔の保持（土地所有者責任の徹底）に努めるとともに，不適正に処理された廃棄物を発見した土地所有者等は，速やかに県又は市町村に通報するよう努めます。

また，野外焼却や不法投棄等の不適正処理を発見した場合にも，速やかに関係機関に連絡するなど，地域の環境保全に主体的に取り組めます。

不法投棄等への地域が一体となった取り組みの推進

行政（市町村・県），関係機関と一体となって，地域住民自らが主体的な不法投棄防止等の活動に取り組めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、原材料の選択や製造工程の工夫等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な循環的使用に努めます。

事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、自らの責任において優良な処理業者を選択し、その産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保します。

事業者は、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合の排出抑制、適正な循環的利用等につながる容器包装の簡素化、リサイクルの容易な商品開発、建物の長寿命化等に努めます。

排出抑制及び循環的利用の推進

原製品や容器等が廃棄物となった場合には排出抑制や適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、原材料の選択や製造工程の工夫を心がけることで、廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

また、循環型社会形成に重要と認められるものについては、極力自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努める必要があります。

適正処理の推進と産廃処理計画の作成

事業者自らが排出した産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければなりません。

排出抑制、循環的利用を促進した上で、それでもなお残る廃棄物については、数量・性状及び将来見込み等を的確に把握するとともに、計画的かつ安全・適正な処理を推進します。

とりわけ多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組む必要があります。

また、建設工事に伴い生じる一定規模以上の産業廃棄物を事業場外で保管する場合には、法の定めに基づき県に届出を行う必要があります。

マニフェスト使用の徹底

産業廃棄物処理の委託処理にあたっては、マニフェストによって発生から最終処分に至るまでの全ての処理工程を的確に把握し管理を徹底します。また、処理業者からのマニフェストが所定の期間内に返送されない場合は、自ら状況把握を行うとともに、速やかに行政に報告します。

適正な処理委託の実施

廃棄物処理を委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより不適正処理が行われるリスクを低減する必要があります。

また、廃棄物の処理を委託する場合は、委託契約の締結や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用はもとより、処理状況の確認などにより、産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理が適正に行われるよう責任を持たなければなりません。

特別管理廃棄物の適正な保管・処理

特別管理廃棄物については、その性状に応じた適正な処理を確実に行うこととし、処理を委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するなど、委託基準を厳格に遵守しなければなりません。

特に、PCB 廃棄物の保管事業者は、定められた処理期限内に適正処理を完了するとともに、使用中の高濃度 PCB 含有機器の速やかな適正処理に努めます。

また、微量 PCB 混入廃棄物の把握に努め、適正保管・適正処理に努めます。

処理施設の安定的確保

事業者処理責任の原則のもと、廃棄物の種類や性状に応じた処理施設の整備を進め、廃棄物の減量化、安定化、無害化に努めます。なお、焼却施設や最終処分場などの処理施設を確保することは、近年ますます困難になってきていることから、必要に応じてグループ企業等による共同処理を図るなど、長期的な視野に立った施設の安定的確保に努めます。

グリーン購入の促進

製品やサービス等の購入・調達にあたっては、環境負荷の軽減のため、環境保全型製品等の積極的な購入・調達に努めます。

行政への協力

県や市町村などが実施する廃棄物等の各種調査に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

環境に配慮した事業活動

環境管理システム（ISO14001等）を積極的に導入し、製造・販売等環境に配慮した事業活動の展開に努めます。

(3) 処理業者の役割

万全の環境保全対策を講じ、廃棄物の適正な処理・保管，処理施設の適正な維持管理を行うとともに，可能な限りの循環的利用に努め，循環型社会構築に向けた一翼を担います。

適正処理の推進

排出事業者から産業廃棄物処理を受託する場合には，マニフェストにより産業廃棄物の種類や性状，適正処理にあたっての注意事項など必要な情報を得た上で，書面による契約を行い，廃棄物処理法で定める委託基準や処理基準に従って，適正な処理を推進します。

適正な再生利用のための技術開発

多種多様な廃棄物を適正に再生利用するため，選別技術の向上や再生品の品質の安定化，高品質化及び低コスト化を図るなど，再生品の利用を促進するための技術開発が必要です。

特別管理廃棄物の処理

P C B 廃棄物，感染性廃棄物など特別管理廃棄物については，特に高い注意義務を持って，その性状に応じた適正な処理を確実に行う必要があります。

減量化・リサイクルの促進

産業廃棄物の処理の受託にあたっては，許可の範囲内で，再使用，再生利用等リサイクルが可能なものは，極力その有効利用が図られるよう努めます。

周辺環境への配慮と信頼性の向上

処理施設の設置にあたっては，周辺環境及び地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じるものとし，計画の段階から地域住民の理解と協力が得られるよう十分な情報開示と説明に努めます。

また，処理施設の維持管理情報の主体的な公表を行い，地域住民に対する信頼性の向上に努めます。

計画的な事業経営

排出事業者との緊密な情報交換に努め，産業廃棄物処理の動向を十分に把握し，長期的な展望に立って計画的な事業経営を図り，経営基盤の強化に努めます。

行政への協力

県や市町村など行政が実施する廃棄物等の各種調査に協力し，的確な情報の提供を行うとともに，廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

(4) 市町村の役割

一般廃棄物処理事業主体として適正処理に努めるとともに事業の効率化を図り、効率的な資源回収システムを整備して、廃棄物の発生抑制・循環的利用及び減量化を徹底します。また、県民・事業者が排出抑制・循環的利用及び減量化を推進するための仕組みを整えます。

一般廃棄物処理基本計画の策定と推進

住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画を策定します。また、廃棄物の排出抑制、リサイクル率等に関する数値目標の設定にあたっては、本計画で掲げた目標に留意するとともに、地域性を考慮した適切な計画とします。

住民や事業者による取組の支援

住民の環境学習を支援するためのNPOの活動支援、事業者による環境管理システムの導入促進、エコショップの普及促進など地域の住民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行います。

グリーン購入の促進

環境配慮型製品等の需要拡大を支援するため、物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入を積極的に推進します。また、事業者や住民に対してもリサイクルの促進を図る観点から、グリーン購入を奨励します。

一般廃棄物とのあわせ処理の推進

市町村の行政区域内から発生した産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理することが可能なものであって、地域の環境保全や地域産業の育成等公益上の観点から必要と認められる場合には、処理施設的能力、実情に応じて一般廃棄物処理計画における位置付けを明確にした上で、適正な処理費用を徴収しながら、その適正処理に努めます。

公共事業等に係る廃棄物の適正処理

市町村が行う病院事業や上・下水道事業から排出される産業廃棄物については、民間事業者のモデルとなるよう、適正な処理、リサイクルの推進に努めます。

不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、県をはじめ関係機関とも連携しながら、定期的な監視活動を行うなど、不法投棄防止対策を積極的に講じます。

経済的手法の活用の検討

ごみの排出抑制を行う動機付けにつながるごみ有料化の導入について、地域の実情を踏まえ検討を行います。

住民への普及啓発

一般廃棄物処理だけでなく、産業廃棄物処理の重要性、適正処理の必要性等についても、県と連携して住民への普及啓発を図ります。

県との連携・協力

県が実施する廃棄物処理対策に対して積極的に協力するとともに、廃棄物処理に対する住民の苦情や不法投棄等の不適正処理に関する情報等を的確に把握し、速やかに連絡するなど県との連携に努めます。

災害廃棄物処理計画の周知

震災や水害などの災害により発生する廃棄物処理を円滑に行い、速やかに生活環境を回復するため、策定した市町村災害廃棄物処理計画を住民に周知し、啓発を図ります。

(5) 県の役割

県民，事業者，市町村等に廃棄物の排出抑制・循環的利用及び減量化に関する情報提供等の支援を行います。また，効率的な回収・資源化システムを構築するとともに，発生抑制・資源化が推進されるようインセンティブを与える仕組みを整えます。また，広域化処理の推進により，環境保全対策の徹底と効率的な処理システムを構築していきます。

徳島県廃棄物処理計画の周知・啓発

県民，事業者，市町村等に本計画を周知・啓発するとともに，基本施策を着実に進め，各主体の自主的な取り組みを促し，廃棄物の排出抑制，循環的利用及び適正処分を推進します。

市町村との連携・協力

市町村が行う廃棄物の循環的利用や減量化に向けた取組みに協力・支援を行います。市町村が実施する廃棄物処理対策に対して情報提供や技術的助言に努めます。

災害廃棄物処理計画の連携・協力

震災や大型台風などの大規模災害に起因する災害廃棄物処理について，市町村の定める災害廃棄物処理計画の実施が円滑に進み，速やかな生活環境の回復が図られるよう徳島県災害廃棄物処理計画との連携を進め，広域的な協力体制の構築に努めます。

第7章

計画の進行管理

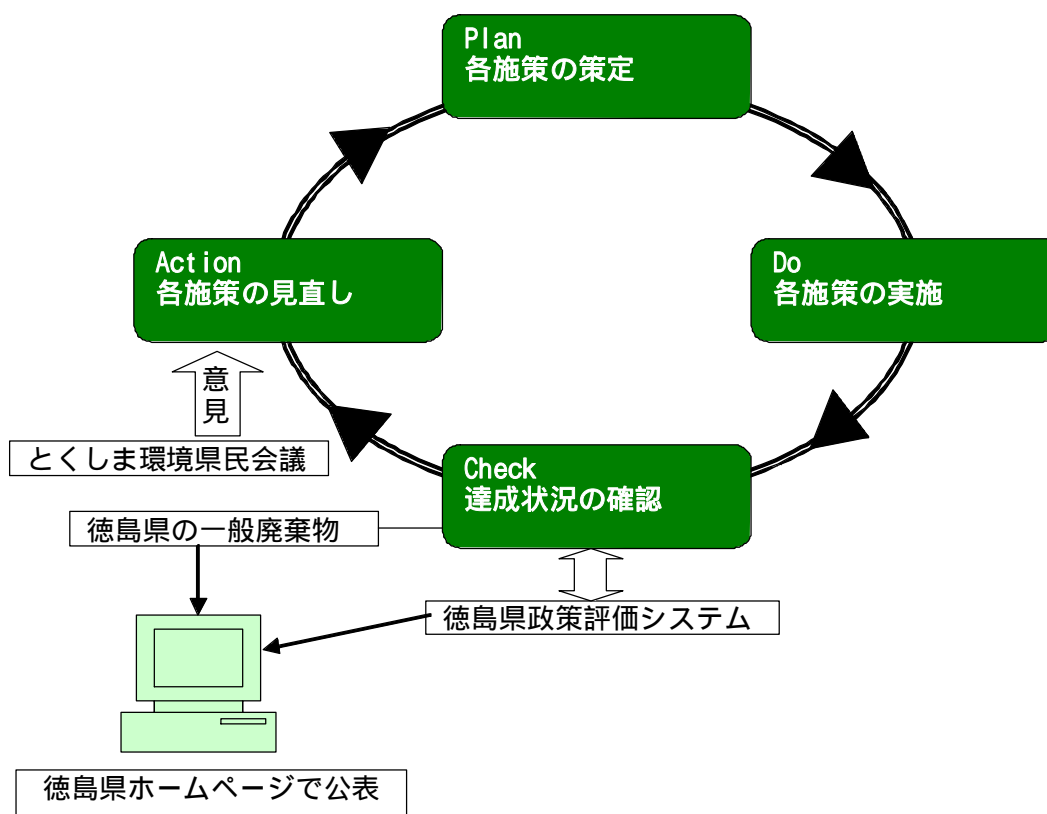
第7章 計画の進行管理

第1節 推進体制

計画目標の達成のため、「とくしま環境県民会議」及び同会議の「クリーン・リサイクル推進部会」と連携し、県民・事業者・市町村・県における取り組みを推進します。

第2節 計画管理と事後評価

本計画の計画管理及び事後評価については、PDCAサイクル(Plan[計画]、Do[施策の実施]、Check[達成状況の確認]、Action[事業の見直し])により、継続的な改善を図っていくものとします。また、計画の進行管理と評価については、できる限り数値化して把握するとともに、インターネット等を通じて広く公表していきます。



用語の定義・解説

用語の定義・解説

1. 用語の定義

本報告書に用いた数値などに関する用語の定義は以下のとおりです。

一般廃棄物（ごみ）関係

1) 排出量

収集量と直接搬入量，集団回収量を合計したものであり，市町村において量が把握できるごみ量の合計となります。

本計画でごみの量を表す場合，この排出量を用いるものとします。

$$\text{排出量} = \text{収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

2) 1人1日あたり排出量

排出量を総人口及び年間日数(365日)で割ったもので，住民1人が1日に排出するごみの量を示します。単位はg/人・日となります。

$$1人1日あたり排出量 = \text{排出量} \div (\text{総人口} \times 365) \times 10^6$$

3) リサイクル率

排出量に対して，資源化等がされた量の割合を示します。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}(\text{集団回収量} + \text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量})}{\text{排出量}}$$

4) 最終処分率

排出量に対して，最終処分された量の割合を示します。

$$\text{最終処分率} = \text{最終処分量} \div \text{排出量}$$

5) 中間処理による減量

排出量から資源化量及び最終処分量を引いた値を示します。これは焼却処理等によりごみが減量化された量に該当します。

また，中間処理減量率を，排出量に対する中間処理による減量量の割合とします。

$$\text{中間処理による減量} = \text{排出量} - \text{資源化量} - \text{最終処分量}$$

$$\text{中間処理減量率} = \text{中間処理による減量量} \div \text{排出量}$$

一般廃棄物（生活排水）関係

1) 下水道（処理人口）普及率

総人口（住民基本台帳人口）のうち，下水道により供用開始している処理区域の定住人口の割合を示します。

2) 汚水処理人口普及率

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{汚水処理人口}(\text{下水道，農業集落排水等，コミュニティプラント，合併処理浄化槽の汚水処理の総計})}{\text{総人口}}$$

3) 水洗化率

総人口のうち、汚水処理人口に単独浄化槽人口を加えた人口の割合を示します。

$$\text{水洗化率} = (\text{汚水衛生処理人口} + \text{単独浄化槽人口}) \div \text{総人口}$$

4) 浄化槽整備率

総人口のうち、浄化槽を利用している人口の割合を示します。

$$\text{浄化槽整備率} = \text{浄化槽人口} \div \text{総人口}$$

産業廃棄物関係

1) 発生量

事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量を合計したものです。なお、有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却した量のこと、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。

2) 排出量

発生量から有償物量を除いた量のこと、本計画で産業廃棄物量を表す場合、この排出量を用いるものとします。

$$\text{排出量} = \text{発生量} - \text{有償物量}$$

3) 再生利用率

排出量に対して、再生利用された量の割合を示します。

再生利用量は、排出事業者又は処理業者等で再生利用された量をいいます。

$$\text{再生利用率} = \text{再生利用量} \div \text{排出量} \times 100$$

4) 中間処理による減量化率

排出量に対して、中間処理によって減量された量の割合を示します。

減量化量は、排出事業者又は処理業者等の中間処理によって減量化された量をいいます。

$$\text{中間処理減量率} = \text{中間処理による減量化量} \div \text{排出量} \times 100$$

5) 最終処分率

排出量に対して、最終処分された量の割合を示します。

最終処分量は、排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計をいいます。

$$\text{最終処分率} = \text{最終処分量} \div \text{排出量} \times 100$$

6) 資源化率

発生量に対して、資源化された量の割合を示します。

資源化量は、有償物量と再生利用量の合計をいいます。

$$\text{資源化量} = \text{有償物量} + \text{再生利用量}$$

$$\text{資源化率} = \text{資源化量} \div \text{発生量} \times 100$$

資源化率は、発生量が基準となります。

2. 用語の解説

ア行

ア

ISO14001シリーズ

ISO(International Organization for Standardization : 国際標準化機構, 本部: スイスのジュネーブ) は, 1947年に設立された, 電気関係を除く標準化のための非政府組織であり, ISO14000シリーズとは, ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格のこと。

あわせ処理

市町村の一般廃棄物処理施設において, 一般廃棄物と一緒に処理することが可能な性状の産業廃棄物をあわせて処理すること。

安定型処分場

廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の5種類(安定5品目)など性状が変化しない安定的な廃棄物を埋立処分するための処分場をいう。

エ

エコショップ

資源の節約, リサイクル活動, 環境保全型商品の販売など, 「環境にやさしい」様々な活動を行っている県内の小売店, 事業所団体, 企業などで, 県によって認定されたもの。

エコ・コミュニティ

地域コミュニティを形成するNGO・NPO等の市民団体や事業者, 地方公共団体が連携し, 循環型社会形成を行う事業をエコ・コミュニティ事業といい, 事業に参加するNGO, NPOをエコ・コミュニティという。

エコ・マネー

国が発行するマネー(国民通貨)に対して, 地域住民自身が発行するのが地域通貨であり, エコ・マネーとも言われる。日本でも福祉の分野, コミュニティの再生や環境保全の目的のため導入している地域がある。

NGO (Non Governmental Organization)

非政府組織。平和・人権・環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

NPO (Non Profit Organization)

継続的, 自発的に社会貢献活動を行う, 営利を目的としない団体の総称。

オ

オンリーワン徳島行動計画

第1次計画が平成16年度に策定され、平成19年度には「第二幕」として策定された徳島県のマスタープランであり、徳島県における各種計画の基本となる最上位計画として位置づけられる。

オフィス町内会制度

企業が共同してオフィスから発生する古紙類のリサイクルに取り組む制度。複数の事業所が共同で分別排出することにより、古紙類を効率的に回収し、資源化することができる。

カ行

カ

カーボンオフセット

経済活動や日常生活によって発生する二酸化炭素による温室効果ガス量を把握し、別の場所で植林・森林保護・クリーンエネルギー事業等の温室効果ガス削減活動を行い、その効果によって相殺しようとする考え方のこと。

家畜排せつ物

牛，豚，鶏その他政令で定める家畜の排泄物をいう。

家畜排泄物法

正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」であり、平成11年7月に施行された。畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用の促進のための措置を講ずることを目的とする法律。

活動量指標値

産業（業種）ごとの事業活動を表す経済指標（産業別の従業者数，県内総生産や製造品出荷額等）で，産業廃棄物量を推計する際に用いられる。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。各家庭に設置できる小規模な装置であるが、下水処理場の二次処理と同程度（BOD 20mg/L以下）の処理ができる。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、テレビ，エアコン，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機，衣類乾燥機などの対象品目の収集・運搬を小売業者に，回収・再商品化を製造者に義務付け，その費用を消費者などの排出者が負担することを規定した法律であり，平成10年に成立し平成13年4月から施行，平成21年度に改正された。使用済みの家電1台ごとにマニフェストが付けられ，消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理する。

可燃ごみ

一般には有機質からなる燃えるごみをいう。しかし，市町村の焼却場における可燃・不燃の区別は，焼却炉の性能によって異なる。

環境アドバイザー

環境に関する講演会，研修会，学習会等の講師・指導者として，徳島県が委嘱した環境の専門家。

環境会計

企業等が，持続可能な発展を目指して，社会との良好な関係を保ちつつ，環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として，事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し，可能な限り定量的に測定し，伝達する仕組み。

管理型処分場

埋め立てた廃棄物から発生する汚水やガス等が，周辺環境を汚染しない構造の処分場で，周囲に汚水が漏れるのを防止する設備やガス抜き設備，モニタリング設備，汚水処理設備などで構成される。

ク

クラフトパルプ

化学パルプの一つ。木材のチップを，水酸化ナトリウムと硫化ナトリウムの混合液で処理したもの。

グリーン購入

環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択にあたっては，資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと，環境保全に積極的な事業者により製造，販売されること等を重視する必要がある。

グリーン購入法

正式名称は，「国等による環境物品等の調達に関する法律」。

循環型社会の形成のためには，再生品等の供給面の取組に加え，需要面からの取組が重要であるという観点から，平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された。

グリーン調達基本方針

環境負荷の低減に努める事業者等から，環境に配慮した製品やサービスを調達（購入）する際に，基本となる考え方を示したもの。

グリーン購入徳島ネット

グリーン購入に取り組む企業，行政機関，民間団体等によるネットワークづくりと，グリーン購入に関する啓発や必要な情報の収集・発信により，環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し，持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として，平成16年7月に設立された団体。

ケ

経済的インセンティブ

経済的手法を用いて、ごみの排出抑制に対する住民や事業者の意欲を向上させる手法。ごみ処理手数料の有料化や産業廃棄物税などが該当する。

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」。特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律である。

減量化量

脱水や焼却処理等の中間処理により、減量化する分の量を指す。

コ

鉍さい

鉄、ニッケル、クロムなどの鉍物を乾式精錬する際に生じた目的成分以外の溶融物質。

骨材

セメントに混ぜて、コンクリートやモルタルを作る材料。砂・砂利・碎石など。

コミュニティ・プラント

集合住宅や団地等に設置される小規模な污水处理施設のうち、環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるもの。原則的に市町村が設置及び管理・運営を行う。し尿と生活雑排水を合わせて処理できる。

サ行

サ

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

サルファイトパルプ

主として針葉樹の木片を亜硫酸塩の水溶液とともに150 前後で加圧煮沸し、リグニンなどの不純物を溶かし去って作った化学パルプ。良質なので上質紙やレーヨンなどの原料にする。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。

産業廃棄物処理業者の優良化評価制度

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準（取組の目標）を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対して、処理業の許可手続きの簡素化などの優遇措置を講じることにより、優良な処理業者へと誘導するための制度。

シ

自家処理

家庭からでるごみを、自宅で焼却等して処理すること。なお、平成13年1月に野焼きは禁止された。

事業系一般廃棄物

事業所から排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

資源化量

自治体や事業者により、分別され資源化されたものの量。

資源ごみ

様々な社会経済的理由で回収ルートに乗らないために、ごみとして排出された資源化の可能なものを指す。

集団回収

自治会や学校などの非営利団体により行われる古紙回収活動などを指す。市町村が本活動に対して助成金を交付するケースも多い。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律。

焼却残さ

焼却施設から排出される焼却灰と集じん器等で捕集され排出されるばいじんの総称。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」のことであり、平成13年4月に施行された。食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進するための法律であり、同19年度の改正では、食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられた。

震災廃棄物対策指針

平成10年10月に国が策定した指針であり，国は本指針により都道府県及び市町村における震災廃棄物処理計画の策定を指導している。

震災廃棄物処理計画

震災廃棄物対策指針に基づき都道府県や市町村が策定する計画であり，震災に伴うがれきなどの仮置き場の確保や円滑な処理・広域的連携などにかかる事項を定めることとなっている。

ス

3 R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce = ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

水害廃棄物対策指針

平成17年6月に国が策定した指針であり，国は本指針により市町村における水害廃棄物処理計画の策定を指導している。

水害廃棄物処理計画

水害廃棄物対策指針に基づき都道府県や市町村が策定する計画であり，水害に伴うがれきなどの仮置き場の確保や円滑な処理・広域的連携などにかかる事項を定めることとなっている。

ストックマネジメント

施設の機能診断等を適切に実施することにより，施設の有効活用や長寿命化を図り，当該施設の建設から運用・維持管理及び解体までの全期間に要する費用（ライフサイクルコスト）を可能な限り低減するための技術体系及び管理手法の総称。

セ

生活排水

し尿と日常生活に伴う台所，洗たく，風呂等からの排水。

生活雑排水

生活排水のうちし尿を除くもの。

ゼロエミッション

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり他の産業の原料として活用することにより最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取り組みが広がりつつある。

ソ

粗大ごみ

一般廃棄物のうち，家具，家電製品，石油・ガス器具，自転車，寝具，カーペット，楽器・遊具類など，ある一定の寸法や重量以上の大型の耐久消費財をいう

率先行動

国や県・市町村等の行政が，住民や市民に率先して行う行動。

タ行

タ

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン，ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成12年1月15日から施行された法律であり，廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガス規制などの対策を進めていくことが定められている。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理の対象とする浄化槽のこと。生活雑排水は処理できず，付近の小河川などの公共用水域にそのまま放流されることから，河川や海域の水質汚濁の原因のひとつといわれている。浄化槽法の改正により，平成13年度以降は単独処理浄化槽の設置は禁じられている。

チ

中間処理

廃棄物の最終処分に先立て行われる人為的な操作等を指し，廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させ，廃棄物を減量・減容化すること。具体的な方法としては，焼却，熔融，破碎，圧縮等がある。

ト

とくしま環境ビジネス交流会議

環境やリサイクルに関心のある事業者，研究機関，民間団体，行政機関等を対象とした情報交換の場で，リサイクルに関する情報交換や事業化の検討を行う等，新たなリサイクル事業をサポートする体制。

徳島県循環資源交換システム（愛称：リサイクルネット徳島）

廃棄物を排出している事業者の情報と利用を希望する事業者の情報を，県が収集し，インターネット上のホームページで情報提供することにより，事業者間の循環資源の交換を促進し，循環型社会の形成を推進するシステム。

徳島県バイオマス総合利活用マスタープラン

循環型社会の実現，地球温暖化防止のため，県内の主に農林水産分野から排出され，再生利用可能な資源（バイオマス）の循環的利用を図るために，その賦存量，利活用量を調査し，利用の方向性を示すなど，行政のみならず民間事業者の取組を推進することを目的に策定された県の計画。

徳島県公共工事環境配慮指針

地域の環境と調和を図り，環境への負荷の少ない公共工事を進めるため，整備にあたって踏まえるべき視点，配慮することが望ましい具体的な目標と方法等を示したもの。平成16年9月に「徳島県公共事業環境配慮指針」として全面改定されている。

徳島県認定3Rモデル事業所

県内のリサイクル産業の振興を図るとともに，廃棄物等の発生抑制及び資源の有効利用を促進するために創設された徳島県リサイクル認定制度において，廃棄物等の発生抑制，循環資源の再使用及び再生利用の推進に積極的に取り組み，他の模範となる事業所で環境保全のための必要な措置及び環境負荷の低減に配慮している事業所（3R実践事業所，3R開発事業所，3R促進事業所）をいう。

とくしま環境県民会議

県民と事業者，行政がお互いに協力して環境問題に取り組むため，平成12年1月に設立された団体。地球温暖化対策推進法に基づく地域協議会の一つである。

徳島県認定リサイクル制度

県内で発生する廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や，3R（スリーアール）に積極的に取り組む事業所を認定する制度。

徳島県認定リサイクル製品

県認定リサイクル制度で認定された製品について，県ではそれらについて広く情報提供するとともに，認定製品を積極的に利用するよう努めている。

土壌改良材

土壌を作物の生育に適する状態にするために施す資材。

土石業（土石製品製造業）

主として，研磨材・骨材・砕石・ロックウール・石灰・石綿・石膏などの土石製品等を製造する事業所。

ナ行

農業集落排水施設

農業集落からのし尿，生活雑排水または雨水を処理する施設。農林水産省の管轄である農業農村整備事業により整備される。

八行

八

廃棄物処理法

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し，その適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理をすることを目的とした法律で，廃棄物処理施設の設置規制，廃棄物処理業者に対する規制，廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

ばいじん

燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理

医療関係機関等から生ずる感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物をいう。）は，特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物）とされており，密閉した容器での収集運搬，感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

廃石綿等処理マニュアル

石綿建材除去事業により除去された吹き付け石綿や石綿保温材等の飛散性アスベスト廃棄物（特別管理産業廃棄物：廃石綿等）を適正に処理するための事項等を具体的に解説したもの。

フ

不燃ごみ

一般に，金属，ガラス，陶磁器，土砂，灰，ガレキなどの「燃えないごみ」をいう。市町村の焼却炉の能力などによって，プラスチック類が不燃ごみとして区分されているケースも多い。

不燃残さ

粗大ごみ処理施設や資源化施設等から排出される資源選別後の残さで，不燃性のものを指す。

分別収集計画

容器包装リサイクル法を受け，市町村や県が3年に一度策定する，分別収集に関する計画。

ホ

ポリ塩化ビフェニル

一般にPCBとよばれる物質。熱安定性，電気絶縁性に優れ，トランス，コンデンサー，熱媒体，ノーカーボン紙に用いられた。しかし，PCBは難分解性で，生体に蓄積する。熱媒体として使われたPCBが製造過程で米ぬか食用油に混入し，それを食べた人に皮膚障害，肝機能障害などの油症を発症したカネミ油症事件（1968）が起こり，その毒性が注目された。

マ行

マ

マイバッグ運動

買い物の際，買い物袋を持参して，レジ袋を受け取らない運動。ごみの排出抑制につながる。

マニュアル

作業の手順などを体系的にまとめた冊子（説明書）の類。

ム

無機性汚泥

有機性のものを含まない汚泥であり，代表的なものとしては，セメント工場から発生する汚泥，建設汚泥などがある。

ヤ行

ヤ

山元還元

溶融処理によって発生する溶融飛灰には，鉛・カドミウム・亜鉛・銅などの非鉄金属が高濃度で含まれていることから，これを非鉄金属の原料と見なし，山元（鉱山や精錬所）に戻して（還元），非鉄製錬技術により鉛，亜鉛などの物質を回収する。

ユ

有機性汚泥

有機性のものを含む汚泥であり，代表的なものとしては，活性汚泥法による処理後の汚泥，パルプ廃液から生ずる汚泥，動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥，ビルピット汚泥（し尿を含むものは除く）などがある。

有償物

売却することによって利益を得ることができるもの。

ヨ

窯業

粘土などの鉱物質原料を窯（かま）や炉で高熱処理をして，陶磁器・瓦（かわら）やガラス・セメント・耐火物などを製造する事業所。

溶融炉

焼却灰などを概ね1200 以上の高温で溶かし，これを固めて「スラグ」（黒いガラス粒状の物質）にする処理を行う炉。

溶融スラグ

ごみ焼却残さなどを高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。溶融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質はほとんど分解され、重金属類は溶融スラグのガラス質と一体化して溶出しないようになる。このような性質から、溶融スラグは路盤材やコンクリート骨材等の土木資材として再利用可能である。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の容積の約6割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化をするというそれぞれの役割分担が示されている。

ラ行

ラ

ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その商品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため、使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。

ロ

路盤材

舗装道路で、舗装表面と路床との間に敷き詰める砕石や砂等の資材。

第三期 徳島県廃棄物処理計画

発行日
編集・発行

平成23年3月
徳島県県民環境部 環境総局 環境整備課 ゴミゼロ推進室
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2279